

518

161

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

始





2.9.20



518

161

郡山町水道誌

郡山市役所





郡山町水道誌

大正  
14.6.27  
丙交





序

人類の生活に、水の無かる可からざるは、猶空氣の欠く可からざるが如く、今更言ふを俟たざるなり、若し夫れ原人時代を考察する時は、湖沼有り河川有る處に、先づ人類棲息の集團を見る、人智開けて、生活機關の複雑するに及びては、耕種交貿等の上より、地の利を計量し、其利にして大ならば、假令水無き地にも住居の集團を作り、更に井を穿ち溝を通して水を求め、以て日用に供す、彼は水人を引付けるものにして、此は人、水を引付けるものなり。

郡山町は、古來水に、乏しく、幼稚なる皿沼水道を布設して、僅に飲料浣濯の用に充てしが、戸口漸く繁く、終に其の不足



を訴ふるに至る、是に於て、明治四十五年、始めて新式水道を布設し、百年清水を飽喫して満腹す可しと爲せり、何ぞ圖らん、水の人を引付ける力は強大にて、戸口益繁殖し、全町の膨大率は、また皿沼水道時代の比に非ず、従つて又漸く水量の不足に苦めり、最近逢瀬川揚水の大計畫は、實に其急に應ぜんが爲めなり。

是の如く、水、人を引き、人、水を引きて、相關交動の己まざる過去の事實より推す時は、今日過大と見ゆる程の水道擴張事業も、其完成と同時に、新に官署を引付け、兵營を引付け、各種工場を引付け、それ等に附帶する民家を引付け、期年ならずして、忽ち又其水量の不足を告げ、第二期第三期の擴張増設を必要とするを疑はず、故に水道と都市と、兩々相伴ひて伸長し膨大す

る現象は、其何れか影、何れか形なるを問ふを要せず、其一を擧げて、其對を知る可く、水道の發達誌は、即ち最も正確なる最も忠實なる都市の膨張誌なり。

郡山町、自然流下水道時代を劃して、一段落と爲し、舊記を輯めて水道誌を綴り、以て後日の參照に供せんとする企有り、積年拮据稿漸く成り、予に囑して刪定せしむ、郡山町は予の郷里なり、澄徹清冽の水の、全町を潤し、それに引付けらるゝ戸口の、益々繁滋するを喜ぶ、故に、敢て辭せずして其囑を容れ、編次上に多少の愚見を加へ、間々雌黃を施して定稿と爲す、希くは、今後續篇三篇を出して大都市の大水道を傳ふる期の近きに在らんことを。

大正十三年六月

石井研堂



大正十一年六月一日  
 新水道建設の概況  
 はじめに  
 新水道の建設は、本市の発展と市民の健康を考慮し、大正十一年六月一日に開始された。この事業は、本市の水源を確保し、市民に安全な水を供給することを目的としている。建設の概況は、以下の通りである。

1. 水源の確保  
 本市の水源は、山間部の山溪である。この水源を確保するため、山間部にダムや貯水池を建設する必要がある。

2. 配水管の敷設  
 水源から本市の中心部まで配水管を敷設する必要がある。この配水管は、地下に埋設し、漏水を防ぐ必要がある。

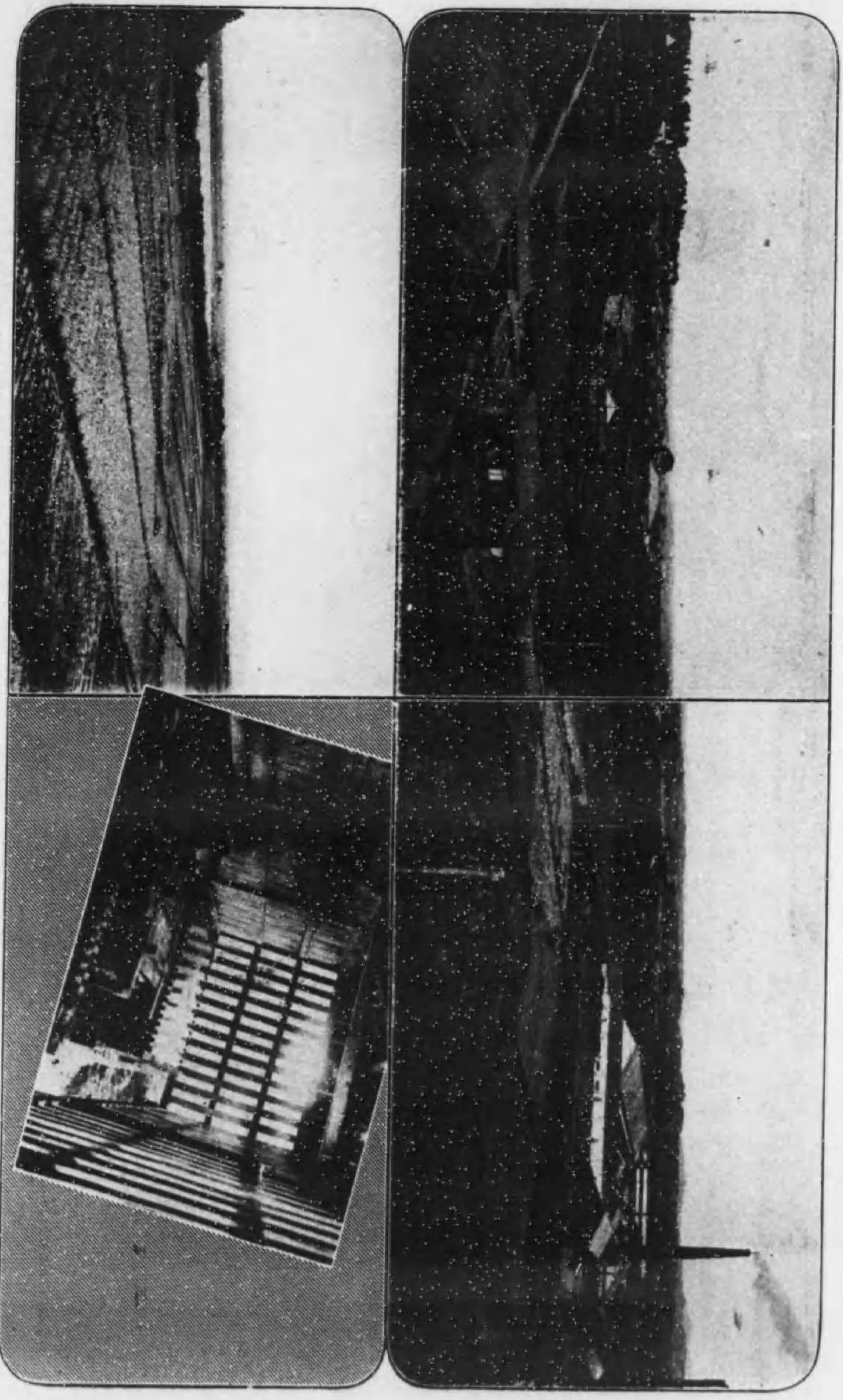
3. 浄水場の建設  
 水源の水は、浄水場で浄水される必要がある。この浄水場は、大正十一年六月一日に建設された。

4. 配水施設の整備  
 浄水場から市民の家にまで水を供給するため、配水施設を整備する必要がある。

5. 市民への説明  
 この事業の進捗状況を市民に説明し、市民の理解を得る必要がある。

以上が、新水道建設の概況である。この事業は、本市の発展と市民の健康に大きく貢献すると思われる。

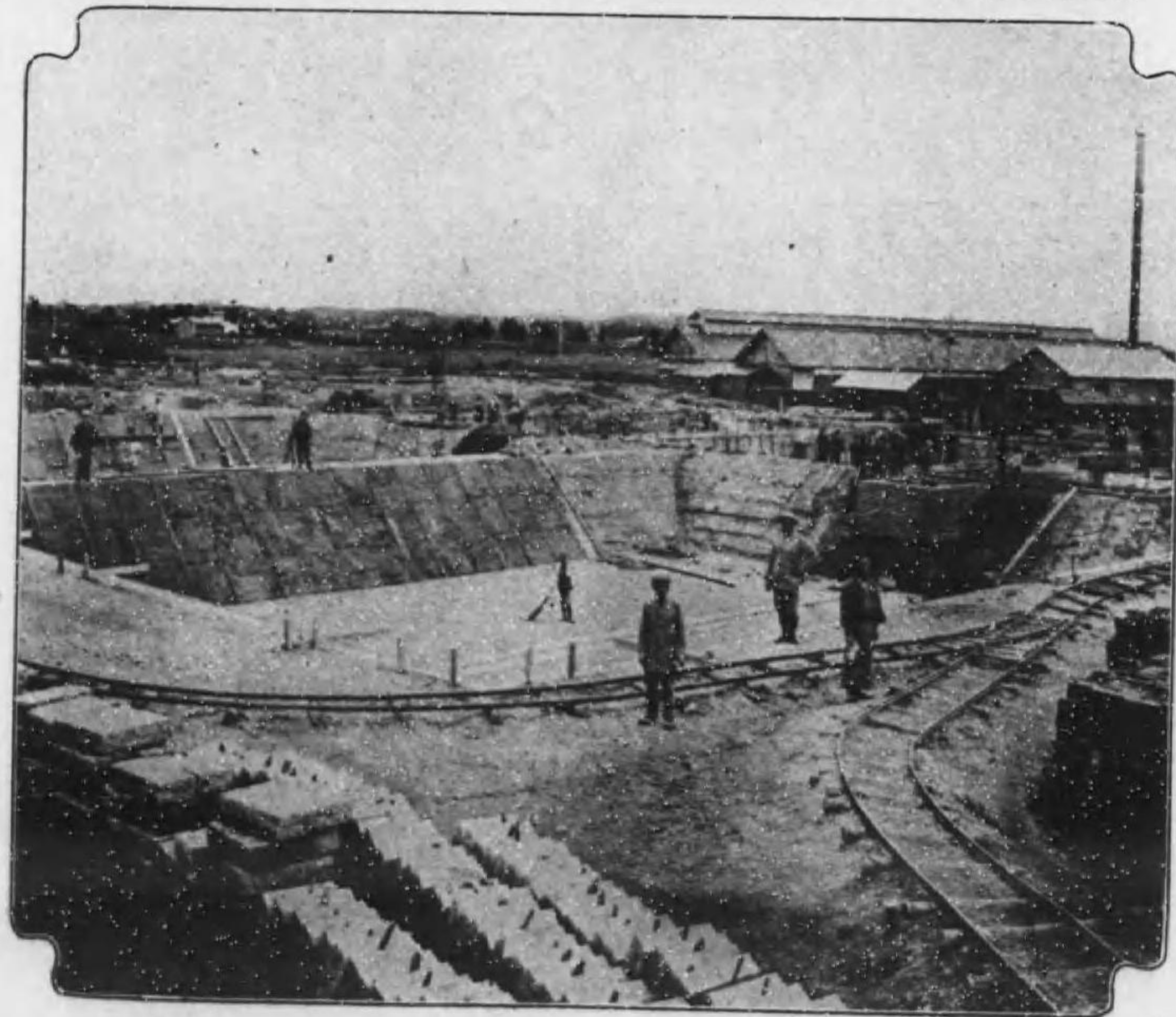
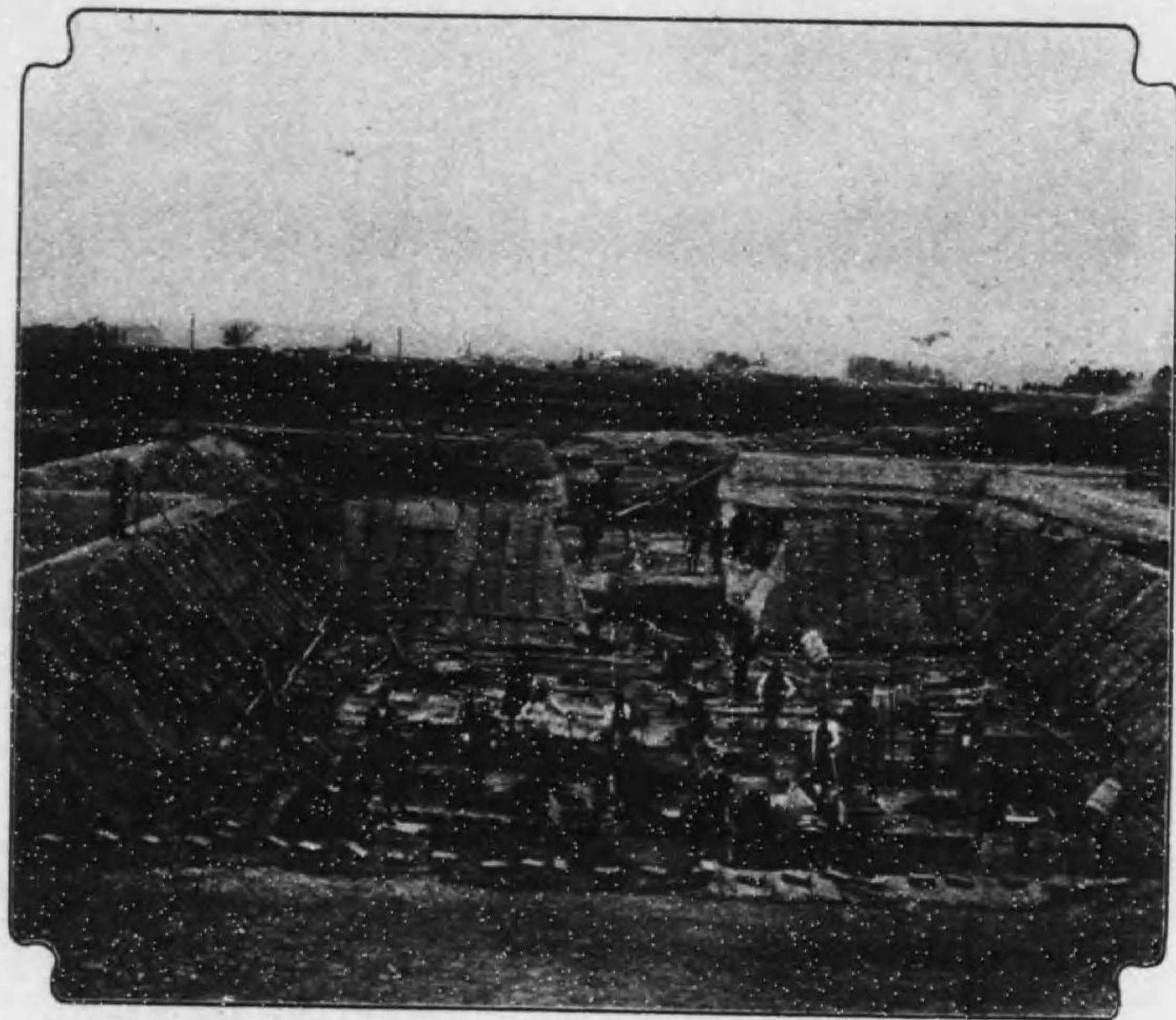
町山郡の前以道水新 (1)



新水道建設の概況 左：槽水分道水沼皿右(下) 右：沼りよ岩愛村田原小町山郡の時富始高業事道水(上)

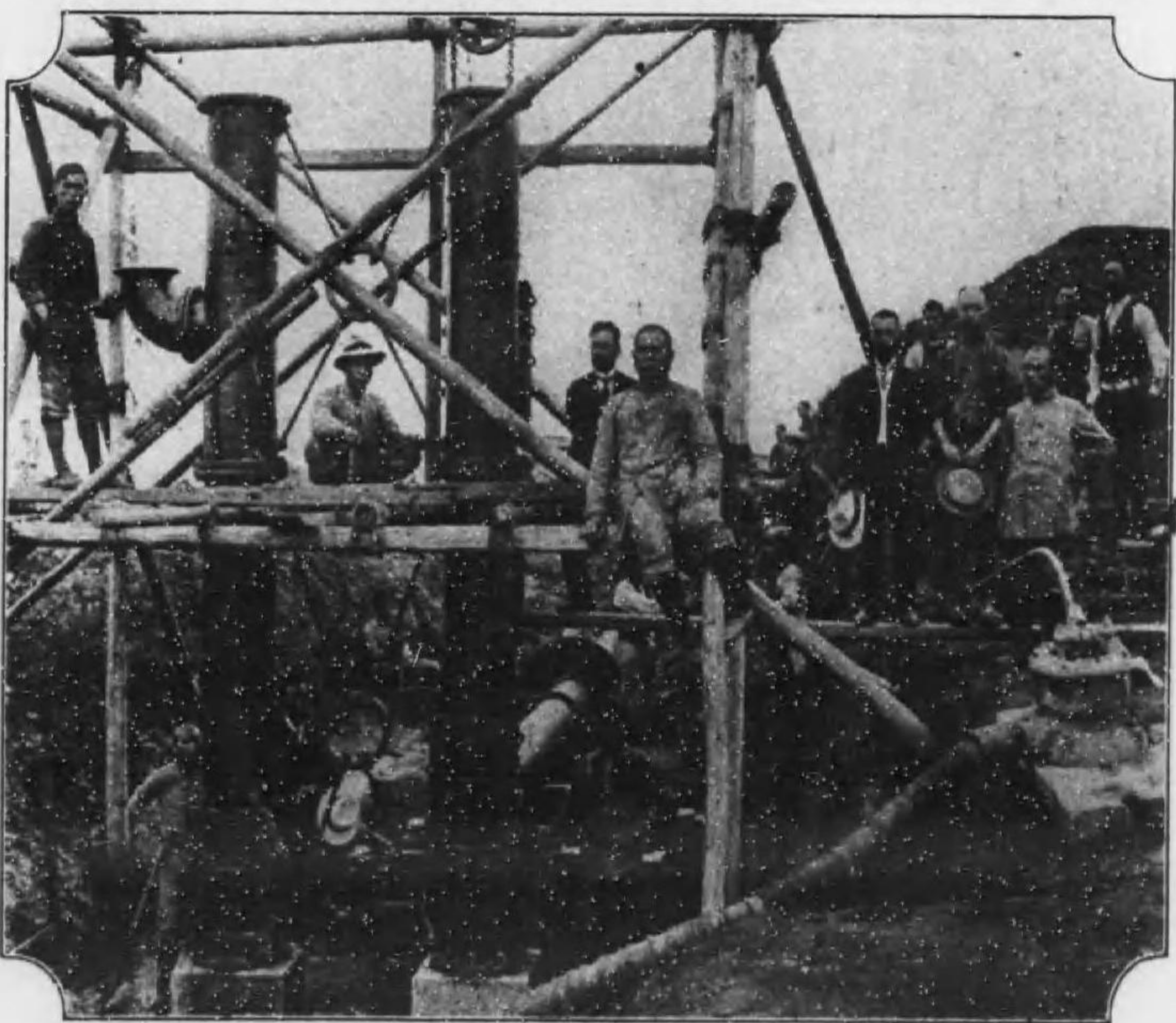
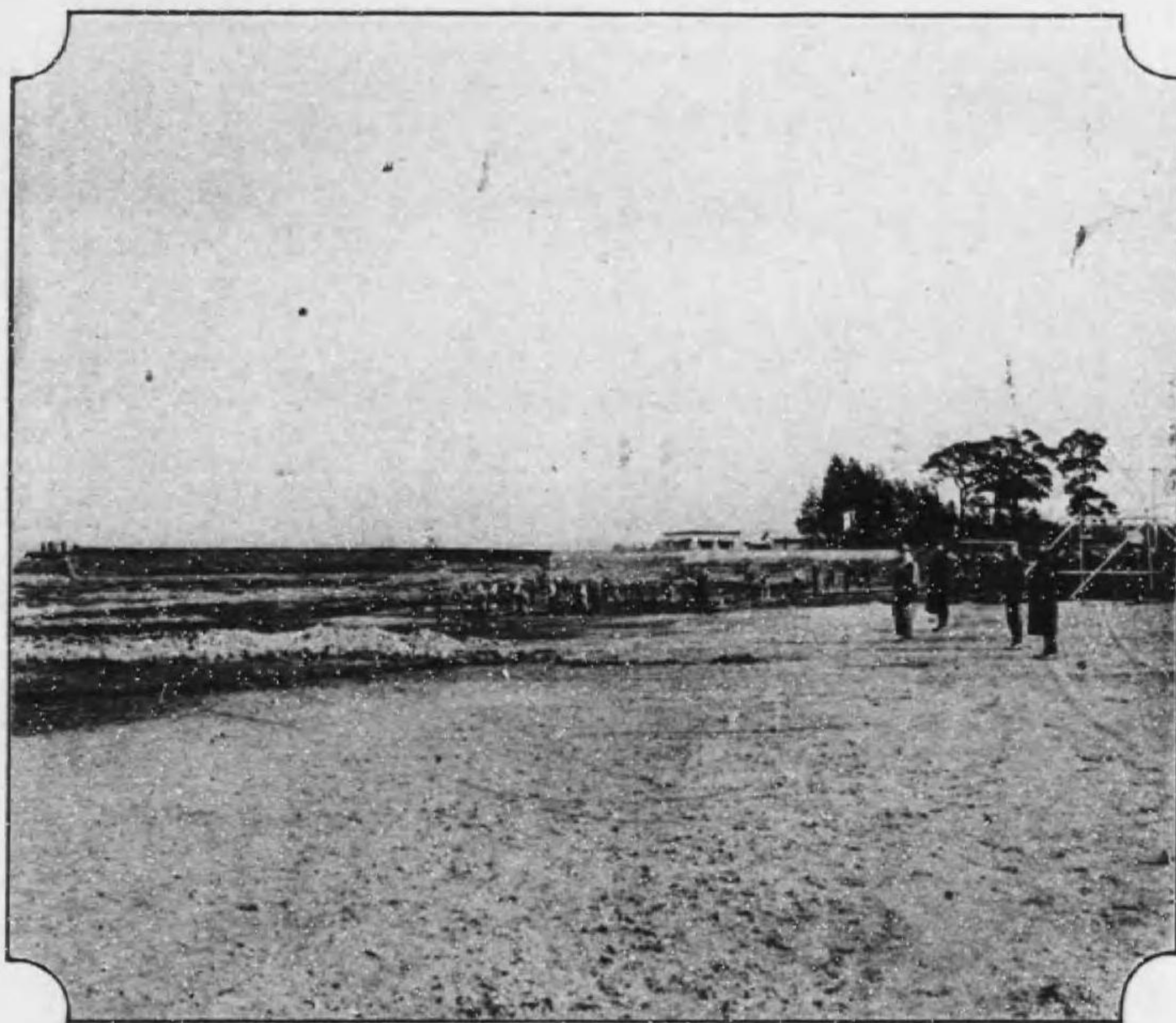


事 工 池 過 濾 (3)



事工抹塗トルアフスア壁側池過濾(下) 事工礎基トーリクソ池過濾(上)

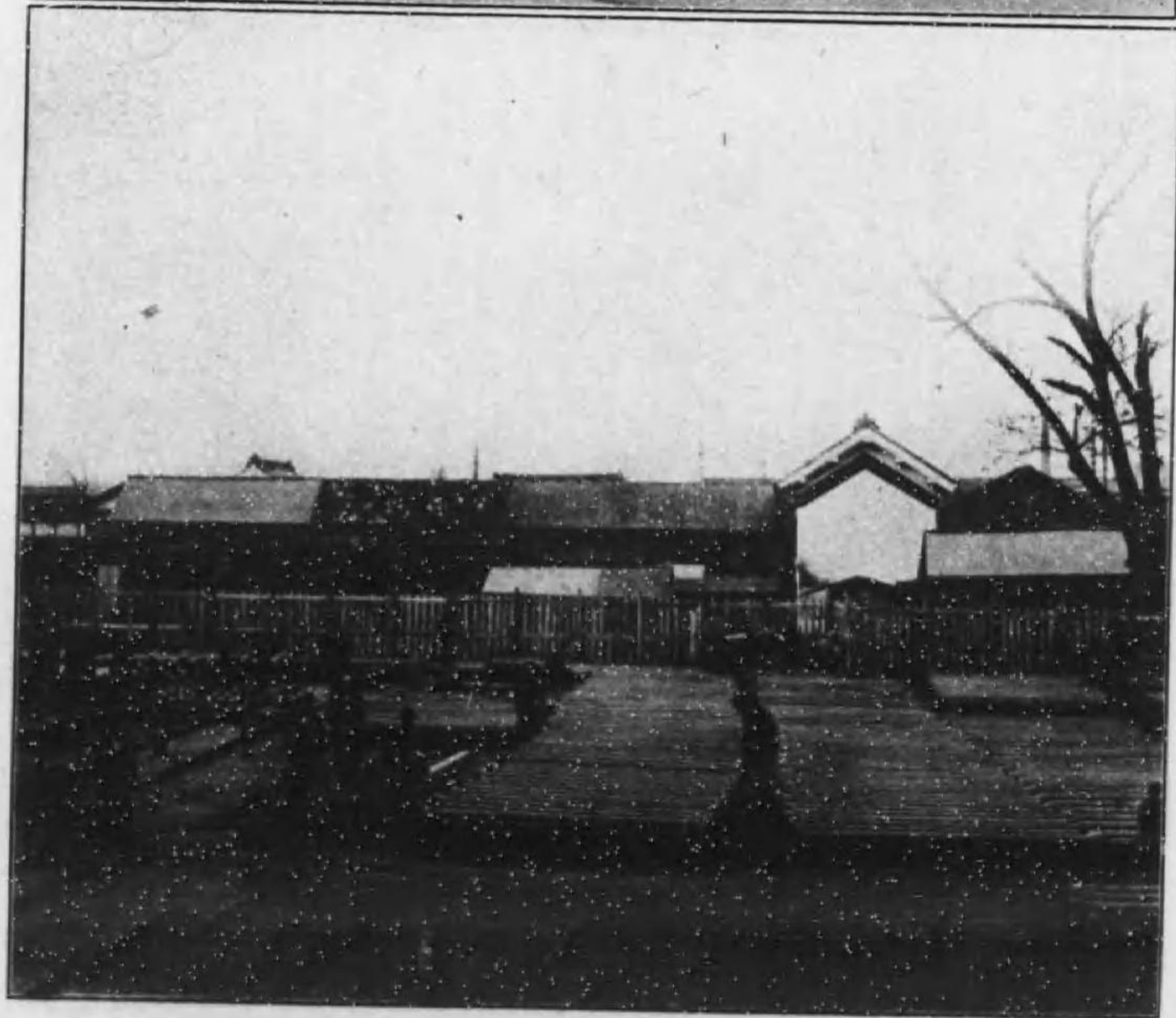
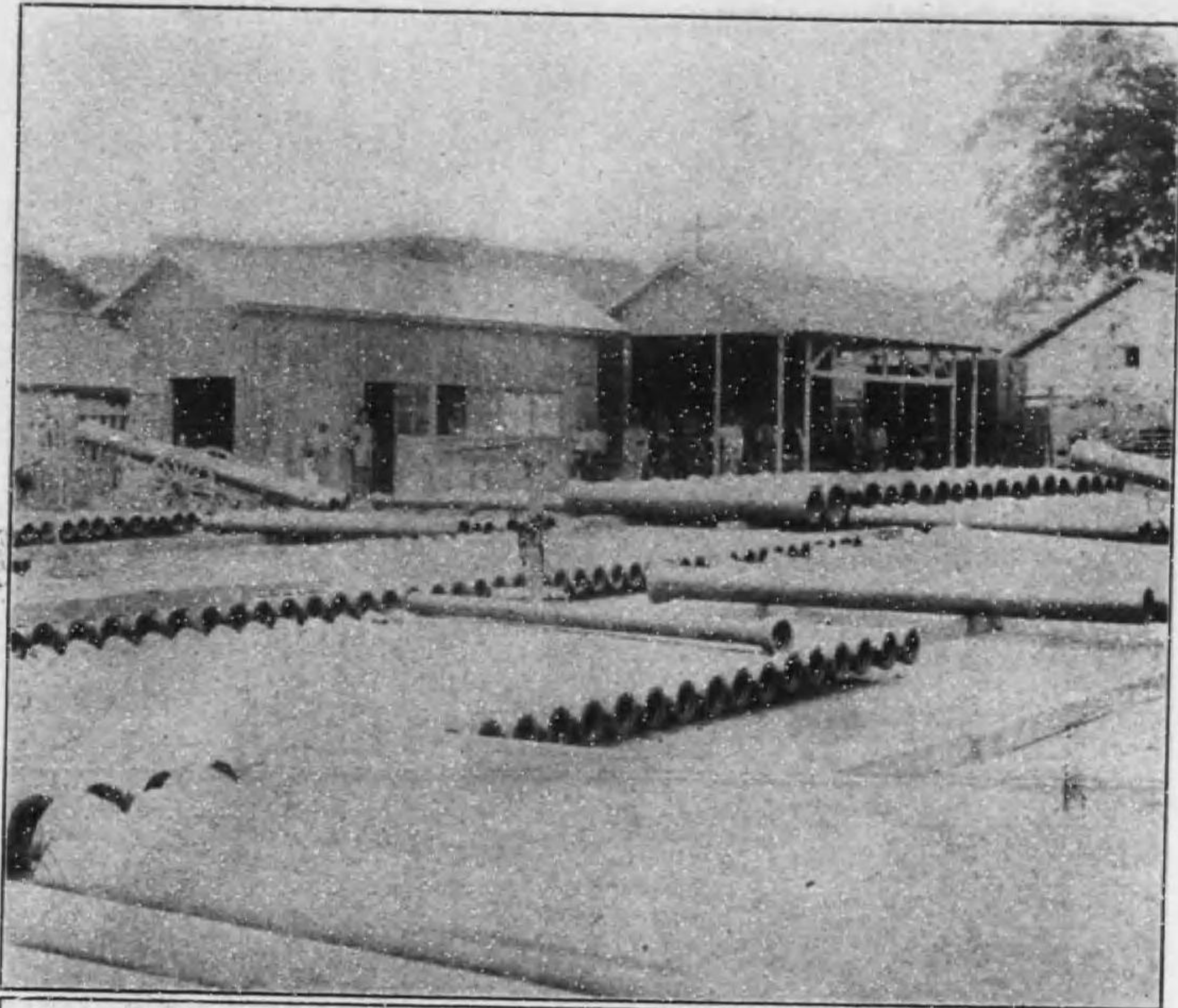
事 工 池 澱 沈 (2)



事工設建柱鐵水誘内池澱沈(下) 事工内池澱沈(上)

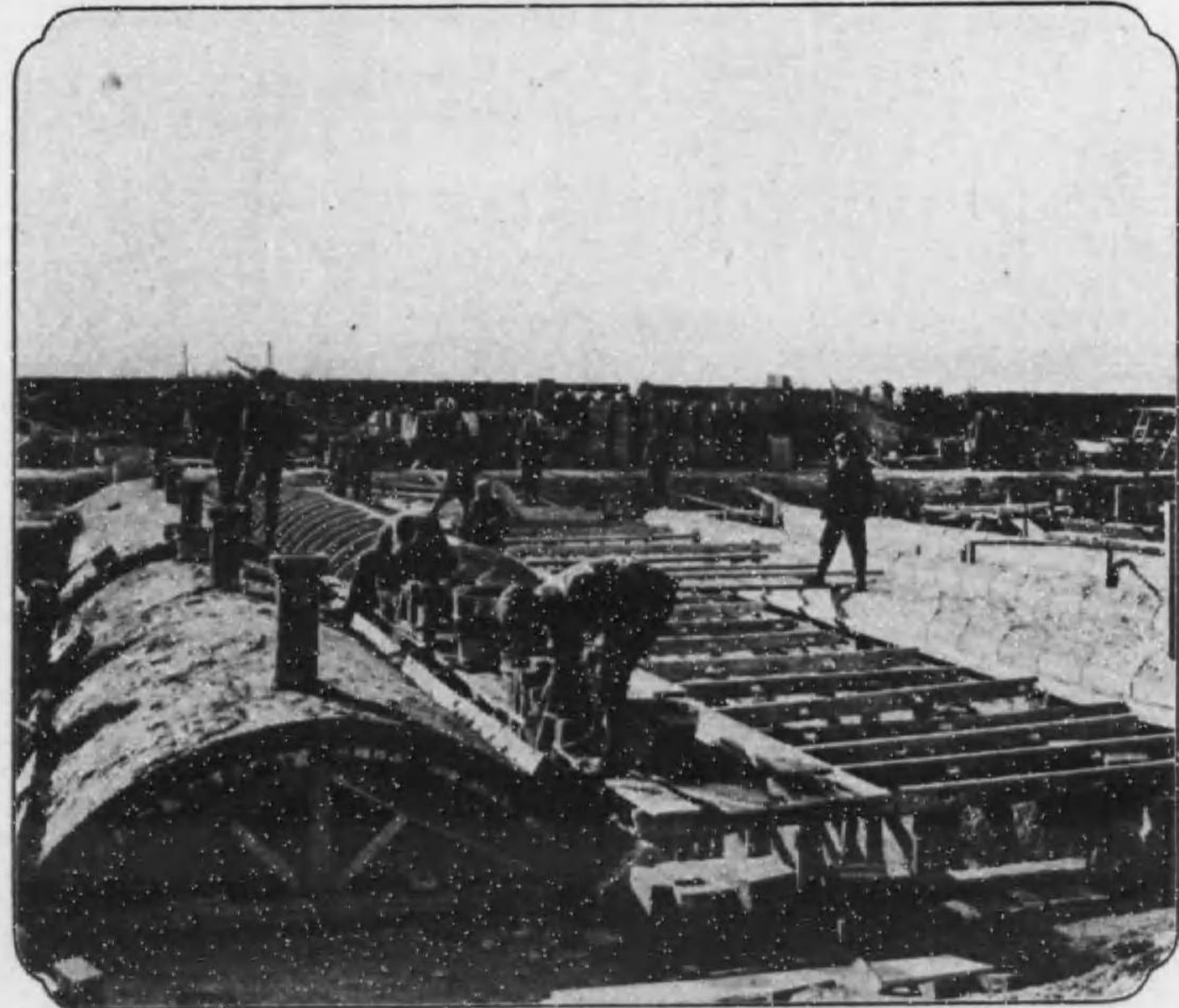
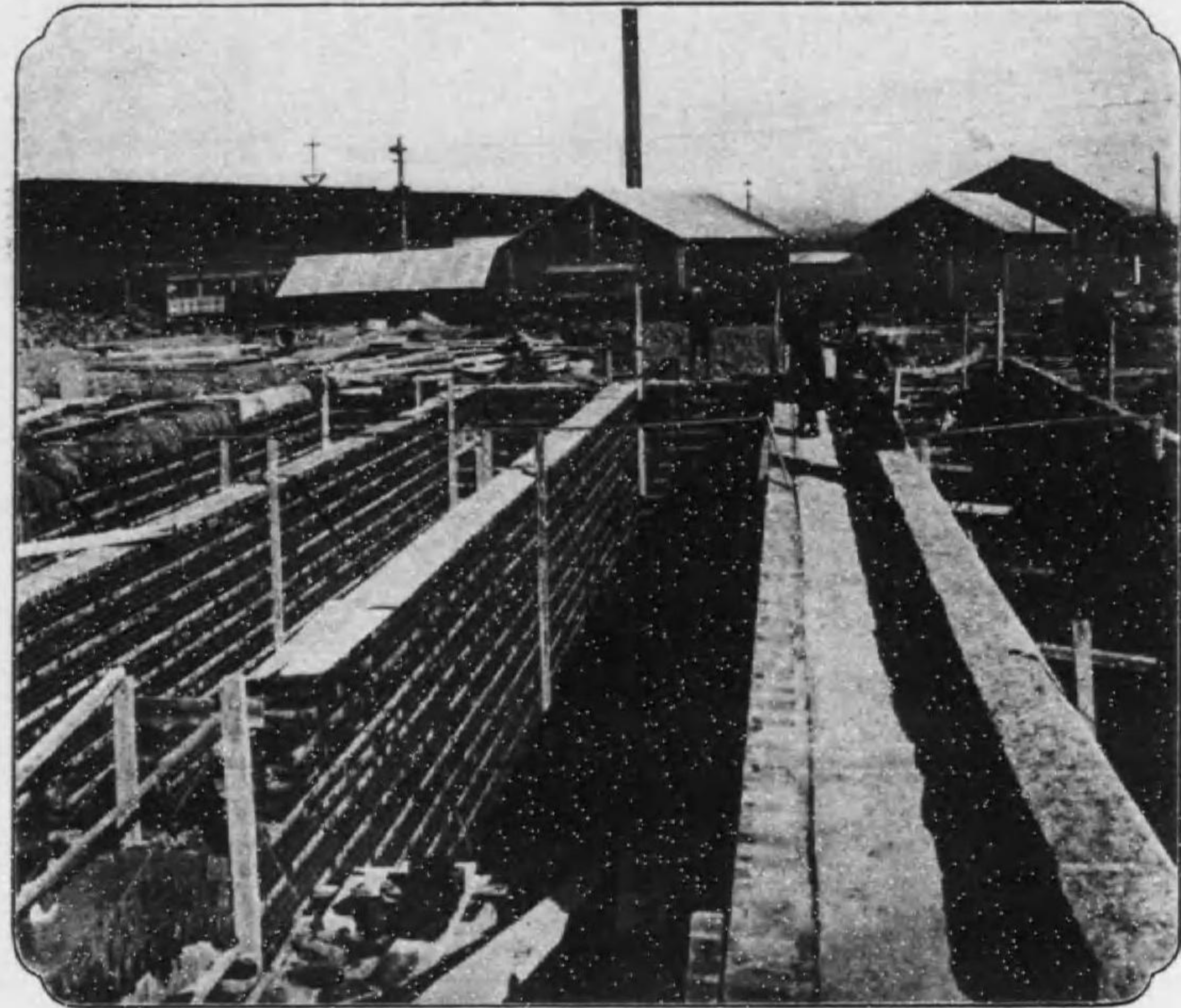


場 驗 試 管 鐵 (5)



跡屋陣元内地田燧字町山郡

事 工 池 水 配 (4)



事工設架チーア池水配(下) 事工積瓦煉壁水流池水配(上)

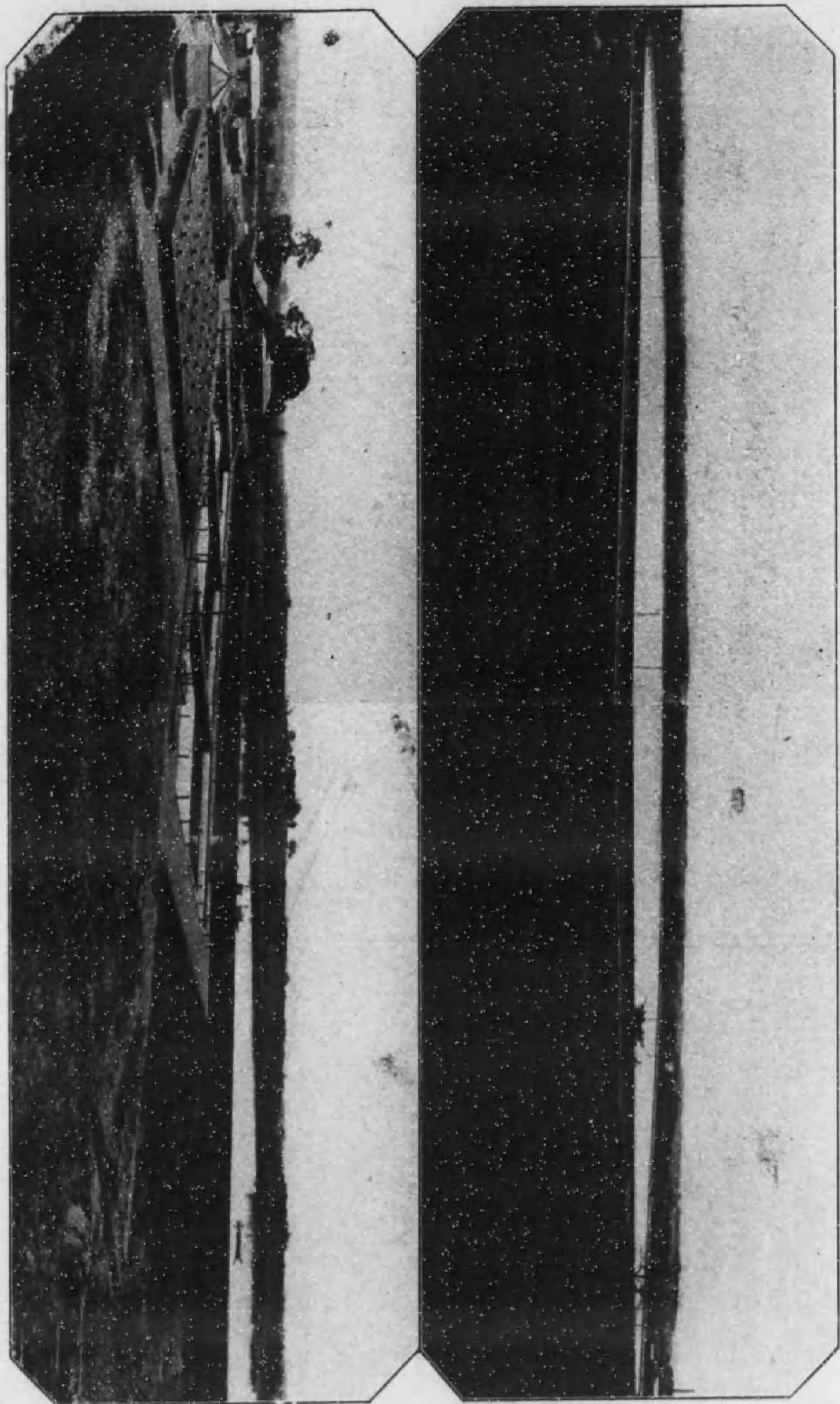


事工設布管鐵水配 (6)



前所役郡 (F) 裡寺寶如 (上)

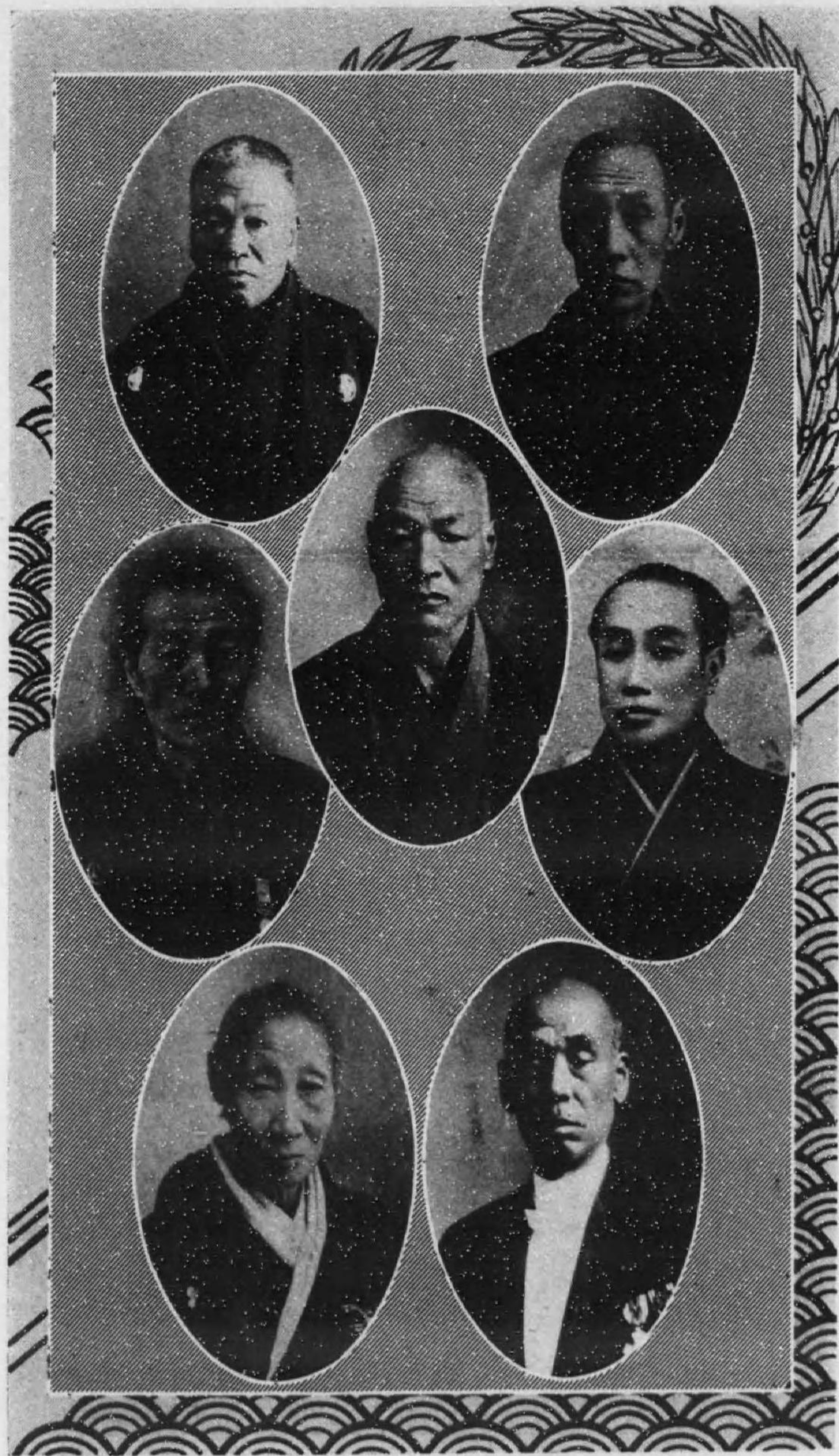
觀大水淨の後成竣 (7)



景全場水淨 (下) 景全池澱沈るたみ望り上臺高南 (上)



多田野水道の受賞者 (9)



上(右)より永戸直之助・津野喜七(中) 橋本左衛門・榎沼五兵衛  
 下(左)より佐藤兵衛・安藤かた 甲斐山忠左衛門

歴代の町長 (8)



上(右)より今泉三郎・今泉久次郎(下) 根本祐太郎・大森吉彌



二其 者賞受功有の道水新 (11)



郎二精村木・藏重田武(中) 郎三誠口川・吉萬邊渡・助忠藤安りよ右(上)  
郎太龜井櫻・吉鶴邊渡・助彌上村(下) 門衛右治田横

一其 者賞受功有の道水新 (10)



衛兵彌形宗・門衛右萬本橋(中) 守分國・承之久藤齋・郎七専田龍りよ右(上)  
吉熊田高・吉熊山横・作儀口山(下) 門衛右新井石



水道工事関係主脳者 (13)



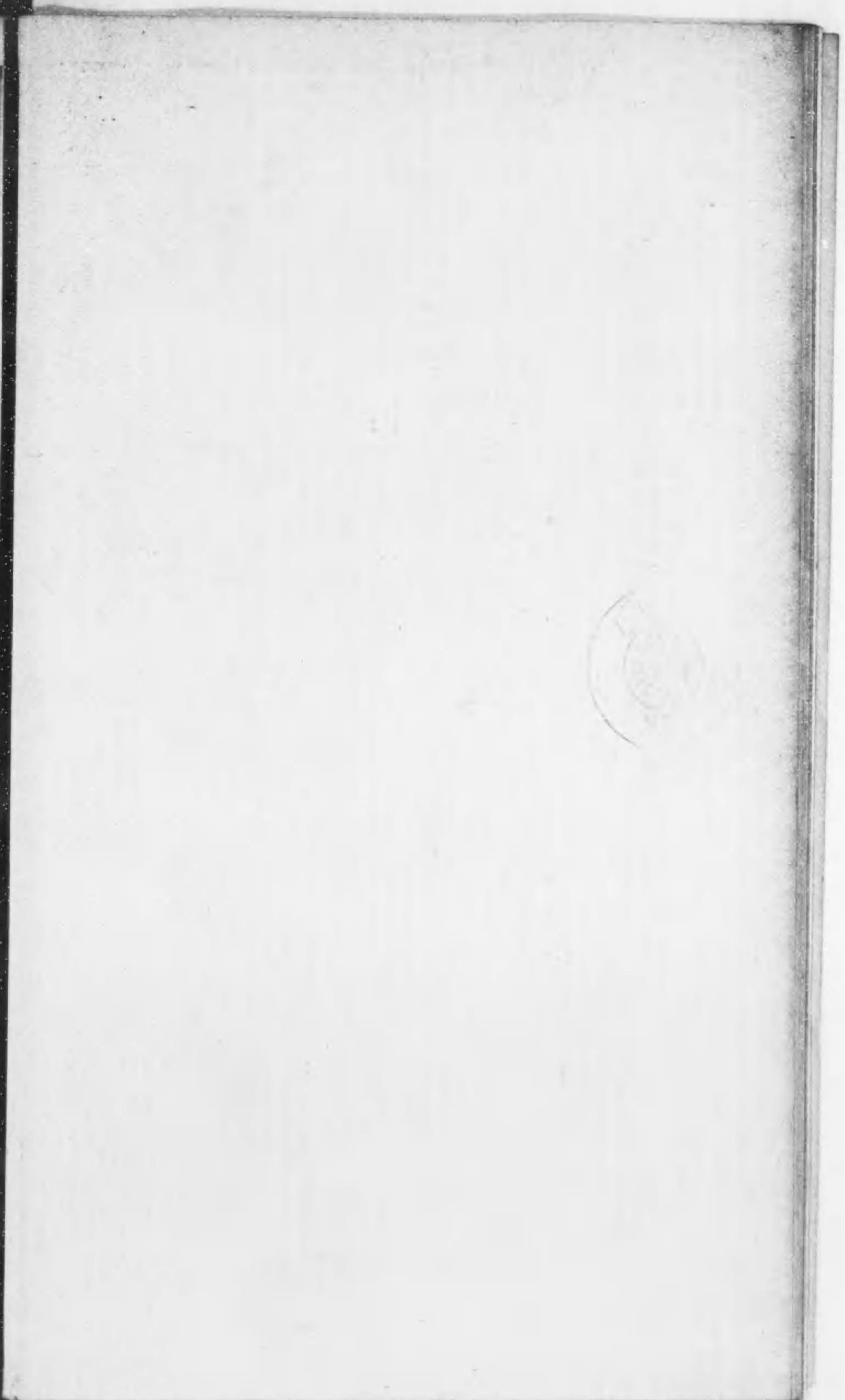
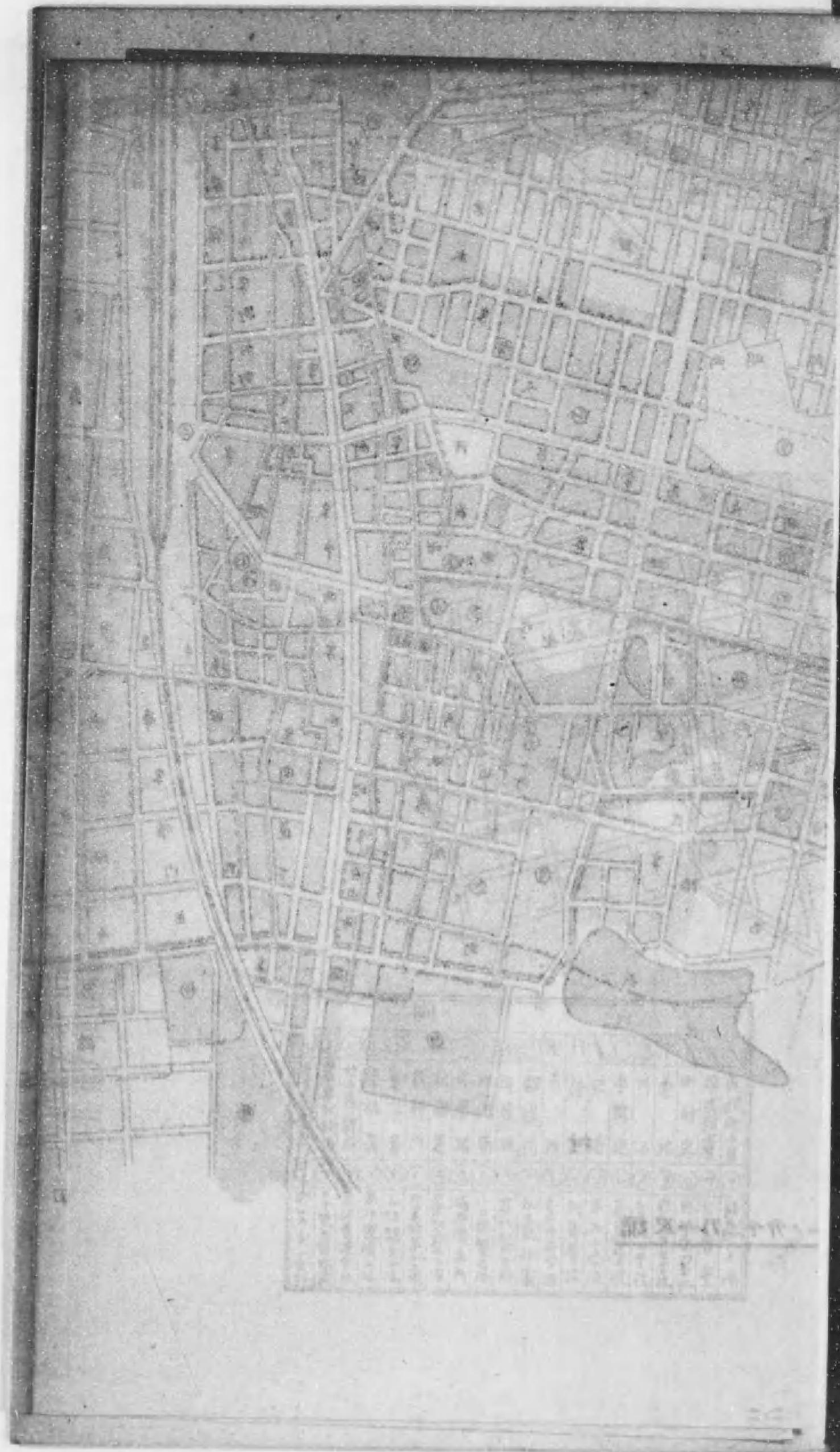
横久藤齋(上) 星圭三郎・助之卯橋本りよ右(下)

新水道の有功受賞者其三 (12)



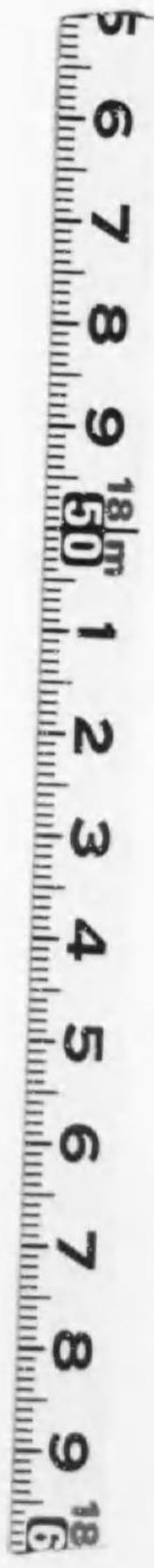
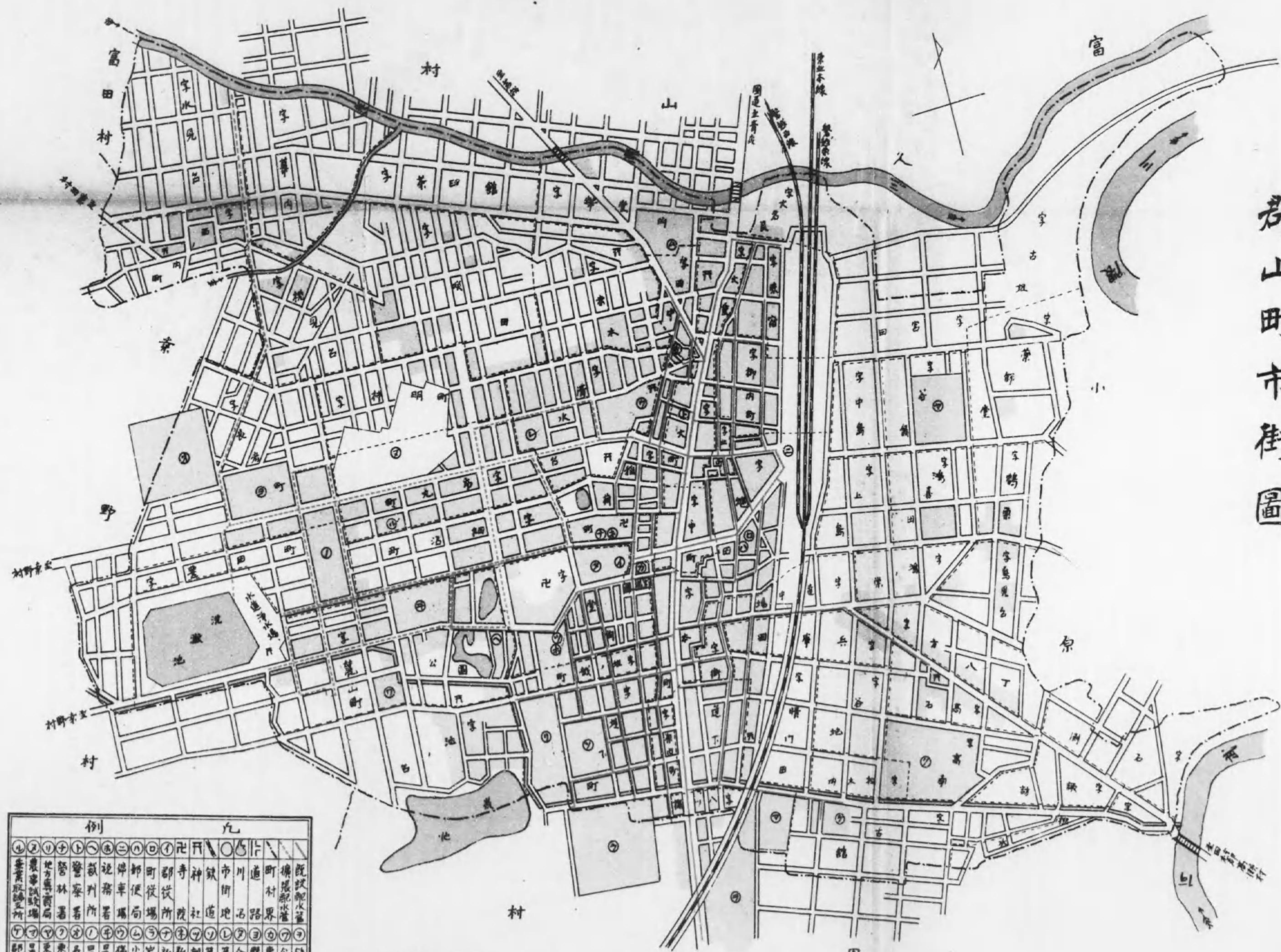
衛兵清藤安・郎太庄木鈴(中) 平喜井石・吉源田馨・吉傳藤佐りよ右(上)  
吾伴分國・藏留山栗・門篤左忠山斐甲代二(下) 郎五恒沼柳代二







# 郡山町市街圖



| 例 |      | 凡 |     |
|---|------|---|-----|
| ① | 既設配水 | ○ | 市街地 |
| ② | 擴張配水 | △ | 川   |
| ③ | 町界   | □ | 道   |
| ④ | 村界   | ◇ | 石   |
| ⑤ | 鐵道   | ◇ | 川   |
| ⑥ | 工場   | ◇ | 市街  |
| ⑦ | 公會堂  | ◇ | 神社  |
| ⑧ | 東部電力 | ◇ | 寺   |
| ⑨ | 金通   | ◇ | 役所  |
| ⑩ | 東部電力 | ◇ | 役場  |
| ⑪ | 東部電力 | ◇ | 郵便局 |
| ⑫ | 東部電力 | ◇ | 車庫  |
| ⑬ | 東部電力 | ◇ | 視察所 |
| ⑭ | 東部電力 | ◇ | 警察署 |
| ⑮ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ⑯ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ⑰ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ⑱ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ⑲ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ⑳ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉑ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉒ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉓ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉔ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉕ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉖ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉗ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉘ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉙ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉚ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉛ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉜ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉝ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉞ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㉟ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊱ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊲ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊳ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊴ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊵ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊶ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊷ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊸ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊹ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊺ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊻ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊼ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊽ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊾ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |
| ㊿ | 東部電力 | ◇ | 警務所 |

縮尺二万一千分



郡山町水道圖



郡山町水道誌目次

◎前記

|               |       |    |
|---------------|-------|----|
| 第一編 舊水道       | ..... | 一頁 |
| 第一章 郡山町の飲料水概説 | ..... | 一  |
| 第二章 皿沼水道      | ..... | 二  |
| 第三章 山水又山水道    | ..... | 一〇 |
| 第四章 多田野水道     | ..... | 一一 |
| 第一節 發起人       | ..... |    |
| 第二節 源水分析表     | ..... |    |
| 第三節 設計概要      | ..... |    |
| 第四節 資金の出處     | ..... |    |
| 第五節 木管        | ..... |    |
| 第六節 水源地の確保    | ..... |    |
| 第七節 沿道民の故障    | ..... |    |
| 第八節 水道の竣成     | ..... |    |
| 第五章 町營後の多田野水道 | ..... | 三六 |
| 第一節 多田野水道の寄附願 | ..... |    |
| 第二節 引受上の疑問    | ..... |    |
| 第三節 寄附收受の可決   | ..... |    |
| 第四節 寄附願       | ..... |    |



第五節 引繼諸項

第六節 町營諸案審議

第七章 功勞者の表彰

第六章 多田野水道の不成蹟

第一節 濁水混入防止工事

第二節 放水の禁止

第三節 配水交代法

第四節 増水施設

第五節 土木技師派遣の申請

第六節 多田野水道の終焉

第七章 多田野水道經營中の諸條例規定

◎本 記 (改良水道)

第二編 改良水道計畫

第一章 水道改良の理由

第一節 給水の不足

第二節 經費の不廉

第三節 戸口の増殖

第四節 町民の實力

第二章 水道改良を要する特殊の狀況

第一節 傳染病の豫防

第二節 軍事上の必要

第三節 工業の發達

第四節 貫ひ水の風習

第五節 旅客の激増

第六節 防火上の設備

第三章 水道改良の設計

第四章 水道調査の開始

第五章 水道布設の目論

第一節 布設目論書

第二節 工事方法書

第三節 工事設計概略

第四節 布設費收入支出の方法

第六章 水道布設費の可決

第七章 水道布設財政計畫

第一節 布設事業費の收支計算

第二節 町債と其償還

第三節 水道使用料收入見込

第四節 水道經常費收支概算

第五節 町債償還の計畫

第六節 本町財政の現狀

第三編 準備篇

第一章 水道布設

第一節 布設認可稟請

第二節 補助金申請並其認可

第三節 沈澱池に關する承認

第四節 下ノ池使用申請



第五節 安積疏水組合へ寄附金問題 ..... 第六節 水質の分析

第二章 起債 ..... 第二節 起債議決變更許可稟請 ..... 一六六

第一節 起債許可稟請 ..... 第三節 第二期町債許可稟請

第三章 布設費の調達 ..... 第二節 第二期借入：日本勸業銀行 ..... 一七六

第一節 第一期借入：日本勸業銀行 ..... 第四節 第四期借入：日本勸業銀行

第三節 第三期借入：太平生命保險會社

第五節 借入金償還年次表

第四編 實 設 編 ..... 二〇七

第一章 敷設工事經營機關 ..... 二〇七

第一節 水道布設工事臨時委員 ..... 第二節 事務所の組織

第三節 諸給與規程

第二章 設計變更認可稟請 ..... 二一六

第一節 設計變更の概要 ..... 第二節 工事方法

第三節 工事設計概略

第三章 水道布設費豫算 ..... 二二一

第一節 水道布設費豫算 ..... 第二節 第一次豫算變更

第三節 第二次豫算變更 ..... 第四節 第三次豫算變更

第五節 第四次豫算變更 ..... 第六節 第五次豫算變更

第七節 第六次豫算變更 ..... 第八節 第七次更正豫算

第九節 第八次更正豫算

第四章 豫算變更 ..... 二二九

第一節 豫算變更認可稟請 ..... 第二節 既定更正兩豫算對照

第三節 布設費繼續年度變更 ..... 第四節 繼續費變更豫算

第五節 翌年度歳入繰上

第五章 工事用物件購入及請負の概要 ..... 二七三

第一節 工事及物品供給請負取扱規定 ..... 第二節 鑄鐵管購入示法書及其契約

第三節 不合格鐵管の處分 ..... 第四節 セメント示法書及購入

第五節 煉瓦示法書及石材洗砂利仕様書 ..... 第六節 工事用物品購入

第六章 雜 件 ..... 三二二

第一節 國縣道使用 ..... 第二節 里道の使用



第三節 溝渠位置變更稟請

六

第五編 起工と竣成

三八

第一章 起工

三八

第二章 竣成

三〇

第六編 決算

三三

第一章 水道布設費決算

三三

第一節 明治四十二年度決算

第二節 明治四十三年度決算

第三節 布設費總決算

第四節 設計調査費

第七編 關係人物

三〇

第一章 水道事業關係員

三〇

第一節 町長

第二節 助役

第三節 收入役

第四節 水道委員

第五節 町會議員

第六節 功勞者の表彰

第二章 臨時水道部員其他

三四

第一節 顧問と技術員

第二節 臨時水道部職員

第三節 臨時水道部職工工夫の手當

第四節 臨時水道部員の賞與

第八編 經營編

三五

第一章 給水規則其他規程

三五

第一節 給水規則

第二節 給水規則施行細則

第三節 給水規則施行細則の一部改正

第四節 給水規則改正

第五節 水道巡視給與品規程

第六節 水道給水用具買上規程

第七節 水道巡視勤務規程

第八節 火災に關する宿直員心得

第二章 計量器

三九

第一節 計量器の種類

第二節 上水メートル取締心得

第三章 給水使用者心得諭告等

三九

第一節 給水使用者心得(明治四十五年五月)

第二節 水道使用者一般(大正元年八月)

第三節 計量給水使用者心得(同年十月)

第四節 水道に就て(同年六月)

第五節 共用栓使用者に告知(同三年六月)

第六節 用水節約第一(同年同月)

七



第七節 メートル使用者に對する注意書(同年九月) 第八節 給水使用者に對する注意書(同四年三月)

第九節 給水料滞納者、量水器拂下價格(同四年六月) 第十節 用水濫費の矯正(同年七月)

第十一節 用水節約の警告(同六年七月) 第十二節 用水上の注意(同七年七月)

第十三節 用水濫費の注意(同六年八月)

第四章 公 舍..... 四一九

第五章 給水開始後の各種統計..... 四二〇

第一節 栓 數..... 四二七

第二節 給水戸數..... 四二七

第三節 給水量..... 四二八

第四節 細菌聚落數..... 四二八

第五節 水道費收入..... 四二九

第六節 水道費支出..... 四三〇

第九編 追 設 編

第一章 總 說..... 四三七

第二章 第一次追設工事 認可稟請 工事方法書 豫算決算 施工..... 四三八

第三章 第二次追設工事 認可稟請 添付書類 施工 決算..... 四三三

第四章 第三次追設工事 認可稟請 關係書類 施工 決算..... 四四五

第五章 第四次追設工事 認可稟請 關係書類 施工 決算..... 四四八

第十編 擴張計畫編

第六章 第五次追設工事 認可稟請 關係書類 施工 決算..... 四五二

第七章 第六次追設工事 認可稟請 關係書類 施工 決算..... 四五五

第一章 水道擴張の緊急必要..... 四五九

第一節 水道擴張案成立の經過..... 四五九

第二節 大瀧根川源水..... 四五九

第三節 逢瀬川揚水計畫確定案..... 四五九

口 1 新水道以前の郡山町..... 二

2 沈澱池工事..... 二

3 濾過池工事..... 四

4 配水池工事..... 四

5 鐵管試驗場..... 六

6 配水鐵管布設工事..... 六

7 竣成後の淨水大觀..... 八

8 歷代の町長..... 八

9 多田野水道の受賞者..... 一〇

10 新水道の有功受賞者 其一..... 一〇

11 同 其二..... 一二

12 同 其三..... 一二

13 水道工事關係主腦者..... 一四

14 郡山町配水地圖..... 一四

繪

13 水道工事關係主腦者..... 一四

14 郡山町配水地圖..... 一四

◎郡山町水道略年表

目 次 大尾

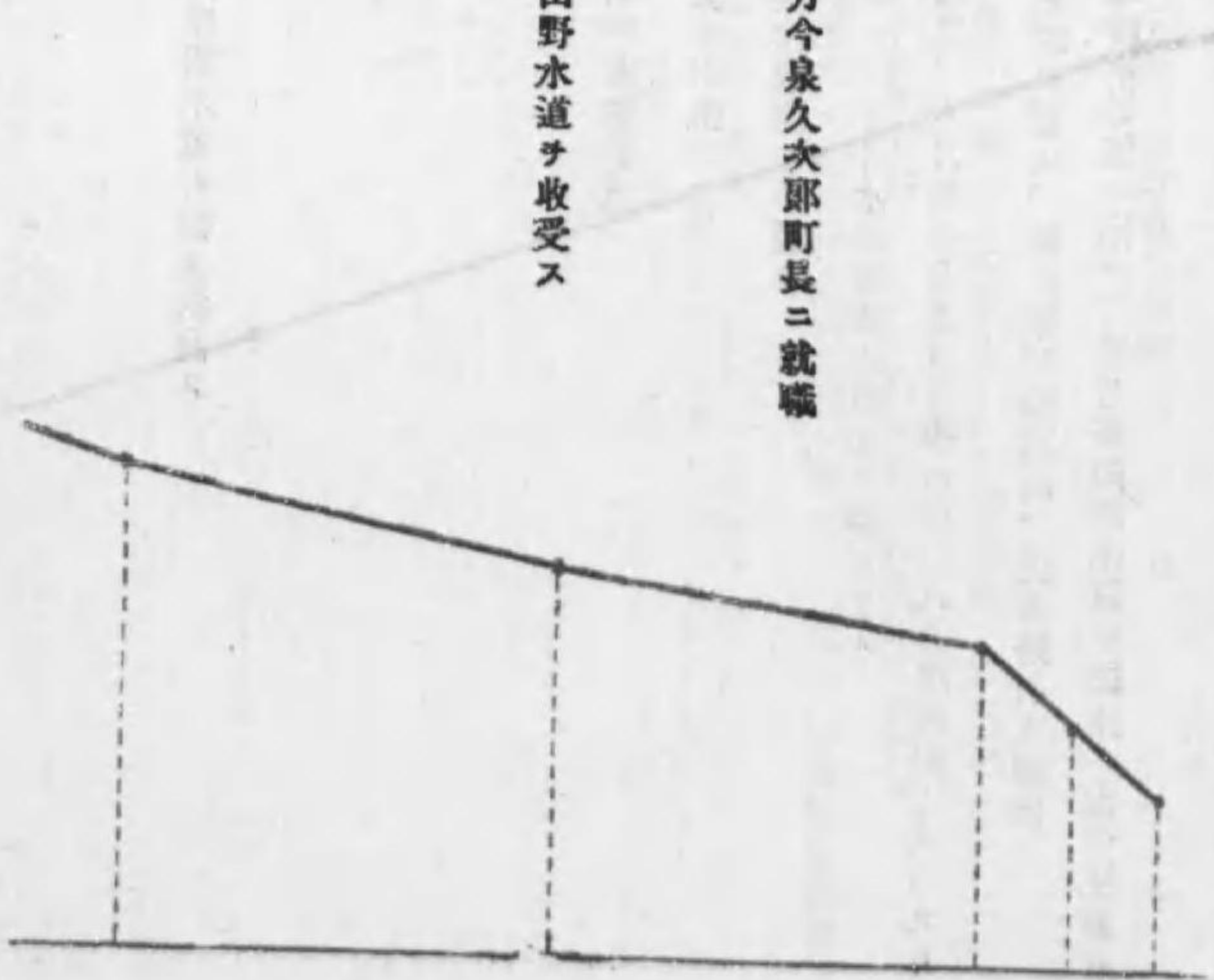


# 郡山町水道略年表

明治元年

- 一〇年 ○有志者多田野水道ヲ計畫ス
- 一一年 ○六月木管川松材ヲ伐出ス
- 一二年 ○五月多田野水道起工十二月通水○血沼水道操券制定○七月今泉久次郎町長ニ就職
- 一三年 ○二月水道條例發布○多田野水道寄附ヲ申シ出ツ
- 一四年
- 一五年 ○六月町長今泉久 郎退職七月今泉久三郎就職○十一月多田野水道ヲ收受ス
- 一六年 ○無料給水證ヲ發ス
- 一七年
- 一八年
- 一九年
- 二〇年 ○五月多田野水道發起人ノ受賞
- 二一年

曲尺高一分ヲ以テ  
人口千人ヲ現ハス





三二年 ○七月町長今泉久三郎退職シ今泉久次郎就職ス

三三年 ○六月配水交代法ヲ始ム○七月本村技師來リ改良設計○九月皿沼水道町管ヲ決議ス

三四年 ○一月本村案設計成ル○二月菊池案設計成ル

三五年 ○三月皿沼水道ヲ町直屬トナス

三七年 ○六月今泉町長本村卯之助ト泰野水道ヲ目學ス

三八年 ○六月水道調査費ヲ可決ス○七月水道調査ヲ始ム○十二月本村案設計成ル

三九年 ○二月改良水道案可決○三月布設認可ヲ稟請ス○四月鐵管案ヲ可決ス

四〇年 ○一月起債認可ヲ稟請ス○二月安積疏水普通水利組合下ノ池沈澱池ヲ承認ス

四一年 ○三月起債委員ヲ舉ゲ○九名ノ委員ヲ舉ゲ○七月齊藤顧問來ル○十月水道布設起債共ニ認可サル

四二年 ○二月起債變更稟請○三月勸銀ヨリ借金○五月臨時水道部設置○六月町長及委員見學出張○八月地鎮起工式○九月縣稅補助確定○十二月常設委員ヲ舉ク、勸銀ヨリ借金

四三年 ○四月七日人夫二百一人コレ最多ノ日ナリ○十二月設計變更認可稟請、第二期起債稟請、疏水路引入開始

四四年 ○三月竣工、皿沼水道ヲ斷水ス○四月新水道給水ヲ始ム、臨時水道部ヲ閉ツ○五月多田野水道ヲ斷水ス

元 年 ○一月勸銀ヨリ借金ス

大正 二年

三年

四年 ○二月安積疏水組合へ一年二百圓寄付ヲ申出ツ○五月字柳内配水管ヲ延長ス

五年 ○四月字田中配水管ヲ延長ス○五月今泉町長死亡○澁邊池一個増設

六年 ○五月水道有功者ヲ賞ス○七月字柳内配水管延長○九月根本祐太郎町長ニ就職

七年 ○九月字柳内配水管ヲ延長ス○十一月新水源調査

八年 ○一月字晴門田配水管ヲ延長ス○三月根本町長退職○夏季逢瀬川揚水ヲ調査ス○八月澁邊池一個増設

九年 ○三月大森吉彌町長ニ就職ス○十月字古館大堤下内ノ配水管ヲ延長ス○年揚水場沈澱池間ヲ調査ス

一〇年 ○三月字大堤兵庫田堂前ノ配水管ヲ延長ス○四月堀田茂庭兩氏大瀧川水源ヲ觀テ勸奨ス○十月字古館除穢器堤下ノ配水管ヲ延長ス

一一年 ○三月堤下ノ配水管ヲ延長ス○十一月逢瀬川揚水案町管ニテ確定ス





# 郡山町水道誌

## 前記

### 第一編 舊水道

#### 第一章 郡山町の飲料水概説

郡山町は、福島縣の中央部、安積平野の東部を占むる一市街にして、國道奥羽本街道に沿ひて人家櫛比し、西部は概して地形高く、東部低し、縣道越後街道磐城街道は、東西二方に通じ、交通の便稍良好なり、尙之を精言する時は、位置は東經百四十度二十分、北緯三十七度二十一分に當り、低地部は海拔七百四十九尺、西部高臺は同八百三十九尺、東西二十六町南北十七町、面積〇方里三分六厘を有し、内宅地は約一割に出でず。

當町もと二本松藩の治下に屬し、半農半商の一小村に過ぎざりし、明治維新後に及びても、隣町田村郡の三春、岩瀬郡の須賀川等の下風に立てり、當時須賀川に縣立病院の建設有り、三春に電信の通信銀行の爲換機關有りたれども、郡山には、一も其機關の備はらざりしを以ても之を證すべし、たゞ町民進取の氣象と報効の志に富み、桑野村開拓の大業を成し、引續きて安積疏水の開通したるは、郡





山町の名を重からしめたる遠因なり、その後、明治二十年七月、日本鐵道開通して、白河福島兩驛の中間驛と爲り、又疏水を利用せし水力電氣會社の興りたるなど、種々の原因湊合して、町勢俄に活氣を呈し、爾來年々の膨脹率は、實に驚く可き急角を示し、遙かに須賀川三春等を凌駕するに至れり、近く市制を布かんとするに徴しても、其の活力の汪溢を知る可き也。

郡山町の地盤は、地質學者の所謂第四紀層(上町と稱する臺地方面は古層——洪積層、下町方面は新層——沖積層)にして、麓山方面にのみ僅に第三紀層露出す、全町鑿井するも、其の湧出する水は概ね不良質、中には鉄分多き褐色水にして、飲料には勿論、雜用水にも適せざるものあり、河川には、東隣横塚村を抱いて回流する阿武隈川あり、又北方、富久山村との界をなして東流する逢瀬川あり、されども兩川とも其水面餘りに低くして飲料或は灌溉用としては、全く無交渉なりといふも不可なし、其他、二三の貯水池は、眞に灌溉設備に止りて、絶て飲料に適するもの無く、飲料水の不足は、古來町民の最大苦痛とする所なりし、上代のことは茫漠として知る可からざれども、最近までは、皿沼水道及び山水——山水道とも稱す——を以て唯一の飲料水となし來れり、今僅に其概略を擧げて、改良水道布設以前の水道小史と爲さん。

## 第二章 皿沼水道

徳川氏海内を平定するに及んで、東北地方も漸次平和に歸し、わが郡山の住民の如きは、日夕參勤交代の諸侯を送迎して其堵に安んずるを得、驛遞方面の如きも亦年を逐ふて圓滑に發達したるが如し享保二十一年の郡山村大概帳に記す所を見れば、戸數二百八十、人口千四百四十八、馬一百頭有り、全人口十四分一の馬疋を有するは、今日より觀て稍異様の觀有れども、農業と驛傳とが重要生業を占めたる跡を察するに足れり。

傳ふる所に據れば恰もこの時代に、上町名主三太郎(現今泉誠至の祖)下町名主彌次郎(小針幸太郎の祖)有り、上り下りの諸侯が、當町に宿舎するに際し、最も飲料水の不足に困惑するを憂へ、灌溉用水たる皿沼の水を引て飲料水に供し、併せて消火の用に供すべき計畫を立て、之を領主丹羽侯に請願せり、元來皿沼は、西方大槻村の餘水流れ來りて現桑野村(元大槻村の一部)上の池に入り、更に下の池細沼を経て皿沼に入り、稻荷田中等の耕地に灌溉すべき用水の貯水池たりしなり、今之を飲料水に使用せんには、勢ひ其の規模を大にせざるを得ず、従つて有租地の若干を潰すことゝなる、當時、有租地を潰すことは、藩制の嚴禁する所なりしを以て、容易に其願意を許可すること無し、或はいふ、潰れ地の貢租は全町の負擔とし、宿舎六十軒に限りて給水する新法を創め、熱心惻誠、手を換へ品を換へて請願したれば、官終に其意を諒として之を許せり、兩名主喜び勇み、代官檢斷等監督の下に、夫役を使役して起工し、漸く之を成就せり、即ち從來の貯水池を擴大して、横四十五間縦五十間となし、堤上に漆樹を植えて風致を添え、以て新貯水池と爲し、分水槽、戸々の引管まで、凡て布



設を了せり、時に享保七年なり、分水所内に、左の諸項を掲示して永く例となせり。

定  
一、此度皿沼池願濟相成、田中稻荷兩耕地外え、水井戸通水相成、向後は水井戸持主に於て夫役等相勤可申事。

一、當村人別居住人に限り、使用爲致候事、

一、非常出火の際火事場へ通水相用ひべき事。

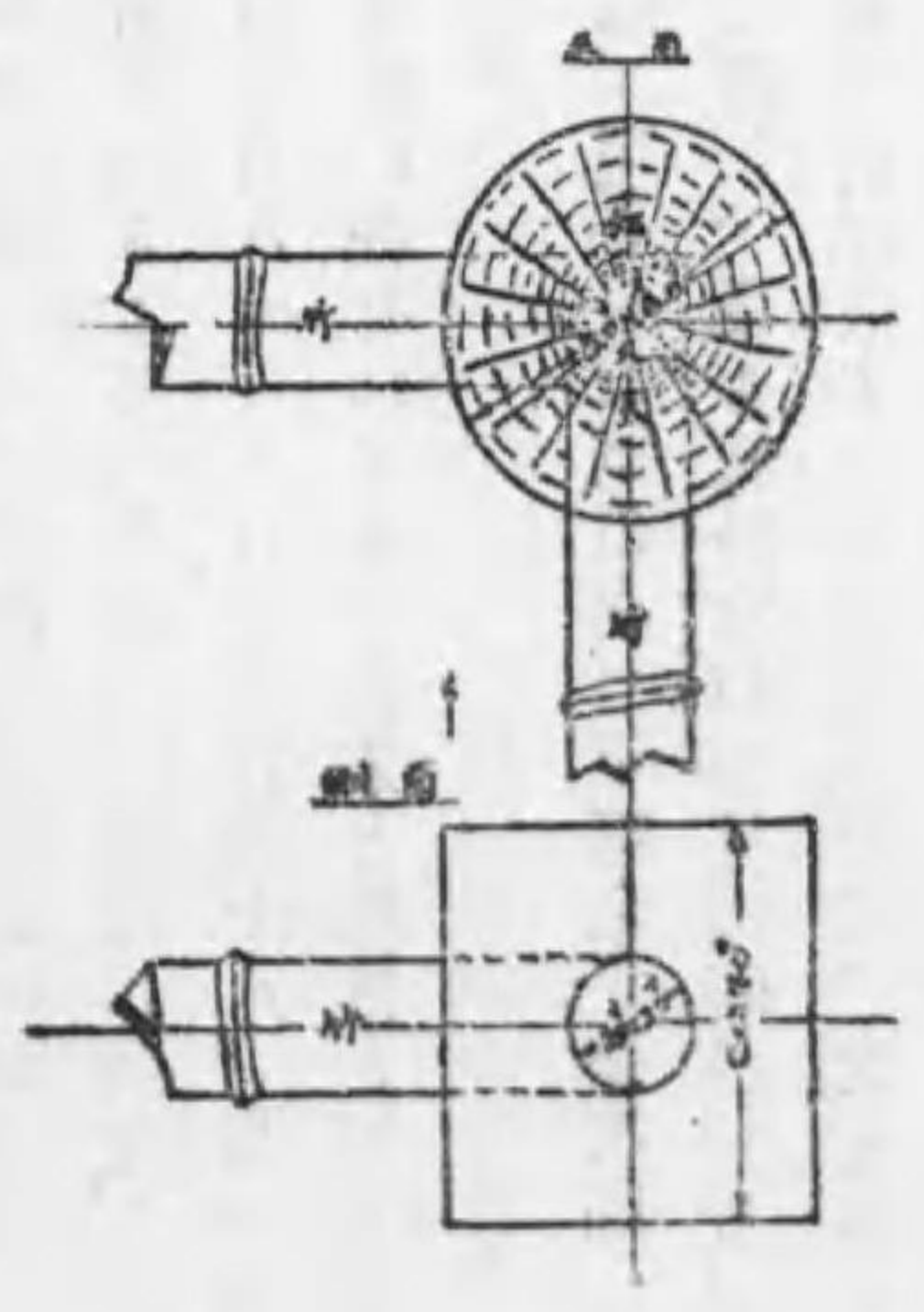
一、御他領は勿論、他村へ引越候者に、一切賃渡不致候事、

一、池番人は、家内人少者に可申付候事、

右條々堅く相守可申候事、

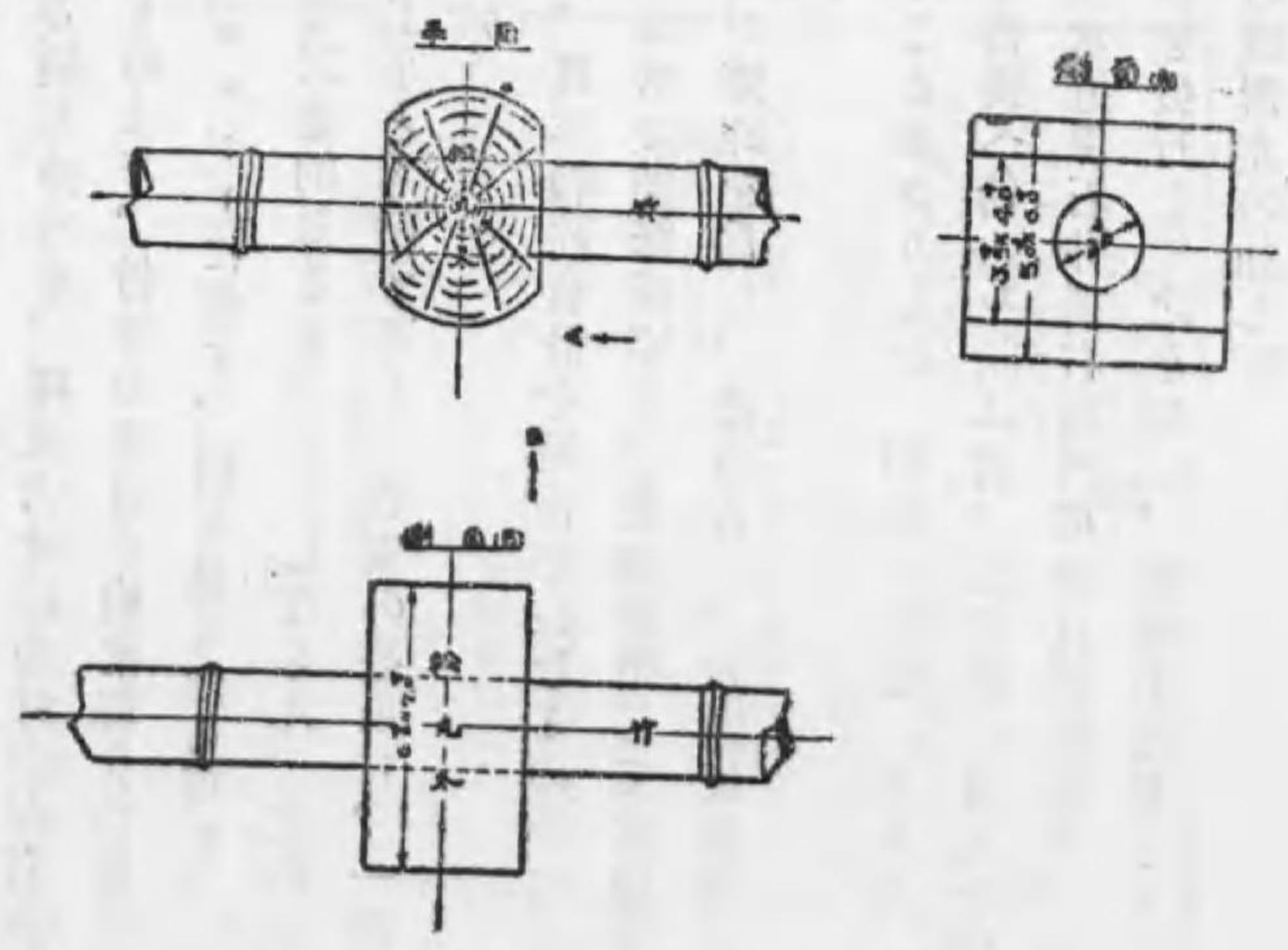
享保七壬寅年六月

名主 三太郎  
名主 彌次郎



當時の工事の詳なることは、今之を究めがたし、已を得ず、明治時代の皿沼水道を略述して、その一斑を追想するの料となさん。

即ち沈澱池にして、分水槽は配水池に比すべく、高水道までは配水幹線にして、高水道より各需要家までは支線に當る。即ち、皿沼には常に水を貯へ、その東方堤下に分水槽有り、濶さ四尺に二間程の木槽なり、屋有りて之を護り、之に隣りして水番人の住宅を構ふ、分水槽と沼との間は、木樋にて相通じ、槽水常に混々溢出す、槽口をくり下げたる分水口あり、之を垂口と稱す、薄き銅板を半圓筒形に釘着して水の流出口と爲す、其配水法は分水槽より配水各家の近くで、地下を導きて高水道に昇せ、更にそれより分岐して各家の臺所に放流せしむる装置なりし、高水道とは、その上半部を地上一二尺に露出したる一種の井戸の謂にして四五軒分の水量を、一本の樋にて導き來り、こゝに昇らしめたるものなり、高水道には亦、四五の垂口を設け、これより各家に導くこと、猶沼下の





分水槽の小なるもの、如し、導水は、全部經二寸前後の竹樋を用ひ竹樋を繼ぐに、駒頭と稱する松製の繼手を用ふ、駒頭とは、竹體木頭春駒の頭に似たる稱なるべく、徑五六寸の松材の左右面を削り落し、長け七寸に切り離し、それに圓孔を貫穿したるものにて、竹管の差口は檜皮繩をつめて漏れを防ぎたり、一文字鍵の手の二種有り、今日のソケット、エルボーに類す、圖を見て知る可し。

享保年代の工事も、以上所説と大同小異の、極めて原始的なるものなりしならん、左れども當時戸數僅に二百八十に過ぎざる小村の設備としては、大工事とも稱す可く、各家の臺所に、一段の活氣を呈したるは言ふを待たず、町民永く其德澤に潤ひたり。

皿沼水道の管理は、水道係二名を名主より任命し、毎年執務會計を報告せしむるのみにして、敢て任期を定めず、無料給水を報酬とす、分水槽までの給水設備修繕等は、夫役を出して水道係之を行ひ水道使用者全體の負擔とし、分水槽以下は、各自之が修理を爲し、池番人は、水道使用者より、白米二升代(酒造家は十戸分)を給して一ヶ年の給料とす。

古來此の如き方法にて維持し管理し、敢て改むること無かりしが、明治の中頃に至りて、郡山町の戸口増殖し、古き權利を譲り受けたりとて、名義を書換へ給水を請ふ者、或は新に通水を申込む者頗る多く、これが畫一整理に苦めり、是に於て、時の水道係石井新右衛門横山貞吉相謀り、水道使用者を明確ならしめんが爲めに、明治二十二年株券を發行して之を給し、新規申込者よりは、垂口一本取付加入金五圓を徴收するの制を爲せり、株券の雛形左の如し。

表

|          |                    |
|----------|--------------------|
| 第 號      | 株 券                |
| 安積郡郡山町   | 何 株                |
| 一皿沼水井戸   | 殿儀皿沼水井戸持           |
| 福島縣安積郡   | 主定約ヲ承諾シ前記何株ノ持主タルコト |
|          | 相違ナキ證トシテ此株券相渡候也此株券 |
|          | ヲ賣却讓與ナサントセバ裏面ニ願書ヲ認 |
|          | メ皿沼水井戸事務所へ差出シ書換ヲ受ク |
|          | 可シ                 |
| 明治 年 月 日 | 皿沼水井戸係             |
|          | 石井新右衛門             |
|          | 横山 貞吉              |

裏

|          |                    |        |
|----------|--------------------|--------|
| 株券書換願    | 表記ノ株券今般            | エ(讓、賣) |
|          | 渡候段相違無之候間向後此株券ニ對シ拙 |        |
|          | 者一切關係無之候就テハ同人名前ニ御書 |        |
|          | 替相成度此段以連署相願候也      |        |
| 明治 年 月 日 | 安積郡郡山町             |        |
|          | 渡人 何々某             |        |
|          | 安積郡郡山町             |        |
|          | 受人 何々某             |        |
|          | 皿沼水井戸係             |        |
|          | 殿 殿                |        |

明治十五年十月一日、猪苗代湖疏水事業竣成し、安積各村に通水以來、郡山の如きも、第五分水の流派に潤ひ、皿沼の水量も豊富と爲り、一時給水の十分なるを喜べり、然れども、例年の事ながら、



夏季に至れば減水し、且つ腐臭甚しく、到底飲料に供すること能はず、明治二十三年、町内有志者の企畫したる多田野水道竣功せり。但、水量乏しく、加之需要者は水料を支拂はざるべからざれば、安價なる皿沼水道の需要尙衰へず、新規申込者益々増加し、地勢不便なる所にありては、更に皿沼の上流なる細沼より引水使用を出願する者有るに至る。

此く、皿沼水の使用が、漸く重大せらるゝに至れるが爲めに、明治三十四年九月三十日、町會議員黒澤利助外二名の建議有り、皿沼水面の使用權を一町に引戻さんことを議す、同十月四日、滿場異議無く之を可決したり、於是明治三十六年三月、皿沼水道係石井横山兩人より、同水道に關する一切の引繼を受け、爾來本町役場に於て、これが事務を取扱ふに至れり、引繼書類左の如し。

引繼目錄

|                   |   |      |
|-------------------|---|------|
| 一 水井戸持主名簿         | 貳 | 冊    |
| 一 圖面              | 壹 | 葉    |
| 一 株券用紙            | 貳 | 百五拾枚 |
| 一 善導寺と契約書         | 壹 | 通    |
| 一 大額面             | 貳 | 枚    |
| 一 寫眞(株券へ模様を付する看考) | 壹 | 葉    |
| 一 會計簿 但受取證書添付     | 壹 | 冊    |

一 鍵

一 皿沼堤敷に植付ある杉樹は、後年伐木の際山口幸七に參分地元七分に契約す  
右引受候也

明治三十六年三月

横山 貞 吉殿

石井 新右衛門殿

福島縣安積郡郡山町長 今泉久次郎

水道係二人の内、石井新右衛門は、明治維新以來勤續三十餘年、内一人は五十嵐安吉遠藤助右衛門阿久津藤七を経て横山貞吉に至る、何れも、只僅に水料免除の外何等報酬を受くる事なく、終始一貫能く其職責を盡したる人々なり。

明治三十六年八月廿二日、皿沼水道使用者大和田彦四郎外二百餘名に對し、向後該水道に係る一切の件は、當町役場に於て取扱ふ可き通知を發し、其事務は役場内土木係に於て之を處理したりしが、同四十五年三月、現水道竣成したれば、同年五月三十日限り之を斷水し、古來の設備を廢物と爲せり享保七年六月以來、約一百九十年間、郡山町民に親みありし水道は、僅に市内舊道路敷の地下に、數多の竹樋の殘骸を存するのみとはなれり。



### 第三章 山 水 又山水道

郡山町の飲料水を供給したるものは、皿沼水道の外、山水——又山水道ともいふ——と稱したる一種有り、これは、西部高臺の地下に其滲出する所の水を溜め之を自宅に導き、以て飲料に供したるものなり、其敷設に巨資を要するが爲めに、僅に富有者のみ之を有し、全町を數へて十井に出でざりし然れども、其水質最も清冽澄徹、其十井より貰ひ水する者、傍近數百戸に及びしなるべし、現時尙新水道を引かず、この山水にて満足する數家あり。

山水は地下に滲出する水を待箱に集め、之を源水として引くものなり、更に之を詳説すれば、町の西部たる清水臺などの高地を相し、一丈餘の地下に陰渠を作る、渠は東西に長く、其長け十間幅三尺位を普通とし、其底部、西方を高く東方を低くす、渠を東西に長くし、又底部東方を低くするは共に其水を東方に導き出すに易からしむる爲めなり、其渠の底には洗ひたる砂利を一面に詰め、其上に、渠の長さに等しき松材二本、共に底面に多くの切込有るものを平行して据ふ、其上に短き松材を隙なく横に排列し、其上に杉皮と粘土を數層敷き載す、渠の東端に松板の箱を据え、滲出する所の水をこゝに集むるに供す。この待箱より自然流下にて竹樋を以て自家に引く、竹材は根本の厚肉の部分二間より長くは用ひざれば、優に二十年の生命有り、山水は、斯く全部地下に敷設するものなるが故に、一朝

源水待箱等に故障を生ずるに遇へば、其の修繕の業容易ならざりしなり、且つ其設備斯く大業なるに拘はらず、早魃の年には、矢張其出水量を減ずるを免れざりし。

郡山町中、山水の最も權威ありしは、本陣今泉氏のものなりしなるべし、本陣は、江戸往還の諸侯の宿舎に充つる一種の公衙なり、故に其水道の維持費は、安積三組（郡山組大槻組片平組を三組といひ、全郡といふが如し）の負擔にして、其水源の周圍百間以内は、他人の鑿井を許さざる定めなりしといふ。

### 第四章 多田野水道

本町は、元來水利に乏しく、且つ井水不良なるも、策の出づる所無く、僅少の山水と皿沼水道に頼るのみなりしは、前既に述べたるが如し、然るに、明治二十年前後より、旅客の來往物貨の集散激増し、特に製糸の業盛んに起り、全町の面目を一新せり、然れども、飲料水の不良に起因する傳染病は年々猖獗を極め、製糸は水質不良の爲め、品位劣惡にして、聲價を擧ぐることも能はず、況んや一朝融の災を想ふ時は、慄然として寒心せざるを得ざるなり。

#### 第一節 發起人

此時に當り、町内有志の間に、新水道敷設を企圖する者有り、意へらく、各家山水道を引くも、尙



多少の出費有り、寧ろ共同にて有力の新水道を引き、其餘水を希望者に供給する時は、多少の収益有るや必せりと、永戸直之介甲斐山忠左衛門津野喜七柳沼恒五郎橋本清左衛門佐藤傳兵衛安藤忠助川口半右衛門等發起人と爲り、議漸く熟す、是に於て、大體の方針を定め、日々西方各村を跋涉して水源を求め、偶々多田野村字木置場及び字清水池地内に湧泉を發見す、其距離郡山を距ること二里半稍遠きに失すと雖も、水量十分なるを認めて大に喜ぶ、即ち、福島病院に請ひ、佐野藥局長を聘して水質試験を行ひたるに、其の成績左の如く、飲料に適するを知れり

第二節 水源水分析表

| 清濁    | 臭味 | コロ   | 硫酸 | 石灰 | アンモ | 亞硝酸 | 磷酸 | 水一萬分ニ付<br>過マンガン酸<br>カリウムラ脱<br>色スル量 | 一リ<br>テ<br>ル<br>殘<br>渣 |
|-------|----|------|----|----|-----|-----|----|------------------------------------|------------------------|
| 觀林水   | 透明 | 幾ント無 | 中量 | 痕跡 | 痕跡  | 〇   | 〇  | 〇、一                                |                        |
| 正製組用水 | 同  | 同    | 極少 | 同  | 同   | 〇   | 〇  | 〇、一二                               |                        |
| 春日清水  | 同  | 同    | 痕跡 | 極少 | 同   | 〇   | 〇  | 〇、一                                |                        |
| ニハトリ  | 同  | 同    | 極少 | 少量 | 同   | 〇   | 〇  | 〇、〇五                               |                        |
| 祖母    | 父  | 同    | 同  | 同  | 同   | 〇   | 〇  | 〇、一                                |                        |
| 祖母    | 母  | 同    | 同  | 同  | 同   | 〇   | 〇  | 〇、〇五                               |                        |
| 清水池   | 同  | 〇    | 同  | 同  | 同   | 〇   | 〇  | 〇、八〇                               | 〇、〇五                   |

八ツ頭 同

〇 少量 同 同 〇 〇 〇 〇、〇五 |

反應は凡て中性なり、顯微鏡検査に由て皆僅微量の「アルゲ」及「ジアトマツエ」を見るのみ、故に臭氣あるものを除くの外何れも飲料に適するものとす。

第三節 設計概略

是に於て地元にて協議を遂げ、水道布設の方案を立て、官に請ひて技師の派遣を得たり、即ち明治二十一年五月三日測量技師伊知地喜藏來郡し、木置場及清水池地内の源水より郡山町まで、實地を測量し、尋で設計を立て、豫算を作製す、當時の設計等は、後年、永戸直之介外七名より、該水道を郡山町に引渡す時の「水道事業引繼演舌書」に同しかるべければ、先づ之を逆用して事業の輪廓を明にせん。

事業概要

- 一、水源 水源地は多田野村字木置場字清水池字柳河原の三ヶ所に有之候へ共、目下は木置場清水池の二水源より引用し、柳河原よりは未だ引用不致候。
- 一、水質 水質は別紙分析表の通にして、飲料には適當に有之候。
- 一、水量及給水豫定人口 水量は一晝夜千六百八十石を流出し、給水す可き豫定人口は、戸數千二百戸平均人口五人と見積り總人口六千人、壹人に對する給水一晝夜二斗八升の豫定に有之候。
- 一、木管の口徑及延長 多田野村水源地より郡山迄、口徑六寸五分を用ひ、市街には口徑四寸を用



ひ、水源地より本町郡役所下池迄、木管延長五千三百二十一間三分に有之候。

一、木管接續方法 木管は、長さ八尺にして、兩端一尺の女男となし繋ぎ合せ、火繩中三通口元三廻打込み、外面へ粘土を塗抹し、悪水の混入を防止す。

一、木管の構造及保存豫定期限 木管は、末口一尺乃至一尺二寸の松材にして、機械を用ひて繰貫き、孔中を燃焼して腐朽を防止す、其保存期限は、五十個年の見込に有之候。

一、中箱數及標石 中箱は六十間乃至二三十間の距離に設置し、或は曲折の箇所に設置す、水源地より本町郡役所下池迄百二個所、市街内三十三個所にして、中箱の上へ、巾五寸長壹尺五寸の標石を据置候。

一、中箱と木管との接續方法 接合口へ、火繩を打込み、周圍に粘土を塗抹す。

一、中箱構造及保存豫定期限 中箱は、松板厚二寸を用ひ、長さ三尺横二尺縦二尺五寸にして、中仕切を仕付け、保存期間は、水源地より本町郡役所下迄二十五箇年、市街内十個年の見込に有之候。

一、水源地と郡山町とに於ける高低 多田野村水源地より、本町郡役所下池迄高低の差引、百八十五尺六寸五分にして、詳細は高低圖に有之候。

一、工事着手及落成 本工事は、明治二十一年四月起工、同二十三年二月落成したるものに有之候

一、將來増加す可き水源地見込 多田野村水源地の近傍、水道線布設しある民林中、及大槻村萱場、

桑野村宇島溜池近傍に、適良の清水湧出致居候に付、將來大に水道の需用を増加し、三源水にて供給に不足を告げ候際は、實査の上引用致度見込に有之候。

一、將來施行す可き工事見込 水源地周圍柵建設、空氣拔管設置、瀧水場設置等は、水道に關し尤も必要の工事に有之候處、未だ起工不致置候、至急御着手相成候様致度、且つ水道疏通後、降雨毎に悪水混入候に付、心當りの箇所々々修繕を加へ候へ共、未だ全く防止不致候間、是又至急御修繕相成度候。

一、既設工事改良を加ふ可き見込 多田野村大堺疏水堀掛樋、大槻村宇矢地内前新川、桑野村小關堀埋樋等は、將來鐵管に改良致度希望に有之、且つ市街内需用者へ分水の議も、土地の高低に依り、大に不權衡に相成居候に付、御實査の上改良相成度候。

一、専用井垂口制限見込 専用井給水の制限を定むるときは、四百口位充分給水し得可き見込に有之候共、本町從來の慣行の如く、放水給水にするときは、目下の水量にては、二百口位の見込に有之候。

一、冬季期増水の件 是迄の經驗に徴するに、毎年冬季間は源水涸渴し、水量不足を告げ候處、多田野村宇清水池水源地の傍を經過候用水の儀は、良好の清水に付、之を堰止め、清水池源水へ注入致候は、水量充分に付、是迄右の如く取計來候、尤も未だ地元人民へは、何等協議不致置候間、御協議の上、將來可然御取計相成度候。



右及演舌候也

明治二十五年十二月一日

永戸直之介外七名連署

郡山町長 今泉久三郎殿

#### 第四節 資金の出所

多田野水道の目論既に確立したれば、残す所は、唯資金調達の一事のみなり、依て、假りに一社を組織して郡山水道會社と名づけ、賛成者を募りたるに、水路延長二里半、當時にあつては空前の大事業に屬したれば、町民疑懼して賛成者極めて少く、僅に五人を得たるのみなり、是に於て、發起人等は戸長今泉久三郎に協議し、村會に諮りて共有金一千八百圓の出金を求めたり、其の出金の理由は頗る曖昧なり、二十五年十月、町役場より郡役所に發したる質疑公文書に、

共有金を、水道布設費に加入したる理由は、水道敷設は、將來全町の關係少からざるを以て、落成の後、營利會社として株金に加入するとも、落成の上協議決定するの見込にて、單に町會の決議を以て出金したるものなり。

とある如く、補助的の出金なりしが、幸に町會の賛成を得たれば、この公金を主とし、不足額は、發起人賛成者の出資を以て進行することに決定せり。

#### 第五節 木管

導水の木管は、事業中の主要金額を占むる物なりしかば、其の出費を節約せんことを謀り、田村郡小川村地内の官有松林を拂下げて其材料に供することゝなし、官に請ふて其許可を得たり、然るに、地元村民の故障有り、木材運搬の爲めに經由すべき沿道部落民の故障續出す、即ち守山村組戸長樫村重巽並に地元惣代人等と屢次折衝したる結果、官林看護料、通行手當等の名にて若干金を呈して其れを鎮め、明治二十一年六月一日伐採を開始したり、其の間、道路に修繕を加へ、阿武隈川に假橋を架し、其搬出したる分は、郡山町宇籠山公園内に致し、水車を建設して、くり抜き工事を始めたり。

#### 第六節 水源の確保

以下、水源地の確保、木管布設等、事業を進捗する間、常に障害を與へたるものは、各關係地部落民の執拗なる抗議なり、よるとさわると文句を付け、酒代を貪らんとする惡風一般に濃厚にて、本水道の布設史は、大部分この村民故障史なり、素より煩瑣にして絮説に堪えざれども、其一斑を叙して發起人の困惑したる跡を留む。

折角盡力して水道を布設したりとて、後日其水源地に故障を生ずるに於ては、百事畫餅に歸するを以て、本事業の將來の安全を圖るには、先づ水源なる官有地を拂下げ、發起人の權利に移すを必要としたれば、安積郡長柳瀬易義を介して地元多田野村惣代と交渉數次拂下げ及び木樋布設に就き、廿一年八月十六日手當金の名にて金百五十圓を贈り、左の協定を成立せしめたり。

御 受 書







右村保證人 淺香安美  
福島縣安積郡多田野村 惣代人 本田淺次郎

福島縣安積郡大槻村外四ヶ村戸長 今泉久次郎  
齋藤貞江

福島縣知事 山田信道殿

多田野水道が既に郡山町營に移りて後の事なるが、水源地の拂下出願に際し、地元民の陷井におち入り、調印料を貪られたること二回に及び、類を以てこゝに留む。

水源の涵養には、造林より急なるは無し、されば、さきに永戸直之介等の名にて拂下たる水源地に接續する要地を、追々拂下若くは買收して造林せんことを企てたり、因て、同村字河田堀の一官有地拂下を出願せんとせしに、何ぞ圖らん同村民が豫約開墾を名として拜借を出願し、既に許可を受け居ることを發見せり、同地は、素より田畑等耕作に適せざることは明なれども、今更如何ともすべからず因つて關係者に讓受を協議し、金百十圓を與へて、其拂下權を回收したること次の如し。

約定書

岩代國安積郡多田野村 字河田堀 四十二番 草野反別參反四畝壹歩の内

一實測反別貳反參畝廿六歩 願地 別紙繪圖面の通實測反別壹反九畝八歩

右之地所、水田起發の見込を以て、官有地拂下豫約壹ヶ年拜借之儀、明治廿六年五月四日附を以て

出願、明治二十六年七月七日許可を得候處、右地所は貴町水道用地として御拂下出願被成度趣に付、左の箇條を約定す。

一字木置場源水より引水樋と、宇清水池源水より引水樋と落合、水箱据込の場所より東へ壹間半の所を境界として、其以西即ち前記の反別の内、貴町に於て御拂下出願に付、拙者共より返地願差出町申事。

一右地所貴町に於て御拂下出願書へ、私共三名隣地保證として署名捺印する事。

一右拂下に關する書類に調印を要すること有之候節は、何時にても調印可仕候事。

一右出願地の境界を正し、右引渡申候上は、隣地に於て故障聊か無之候事。

一何人と雖も、該地に對し故障申出候者有之候節は、拙者共に於て引受必ず御迷惑相掛申間敷候。

一右地所、貴町に於て出願するも、萬一許可不相成節は、拙者共に於て再願せざるは勿論、他より出願するもの有之場合に於ても、隣地の保證せざるのみならず、水道に關する故障無之候事。

一貴町出願書類へ附帶する實則繪圖は、拙者共調製御渡可申候事。

一金百拾圓、是は前記の條約履行せんが爲め、手数料として謝金。

右約定證仍て如件

明治二十六年十一月二十七日

橋本清次郎  
橋本吉三郎



安積郡郡山町長今泉久三郎殿

橋本久次郎

證

一金百拾圓也 内 五拾五圓 明治二十六年十一月二十七日渡濟

金五拾五圓

官有地拜借返納願及拂下願書進達の上相渡可申事

右者多田野村字河田堀四十二番の内、草野反別貳反參畝廿六歩、貴殿方拜借許可相成候處、今般協議の上、郡山町水道用地として、該地の内拂下願候事に取極候に付、御差入相成候約定證の通、前書金五拾五圓只今御渡申、殘金五拾五圓は、右双方願書進達の上、御渡可申候、爲其證如件。

明治二十六年十一月二十七日

安積郡郡山町長 今泉久三郎

橋本清次郎殿

橋本吉三郎殿

橋本久次郎殿

關係者との妥協整ひたるを以て、書類を調製し、調印を得て、同年十二月五日官有地拂下願を進達し、殘金五拾五圓を關係者に給與し、同二十七年九月二十五日、縣知事日下義雄の許可を得たり、即左の如し。

官有地拂下願

岩代國安積郡多田野村 字河田堀 四十二番 元草野反別參反四畝壹歩の内八號

一草野反別壹反九畝八歩 但壹反歩に付金五拾錢

此相當代價金九拾六錢參厘 先願人橋本清次郎得許豫約代金壹反歩金參拾錢

右者明治二十二年九月二十四日、當町水道發起人惣代永戸直之介津野喜七より出願、同年九月二十八日保令第一六五號を以て御許可を得、當町に於て布設しある水道線路中、水源地に接續する二源水合水の待箱等設置しある緊要の地所に付、水道條例第六條に依り、御拂下被成度、野取圖相添、隣地主連署を以て此段奉願候也。

明治二十六年十二月五日

福島縣安積郡郡山町長 今泉久三郎

隣地主多田野村 橋本清次郎

同 橋本吉三郎

同 橋本久次郎

福島縣安積郡多田野村長代理助役 齋藤房吉

福島縣知事 日下義雄殿 (許可書略之)

明治二十七年一月、又もや同村橋本佐助外一名より、水道布設地、即ち同村字河田堀七十六番拂下豫約出願既に許可を得たるを發見し、急遽交渉を遂げ、金參拾六圓を給して示談成る、即左の如し。

約定書



岩代國安積郡多田野村 字河田堀 七十六番 元草野反別貳拾八步

一 實測反別壹畝拾六步 別紙繪圖面の通

右之地所、水田起發の見込を以て、官有地拂下豫約壹ヶ年拜借の儀、明治二十六年五月十二日許可を得候處、右地所は貴町水道用地として御拂下出願相成度趣に付、左の箇條を約定す。

一字木置場源水より東、貴町に於て御拂下出願の地所迄、則前記の反別、貴町に於て御拂下出願に付、拙者共より返地願差出可申事。

一 右地所貴町に於て御拂下出願書へ、私共二名隣地保證として署名捺印する事。

一 右拂下に關し、書類へ調印を要する事有之候節は、何時にても調印可仕候事。

一 右出願地の境界を正し、御引渡申候上は、隣地に於て向後故障無之候事。

一 何人と雖も該地に對し故障申出候者有之候節は、拙者共に於て再願せざるは勿論、他より出願するもの有之場合に於ても、隣地の保證せざるのみならず、水道に關する故障無之候事。

一 貴町出願する書類に附帶する實測繪圖面は、拙者共調製御渡可申候事。

一金參拾六圓、是は前記の約定履行せしが爲め謝金。

右約定證仍如件

明治二十七年一月七日

安積郡多田野村字白石 橋本佐助 橋本龜治 同

安積郡郡山町長 今泉久三郎殿

右示談成立するや、直に書類を調製し、同月十八日左の如き拂下願を進達し、同年九月拂下許可を得たり。

官有地 拂下願

岩代國安積郡多田野村 字河田堀 七十六番の内口號 元原野反別廿八步 官有地

一 原野反別壹畝拾六步 此相當代價金七錢七厘 但壹反歩に付金五拾錢

右者、明治二十二年中御許可を得候當郡山町に於て布設しある水道線路中、水源地、並同二十六年十二月御拂下出願仕候字河田堀四十二番ハ號の土地に接續し、緊要の地所に付、水道條例第六條に依り、御拂下被成下度、別紙野取圖相添、隣地主連署を以て此段奉願候也

明治二十七年一月十八日

福島縣知事 日下義雄殿

官有地 水道要地に御拂下願に付添願

別紙御拂下出願に係る安積郡多田野村字河田堀七十六番地口號官有原野の儀は、明治二十五年九月同村橋本佐助外一名より、拂下豫約一個年拜借出願、同二十六年五月御許可を得候土地に有之候處該地の儀は明治二十二年中當町に於て御許可を得布設致候水道水源地に接續し、樋管理設しある場所にして、必要の地所に有之候に付、願人橋本佐助外一名と協議を遂げ、同人より返地の儀別途爲



取運、更に本町に於て御拂下出願致候次第に有之候間、願意御許容相成度、先願人連署を以て此段添願候也。

明治二十七年一月十八日

福島縣安積郡郡山町長

今泉久三郎

同 縣同 郡多田野村

先願人 橋本佐助

同

同 橋本龜治

福島縣知事 日下義雄殿 (許可書略之)

後年追々水源關係地を買収して杉林を造り、約四町歩の鬱蒼たる森林を得たり。

第七節 沿道民の故障

多田野村橋本吉次郎外六名は、木管布設の損害を論じ、其地所内を通さざらんことを主張したれば左の手當金を與へて約定を締結し、又工事を、他村の工人に受負はしむるを快とせざる風に見えれば、同村橋本重太郎外一名に受負はしめて受書を取れり。

約定書

安積郡多田野村

字川田堀

四十六番

一山林反別壹反七歩の内

地主 橋本吉次郎

參拾六坪

此手當金貳圓七拾錢

字同

五十八番

一山林反別八畝廿四歩の内

地主 同 人

三拾四坪

此手當金貳圓五拾五錢

|        |      |      |                |          |
|--------|------|------|----------------|----------|
| 三拾七坪   | 字同   | 四十八番 | 一山林反別壹畝拾九歩の内   | 地主 橋本清次郎 |
|        |      |      | 此手當金貳圓七拾七錢五厘   |          |
|        | 字川田堀 | 六十三番 | 一山林九畝參歩の内      | 地主 橋本重太郎 |
|        |      |      | 此手當金參拾錢        |          |
| 四坪一    | 字同   | 五十四番 | 一山林壹反七畝廿參歩の内   | 地主 橋本 佐助 |
|        |      |      | 此手當金貳圓六拾貳錢五厘   |          |
| 參拾五坪   | 字清水池 | 三十九番 | 一山林貳畝拾九歩の内     | 地主 橋本善四郎 |
|        |      |      | 此手當金六拾七錢五厘     |          |
| 九坪     | 字川田堀 | 十一番  | 一山林反別六反六畝拾六歩の内 | 地主 山岡山三郎 |
|        |      |      | 此手當金參圓六拾四錢五厘   |          |
| 四拾八坪六合 | 字同   | 二番   | 一山林反別壹町六畝拾歩の内  | 地主 同 人   |
|        |      |      | 此手當金參圓貳拾貳錢五厘   |          |
| 四拾參坪   | 字同   | 三十五番 | 一山林反別壹反拾歩の内    | 地主 橋本文之助 |
|        |      |      | 此手當金貳圓拾錢       |          |
| 貳拾八坪   |      |      |                |          |

右者今般郡山町飲用水疏通に付、松木樋埋立に係る地所、前記之通り手當金御渡に相成、正に受取申候、然る上は、無年期にて向後樋の破損修繕等の節は、何時にても堀割埋被成候共、聊か差支無



御座候、尤も右地所に生ずる立木等は、時の相場を以て御買受被下度、其外手當等は一切申受間敷候、爲後日約定書如件。

明治二十二年五月十一日

安積郡多田野村 橋本佐助

橋本重太郎

橋本文之助

橋本吉次郎

橋本清次郎

山岡山三郎

橋本善四郎

安積郡郡山町水道發起人惣代

永戸直之介殿

甲斐山忠左衛門殿

御受書

一 水路工事着手に付、不都合なき様監督する事。

一 水路工事着手禮金として、金五拾圓申受くる事。

一 水元石垣壹坪に付金五圓參拾貳錢五厘申受ける事。

但裏詰控土手共

前書の條々正に御受申候也

明治二十二年五月二十二日

安積郡多田野村 橋本重太郎

橋本龜治

安積郡郡山村水道發起人惣代

甲斐山 忠左衛門殿

津野 喜七 殿

斯くて、水源地元の苦情も、全部片つき、二十二年五月廿一日、愈起工式を擧げ、水源工事に着手し、木管布設を始めたり、津野喜七老齡を以て能く監督の任を盡し、拮据勉勵工事を董したり、而して、木管の布設を開始するに隨ひ、沿道の村民苦情百出、嗷々として工事を妨ぐ、永戸直之介之が調停に任じ、日々數件を解すれども、一難治れば又一難出て、底止する所無し。

工事漸く進みて大槻村地内に及ぶや、同村民大擧して故障し、工事を拒む、彼の多田野村柳河原の湧泉は、從來わが飲料及び灌漑水に供したるものなり、この兩用に差支なき様ならば異議なしと、後記答申書に記すが如し、表面何事も無き様なれども、實は其内面に一物有りしなり。

柳河原清水に關し提出したる答申書

當村字松井西林溜池源水多田野村字柳河原清水、本郡郡山へ引水之儀御談事相成候處、該清水は從



來より當村境滑河内大橋の兩在家飲用水及水田反別十八町步餘の清水に付此兩水に差支無之様相成候上は異議無之、尤も飲用水の如きは、猪苗代疏水にては到底飲用不相成儀に付、從來清水兩在家飲用水に指支無之様相成候は、承諾可仕候、右御答申候也。

安積郡大槻村關係人民惣代 熊田 小右衛門

影山 吉 六

岡部 徳四郎

安 積 郡 書 記

下坂藤四郎殿

安積郡大槻村外四ヶ村戸長 今泉久次郎殿

發起人は、一方この故障の解決に當り、一方郡山方面より、埋管に勉めたり、されども、村民との紛議は容易に治らず、偶々同地青年團の交渉あり、之に應じて屢協議したるが、終に同團の要求を入れ、金三百二十圓と二通の約定書を與へ、且つ木管布設工事を受負はしむるを約して事濟みたり、後記甲乙丙號書類の如し。

(甲號) 記

一金參百貳拾五圓也

是は安積郡郡山町共有飲料水に供するか爲め、當村地内樋管貫通に係る諸手當として指出相成候に付

右正に領入候也

明治二十二年十月二十八日

安積郡大槻村惣代人 渡邊 九兵衛

安積郡大槻村組合村長 大川 鑄之助

安積郡郡山町水道發起人

津野 喜 七殿

永戸直之介殿

(乙號) 定 約 書

岩代國安積郡多田野村 字柳河原 十三番 一草野反別貳反壹畝八步

同 國 同郡同村 字同 十四番 一草野反別參畝拾貳步

右之地所、今般郡山町飲料水疏通の爲め、拙者共に於て御拂下出願許可を得候處、該地より湧出する清水の儀は、從來大槻村字滑河内大橋兩部落の飲料水及灌漑用水に供し來り候に付、左の條々を定約す。

- 第一條 本地清水を郡山町へ疏通工事着手の節は、大槻村字滑河内大橋兩部落飲用水に差支無之様分水し、且つ非常早魃に際し、該清水の全量を要する場合に於ては、閘なく増水可致候事。
- 第二條 前條の分水は竹樋を用ひ、敷設の工事は一切拙者共に於て負擔可致候事。
- 第三條 將來の修繕は、一切兩部落の負擔とし、修繕の資本として、拙者より金五拾圓差出可申候



事。

第四條 本地は郡山町飲料水の爲め拂受けたる場所に付、他へ賣買讓與貸借は勿論、他の目的に使用致間敷候事。

第五條 清水疏通工事に着手不致間は、從來慣行の通り、兩部落に於て隨意使用に任せ可申候事。右約定後日相違なきを證する爲め、町長の連署を以て差入置候處如件

明治二十二年十月

安積郡郡山町水道發起人 永戸直之介

福島縣安積郡郡山町長 今泉久次郎

安積郡大槻村字滑河内大橋部落惣代

熊田 小右衛門殿

橋本 惣左衛門殿

影山 吉六殿

岡部 徳四郎殿

(丙號) 定約書

今般郡山町飲料水疏通工事の爲め、貴村地盤道路開鑿樋管埋立候に付、左の條々を定約す。

第一條 道路中、樋管埋立、及將來修繕跡を原形に復し可申候。

第二條 將來大槻村に於て起す工事は、公私を問はず、水道の爲めに妨げられざるものとす。

第三條 將來水道の爲め、道路橋梁堤塘用悪水路、其他損害の箇所は、郡山町に於て其損害を償ふ可し。

第四條 將來道路換線の場合に於ては、貴村字谷地部落飲料水樋管に係る箇所を除き、水路線は新道に換線す可し。

但廢道拂下人の場合は、拂下人へ協議の上敷設し置くは妨げなきものとす。右定約後日相違なきを證する爲め、町長の連署を以て差出置候事。

明治二十二年十月

安積郡郡山町水道發起人 永戸直之介

津野 喜七

福島縣安積郡郡山町長 今泉久次郎

安積郡大槻村惣代人

渡邊 九兵衛殿

遠藤 重右衛門殿

爾來東西兩方面より工事を進め、大槻村字谷地部落に至るや、同村字仙海道々路面に於て、飲料水水源の側を通過するを口實として難題を吹かけられ、工事又々頓挫せり、今や木管の布設は東西漸進僅に、十數間にて連絡するまでに成れども手を下しがたし、此方は讓歩に讓歩して解決に努力し永戸津野の兩人主として之に當り、拮据奔走、彼等の要求全部を容れ、酒肴料として金二十圓を贈り、甲乙二通の證書を與へて事漸く解決せり、時に二十二年十二月なり。

(甲號) 地所借用證



岩代國安積郡大槻村

字仙海東 二十四番の内

三四

一畑反別凡六歩

此借地料年壹圓

但明治二十三年より拂込のこと

地主 見矢木平内

同 國同 郡同 村

字同

二十三番の内

地主 佐々木留吉

一畑反別凡五歩

此借地料年七拾五錢

但明治二十三年より拂込のこと

右者貴殿所有地の内、郡山町飲料水道榑管理立の爲め、永年借用仕候、借地料は、年々六月三十日限り、記載の通り指上可申候、但水路工事の都合に依り、榑埋替借用不用に屬する節は、解約致候に付、本證御戻相成度、右借地證依て如件。

明治二十二年十一月

安積郡郡山町 借用人 永戸直之介

安積郡大槻村

津野 喜七

地主 見矢木平内殿

同 佐々木留吉殿

(乙號) 規約 證

今般當郡山町に於て、飲料水に供する爲め、本郡多田野村字木置場より通水工事線路中、貴殿方飲料水源側を通過候に付、將來の爲め規約すること左の如し。

第一條 當水利に係る工事中、貴殿方飲料水線路に對し、萬一障害を醸したるときは、郡山町に於

て修繕を加ふ可きこと。

第二條 貴殿方水源地側埋樋は、二尺以内とし、當工事及將來修繕共、貴殿方の立會を得て着手可致候。

第三條 前條工事の爲めに減水し、貴殿方飲料水及營業上に差支候場合は、當町水路より飲料水及營業上必要の分量分水可致候事。

右約定、後日相違なきを證する爲め、町長の連署を以て差入置候處如件。

明治二十二年十二月二十六日

郡山町飲料水發起人惣代 永戸直之介

津野 喜七

福島縣安積郡郡山町長 今泉久次郎

大槻村字谷地部落

國分長左衛門殿 國分庄之助殿

國分庄藏殿 大河原 勘兵衛殿

國分仙吉殿 古川 與次兵衛殿

(この時、萬一、同部落の飲料水に故障を生じたる時は、金壹百圓を呈すべきを口約し、之を預金證として與へたりしが、後ちこの證書累を爲し、二十四年十一月十九日、六人のものより支拂命令の訴訟を提起せられ、翌年十月終に示談に終結したれども、水元保存金の名の下に、金六十圓を貪られた



證

金六拾圓也

右者當部落水元保存金として御寄附に相成、正に受納候也。

明治二十五年十月二十三日

谷地部落惣代 國分庄藏

國分長左衛門

郡山水道發起人御中

第八節 水道の竣成

斯く、故障に故障を重ねたる多田野水道も、木管の布設漸く完成し、郡山町に通水したるは、實に二十二年十二月廿八日なり、爾來市内の木管布設に全力を注ぎ、市内各要所に共同井戸を設けて無料給水に便し、自家専用井戸には待箱より給水して放流にまかすこと、猶皿沼水道と同式とし、給水料は、垂口一本一ヶ年金五圓以内の範圍を以て追て確定の上徴收するの契約を爲し、垂口總數二百本限りの豫定にて需要に應じ、明治二十三年五月、工事全く竣れり。

第五章 町營後の多田野水道

第一節 多田野水道の寄附願

明治二十三年二月法律第九號を以て水道條例公布せらる、その第二條に、水道は、市町村、其公費を以てするに非ざれば、之を布設することを得ず。

の明文有り、これ多田野水道發起人の意外としたる所なり、こゝを以て、發起人等は、營利會社と爲さんとの素志を抛ち、竣成後直ちに之を一町の經營に移さんことを望み、町長今泉久次郎に申し出てたり、而して、その願意は、左の如きものなりし。

水道條例の公布もあれば、該事業を擧げて全町の事業に引渡し度くそれと同時に、發起人に於て支出したる布設費元利合計金八千六百四十五圓を寄附し、左の附帶契約を望む。

(甲)郡山町は、毎年收入する飲料水使用料の内より、水道修繕費及雜費を除却し、殘金を、後年樋管其他改造の爲め積立置くこと。

(乙)毎年度の積立金は、其半額を以て公債證書を買入れ、其半額を以て綑を買入れ、金高壹萬五千圓に達する迄積立つること。

(丙)前條は寄附者の承諾を得るに非ざれば、變更することを得ざること、(二十五年八月廿六日質問書第六項)

町長は之に應じ、二十三年九月四日、町會を召集して之を議し、爾後委員を設けて調査に勉められたるも、疑義百出、直ちに町營に移すことに惑へり、是に於て、數たび監督官廳に質問書を發しなど



する間に、二十五年六月三十日町長今泉久次郎退職し、同七月六日今泉久三郎就職す。

三八

### 第二節 引受上の疑問

水道引受上疑點の主なるものは、専用井使用料の制定、寄附者の附帯契約の實行等にあり、今その質問書を掲げて、この前後の状況を明にすべし。

水道使用料の件に付往第六一四號を以て及御照會候處其筋に於て事實不明の趣に付別紙水道の成立其他詳細取調尙質問の要領を掲げ候間該要領に對し御明示を得度此段及照會候也

明治二十五年八月廿六日

安積郡役所御中

安積郡郡山町長 今泉久三郎

(一)水道の成立 明治二十年中、郡山町有志者數名發起となり、水道布設の爲め官林拂下を出願し許可を得、二十二年九月、發起人惣代の名義を以て木樋埋設の件を福島縣知事へ出願、許可を得て着手せり。

(二)水道の目的 郡山町は、元來飲料水に乏しき地にして、從來より水道の設ありて、住民の需用に應じ來りしも、水質善良ならず飲料に不適當なるを以て、別に本町より三里餘を隔てたる所より清水を引用し、(甲)各町に共用井を設け、飲料水のみ全町の住民に供給し、(乙)其他は各自の望に應じ、邸宅の自用井に引用するを許可するの目的なり、但本町中、隔離したる部落の如きは全く水道を引用する能はざる箇所あり。

(三)水道布設費の出所 布設費は、最初株金を募集するの見込なりしも、應募者少數なる爲め、發起人八名に於て五千二百圓負擔し、賛成者より四百圓、全町共有金より千八百圓出金、其他官林拂下の雜收入金等を以て支辨せり。

(四)共有金を水道布設費に加入したる理由 水道布設は、將來全町の關係少からざるを以て、落成の後營利會社として株金に加入するとも、落成の上協議決定するの見込にて、單に町會の決議を以て、共有金を布設費に出金したるものなり。

(五)水道條例の關係 本町の水道工事は、二十三年二月、水道條例公布前に落成したるを以て、同條例の關係なし。

(六)目下の成行 (前節に摘出せり)

(七)將來の見込 本町は、水道を全町に引受け、又寄附契約も採用し、(乙)自用井より水料を徴收して維持費となし、(甲)共用井より水料を徴收せざる見込なり。

(八)質問の要領

(一)町村制第八十四條、若しくは第八十九條に依り、自用井より、使用料或は加入金を徴收するを得るや否。

(二)水道の積立金穀を、基本財産に加入せずして、別に積立て置くことを得るや否。

(三)水道發起人八名の自用井に對し、特に使用を免除し得るや否。



(四) 曩に水道發起人に於て定めたる、使用料額及徴收法(自用井)を、其儘繼續するの議決をなしたるときは、使用料を新設したるものにあらざれば、町村制第二百二十六條に依り、内務大臣の許可を受くるに不及や否。

(五) 町村歳入に對する理由書中「一不動産資金營業(瓦斯局水道等の類)の所得」とあり、又歳入豫算表記載例に例るも、水道収入は、財産より生ずる収入に編入しあるを以て、水道は一の町村營業と見做し、使用料の例に依らず、隨意町會の議決を以て、自用井に限り、水料を徴收し得るや否。

(六) 町村營造物は、住民一般使用權を有するを以て、使用料を徴收するを得るものとするれば、邸宅に自用井を引用したるものと、共用井を使用する住民と、大に權衡を失するを以て、特別税若くは民法上の契約を以て、自用井より水料を徴收するの途なきや否。

以上の質問に對する安積郡長の回答は左の如くなりし。  
本年八月二十六日往第六五四號、水道使用料に關する御照會の趣了承、乃左に、  
第一項 制第八十九條及第九十一條により、町村條例の規定を以て、使用料を徴收し得可しと存候  
第二項 町村の積立金穀は、町村基本財産にして、水道の爲め特に積立金穀を爲す可きものにあらずと存候。  
第三項 發起人と雖も、特に免除するを得ざる儀と存候。

第四項 町村に於て、更に使用料條例を規定し、制第二百二十六條に依り、許可を受けざるを得ざる義と存候。

第五項 町村制理由書中、營業(瓦斯局水道等の類)の所得とあるは、町村に於て營みたる事業と云ふ旨趣に可有之、又歳入豫算表記載例中、水道の工事より生ずる所得(記載例第三參看)あるときは、財産より生ずる収入に編入するは、素より相當の儀と存候、何となれば、水道の如き、町村の營造物以外にして、町村の財産なればなり。  
第六項 第一項に依り自然御了承の儀と存候、  
右にて御了承相成度此段及御回答候也

明治二十五年十月十三日

福島縣安積郡役所

郡山町役場御中

疑義尙氷釋せず、更に左の質問回答を重ねたり。  
一 毎年收入する水道使用料の内より、水道修繕費及雜費を除却し、殘金を基本財産に加入し、而して該財産は、後來水道樋管其他改造の用途に非らざれば費消す可らざる旨、町會に於て議決し置くは、差支無之候哉。  
一 水道發起人より、該事業を舉げて悉皆全町の事業に引渡し、且つ布設費元利合計八千六百四拾五圓を寄附し、附帶の契約致度旨、別紙の通申出有之候に付、町會に於て、該事業を引受け、寄附



金を收受し、附帯の契約を履行するの議決をなし、差支無之候哉。

右二項疑義相生し候に付、乍御手数差支の有無御明示有之度、此段及御照會候也。

明治二十五年十月二十二日

安積郡郡山町役場

安積郡役所御中

客月二十二日往第八一四號町會決議の件、二十二年内務省令記載例第三に依り、別に豫算を設くるときは、總て御見込の通決議するは、差支無之義と存候、此段及御照會候也。

明治二十五年十一月十三日

安積郡役所

安積郡郡山町役場御中

第三節 寄附收受の可決

この間に、町會を開くこと二回、二十五年十一月廿五日の町會にて、水道事業引受並に水道工事寄附收受に關する件を可決したり、さきに、發起人が、その事業全部の引渡しを申し出て、より、在萬三歳を経たり。

この決議と同時に、發起人は、同日、正式に左の如き寄附願を呈出し、同三十日町長之を聞届くるの指令を發せり。

第四節 寄附願

明治二十年中、拙者共に於て發起經營したる、本郡多田野村より本町へ飲料水疏通事業の儀、明治

二十三年法律第九號を以て水道條例發布せられ候に就ては、該事業を舉げて悉皆本町事業に引渡候間町會へ御間議御引受相成度候也。

明治二十五年十一月二十五日

水道發起人 永戸直之介

甲斐山忠左衛門

柳沼恒五郎

安藤忠助

津野喜七

橋本清左衛門

佐藤傳兵衛

(眞製社代表者) 川口半右衛門

郡山町長 今泉久三郎殿

水道工事費寄附之儀に付願

飲料水の善悪は、公衆衛生上極めて至大の關係を有するを以て、之か改良を企圖するは、實に今日の最大急務なりとす、故に不肖等不敏を顧みず發起首唱し明治二十年本郡多田野村地内字木置場字清水池宇柳河原の三箇所より、本町へ飲料水疏通工事を起し、既に竣功を告げ候處、明治二十三年法律第九號を以て水道條例を公布せられ、該工事を舉げて悉皆本町へ引渡候場合に際し候處、不肖



等に於て曩に支出したる工事費元金五千二百圓利子二千四百二十六圓合計七千六百二十六圓は、素より本町公益の爲に企圖したるものにして、民費多端の際、之か償却を受くるは、却つて本町の負擔を重くして、不肖等の忍びざるところに有之候に付、聊か微衷を表し本町へ寄附致度、且つ併せて本工事をして、將來永く維持繼續し、萬世不朽の利益を享受致度精神も有之候に付、水道より生ずる毎年度収益の内、修繕費を除去し、殘金は他日樋管改築の用途として、金壹萬五千圓に達する迄、公債證書及糧を買入積立置度希望に有之候條、宜敷御評決、希くは不肖等の素志貫徹せしめられんことを、敢て惓願之至に不堪候也。

明治二十五年十一月二十五日

水道發起人 永戸直之介

甲斐山忠左衛門

柳沼恒五郎

安藤忠助

津野喜七

橋本清左衛門

佐藤傳兵衛

(眞製社代表者) 川口半右衛門

郡山町長 今泉久三郎殿

これに對する町長の許可書は左の如し

水道發起人 永戸直之介(外七名)  
明治二十五年十一月二十五日願、本郡多田野村より本町へ飲料水疏通事業、本町へ引渡の件、本町會の決議を経て聞届く。

明治二十五年十一月三十日

福岡縣安積郡郡山 町長 今泉久三郎

第五節 引繼 諸項

多田野水道の發起人は、町會がその採納を決議する間に、一切の關係事務を整理し居たれば、議決の翌日、同水道に關する權利義務を併せて悉く之を郡山町に引繼ぎ、町長今泉久三郎之を引受け、爾後町營の事業と爲れり、當時の引繼ぎ中、主要なるものは左の如くなりし。

(イ) 事業費の概要

本水道開鑿に要する經費は、初め五千圓内外の豫定なりしが、種々意外の出費を要し、總計實に九千有餘圓に達せり、其收支額は別紙の如くなるが、發起者八名の出金は、本町に寄附し、賛成者五名よりの出金と、永戸直之介外五名の立替金は、町會へ問議の上、相當利子を付し、水道收入金の内より償却られたき條件なり。

(甲) 水道費收支調

一金九千三百八拾三圓四拾三錢八厘

元

受

高



内 譯

- 金五千貳百圓
- 金壹千八百圓
- 金四百圓
- 金壹千七百四拾六圓四拾六錢
- 金五拾貳圓拾貳錢六厘
- 金百六拾五圓參拾錢七厘
- 金拾九圓五拾六錢五厘
- 一金九千參百八拾參圓四拾參錢八厘

内 譯

- 發起者八名出金
- 一町共有金より出金
- 賛成者五名より出金
- 官林御拂下残木賣拂代金
- 驛遞預ヶ金引出受入
- 永戸直之介外四名一時立替金
- 藏場町北町より水料金取立入
- 水源に關する費金
- 樋管線貫に關する費
- 運搬費
- 工事に關する費
- 測量に關する費
- 樋木次手に關する費

(乙) 出金者人名調

- 金千九百九拾五圓參拾五錢五厘
- 金參百七拾圓四拾參錢五厘
- 金百貳拾九圓貳拾壹錢八厘
- 金千九百貳拾七圓參拾六錢
- 金八百九拾五圓拾九錢五厘
- 金四百八拾參圓八拾九錢四厘
- 金參百九拾六圓八拾錢
- 金貳百拾圓八拾錢六厘
- 一金六百五拾圓
- 一金六百五拾圓
- 一金六百五拾圓
- 一金六百五拾圓
- 一金六百五拾圓
- 一金六百五拾圓
- 一金六百五拾圓

- 堀割常用人夫其他費
- 別運送費
- 公園地樋木揚ヶ下し其他費
- 官林に關する費
- 諸手當金
- 雜費支出
- 諸給料
- 二十三年八月後引繼迄諸費

- 發起人
- 永戸直之介
- 甲斐山忠左衛門
- 柳沼恒五郎
- 津野喜七
- 橋本清左衛門
- 佐藤傳兵衛
- 安藤忠助



一金六百五十圓

同(眞製社代表者)川口半右衛門

小計金五千貳百圓

一金百五十圓

贊成人 根本祐太郎

一金壹百圓

同 今泉久三郎

一金五十圓

同 阿部茂左衛門

一金五十圓

同 熊田修司

小計金四百圓

同 宗形卯吉

一金千八百圓

郡山町共有金

合計金七千四百圓

一金千五百五十圓八拾六錢七厘

總計金八千九百五十圓八拾六錢七厘

(ロ) 水道垂口調

既往給水料徴收に關する、水道垂口調の引繼は左の如し。

一 水道工事落成後、永戸庄左衛門外百九十五人、垂口貳百四本、本人の望に應じ、給水致置候、尤も水料の儀は、垂口壹本金五圓以内の範圍を以て、水料額確定次第徴收するの契約に有之候間町

會に於て水料額議定相成候は、該額に依り別紙調の者より、水料御徴收本町へ御收入相成度候。

一 専用給水者の内、郷社如寶寺善導寺等は、將來無料を以て給水致置精神に有之候間、町會へ御間議の上、可然御取扱相成度候。

附、専用井一ヶ年給水料三圓と假定し、無料給水料を控除するも、總給水料金壹千七百有餘圓を得べし(調書省略)

(ハ) 物品の引繼

物品に關する引繼は左の如し

一 木桶の儀は、器械を以て繰貫候に付、將來容易に製造難致、依て別紙引繼書の通り、四拾九本本町辨天池西北の方へ埋藏致置候間、樋管腐朽其他御入用の際は、御使用相成度、尤も埋藏地の儀は、本町松川辰五郎へ御聞合相成候は、判明可致候。

一 別紙引繼書に有之候石材の儀は、本郡永盛村大字荒井石工遠藤伊勢松へ申付候處、期日に違ひ候爲め、不用に屬し候分に有之、尤も受負高拾貳圓七拾錢の内金八圓貳拾錢相渡置、殘金四圓五拾錢支拂未済に相成居候に付、同人へ御相談の上、適宜御使用相成度候。

物品引繼書

一 書籍 筆 筒 印

壹 個 四 本



|     |     |        |     |      |    |  |  |  |  |
|-----|-----|--------|-----|------|----|--|--|--|--|
| 一木管 | 鑿先  |        |     |      |    |  |  |  |  |
| 一木  | 種   | 口徑四寸   | 長八尺 | 貳    | 五〇 |  |  |  |  |
| 一石  | 材   | 口徑六寸五分 | 長八尺 | 三拾五  | 本  |  |  |  |  |
| 一錫  | パイプ | 壹尺角    | 長六尺 | 三    | 本  |  |  |  |  |
| 一板  | 護謨  | 壹尺角    | 長五尺 | 八    | 本  |  |  |  |  |
|     |     |        |     | 六貫五百 | 方  |  |  |  |  |
|     |     |        |     | 八寸   | 四方 |  |  |  |  |

(三) 關係書類

水道布設に關する書類は、水道事業引繼と同時に、其の全部を引繼きたり、即ち左の如し。

水道に關する書類引繼目錄

|     |   |                   |   |   |
|-----|---|-------------------|---|---|
| 一第一 | 號 | 水源池より郡山町に至る實測圖    | 壹 | 葉 |
| 一第一 | 號 | 郡山町市街高低平面實測圖      | 壹 | 葉 |
| 一第一 | 號 | 水源池より郡山町に至る圖面     | 壹 | 葉 |
| 一第一 | 號 | 道路拜借指令書           | 壹 | 通 |
| 一第一 | 號 | 道路拜借願並指令書         | 壹 | 通 |
| 一第一 | 號 | 水道線堀割に付耕作物損害調書並圖面 | 壹 | 通 |

|     |   |               |   |   |
|-----|---|---------------|---|---|
| 一第七 | 號 | 郡山諸作物手當受取證    | 壹 | 通 |
| 一第八 | 號 | 支拂命令書         | 壹 | 通 |
| 一第九 | 號 | 送達書           | 壹 | 葉 |
| 一第十 | 號 | 支拂命令に對する異議申立書 | 壹 | 通 |
| 一第十 | 號 | 水道線路に係る受書     | 三 | 葉 |
| 一第十 | 號 | 預り金の證         | 壹 | 通 |
| 一第十 | 號 | 水道に係る手當金受取證   | 九 | 葉 |
| 一第十 | 號 | 水道に關する收受調     | 壹 | 通 |
| 一第十 | 號 | 水道株式金拂込明細調    | 壹 | 通 |
| 一第十 | 號 | 水道に關する諸費收支簿   | 壹 | 冊 |

右及御引繼候也

明治二十五年十二月一日

郡山町長 今泉久三郎殿

第六節 町營諸案審議

多田野水道が既に町營に歸したる上は、諸機關の設備を要し、明治二十五年十二月十七日町會を召集し、左の諸案を審議確定せり。

永戸直之介外七名連署



明治二十五年年度水道歳出入總計豫算

郡山町水道使用料條例

郡山町水道専用井給水規程

郡山町水道共用井給水規程

郡山町水道常設委員條例

水道布設資金償却の件

水道無料給水の件

水道維持法の件

臨時水道事務委員設置の件（議員阿部茂吉提出）

この諸件議決の後、直ちに、臨時水道事務委員を選舉して、川口半右衛門阿部茂吉櫻井龜太郎三氏當  
撰し、事務所を宇藏場町櫻井龜太郎方に設け、同月二十二日開所し、規定を定む、一方町長は、同月二十  
日、水道常設委員條例許可を稟請し、同二十七年十一月廿日、内務大臣野村靖の許可を得たり（後ち、常  
設委員五名を三名に改め三十二年三月廿七日許可を申請し、同年五月十日許可を得たり、水道使用料  
條例は、廿五年十二月廿日内務大臣に許可を稟請し、二十六年六月一日その許可を得たり。  
發起人の寄附附帯條件なりし水道布設費償却の件は、發起人の望み通り、相當利子を附して償却を  
履行したり、其金額及び人名左の如し。

|                 |             |        |
|-----------------|-------------|--------|
| 一金五拾圓           | 外利子八圓參拾參錢參厘 | 阿部茂左衛門 |
| 一金五拾圓           | 外利子七圓五拾八錢四厘 | 熊田修司   |
| 一金五拾圓           | 外利子八圓參拾五錢四厘 | 宗形卯吉   |
| 一金百五拾圓          | 外利子貳拾五圓八錢八厘 | 根本祐太郎  |
| 一金百圓            | 外利子拾參圓拾貳錢五厘 | 今泉久三郎  |
| 一金百六拾五圓參拾錢七厘    | 外利金貳圓七拾五錢五厘 | 永戸直之介  |
| 元利合計六百參拾圓五拾四錢六厘 |             |        |

右水道布設資金へ、年五朱の利子を付し、水道徴收金の内より償却せしものなり。

前項と同じく寄附者の附帯條件たりし水道維持金の積立は左の如く決議せり。

水道維持法

第一條 水道維持の爲め、毎年度收入する用水使用料の内より、水道修繕費及雜費を除却したる殘  
金を、將來補管其他改造の爲め積立置くものとす。

第二條 毎年度の積立金は、其半額を以て公債證書を買入れ、其半額を以て租を買入れ、金壹萬五  
千圓に達する迄積立つるものとす。

但し公債證書利子金は、年々積立金へ組入るゝものとす。

一金壹萬五千圓



内 金七千五百圓 公債證書

金七千五百圓 綴積立

五四

第三條 前條積立金穀は、水道維持の外、他の用途に費消し、若しくは貸與せざるものとす。而して、同法は即時實行し、金穀の蓄貯をなし、明治三十九年七月、水道改良の議成るや、之を運用して設計調査の資に充て、明治四十二年十月、改良水道布設認可を得て、該工事に着手するに及び積立金總計公債株券を併せ、金四千貳百拾貳圓拾壹錢六厘を得、工事費に支出使用して終局せり。

第七節 功勞者の表彰

多田野水道の發起人八名が、私財を投じて水道を引き、町民飲料水の不自由を救済したる功は没す可らず、こゝを以て、本町町會は、是等功勞者の德行を、永遠に表彰せんが爲め、永代無料給水の議決を爲し、左の證書を下附せり。

水道無料給水之證

- |          |    |      |       |         |
|----------|----|------|-------|---------|
| 一郡山町水道垂口 | 壹本 | 郡山町  | 永戸直之介 | 橋本清左衛門  |
|          |    | 津野   | 喜七    | 甲斐山忠左衛門 |
|          |    | 柳沼   | 恒五郎   | 安藤忠助    |
|          |    | 佐藤   | 傳兵衛   | 佐藤傳吉    |
|          |    | 武田   | 重藏    | 眞製社     |
|          |    | 安積國造 | 神社    | 郡山小學校   |

(各 通)

善導寺 如寶寺

右本町會の議決に依り、永年無使用料を以て給水す、後年の爲め本證書を下付し置くもの也。

明治二十六年一月二十五日

福島縣安積郡郡山町長 今泉久三郎

佐藤傳吉武田重藏兩名が、發起人に非ずしてこの中に入りしは、佐藤傳兵衛の名の下に、出資ありし爲めなり。

爾來無料にて給水したりしが、明治四十五年三月、改良水道布設の竣成と同時に、多田野水道を斷水したれば、永年無料給水は、名のみとなれり。

町民が、發起人に謝意を表したることは前記の如くなるが、事官に聞え、明治三十年五月十一日今泉久三郎永戸直之介津野喜七甲斐山忠左衛門の四名には、勅定の藍綬褒章を賜ひ、橋本清左衛門柳沼恒五郎安藤タカ佐藤傳兵衛の四名には、特例を以て各々銀盃壹個を賜ひて、其善行を表彰せられたり而して眞製社は、法人たるの故を以て其の恩典に與らず、即左の如し。

日本帝國褒章之記

福島縣安積郡郡山町 今泉久三郎

資性温厚、夙に副戸長戸長等と爲り、町村制實施の後町長に擧げられ、任滿て再び膺選し、能く地方制度の主旨を體認し、専ら自治の發達を圖り、校舎を増築して教育を擴充し、力を開拓灌漑に致し、殊に本町古來飲料に乏しきを憂ひ、同志相謀り、遠く水源を探り、水道布設の工事を起すに當



り、庶務を整理し事業を監督し、遂に能く其工を竣へしむる等、公同事務に勤勉すること多年、其勞顯著なりとす、依て明治十四年十二月七日勅定の藍綬褒章を賜ひ、其の善行を表彰す。  
明治三十年五月十一日

奉 勅

賞勳局總裁正二位勳一等子爵 大 給 恒  
此證を勘定し第三百三十號を以て褒章簿冊に登記す

賞勳局書記官正五位勳五等 横 田 香 苗  
賞勳局書記官從六位勳六等 藤 井 善 言

日本帝國褒章之記

福島縣安積郡郡山町 永戸直之助

郡山町の地、古來飲料水に乏しきを憂ひ、同志相謀り、遠く泉源を探り、私財を醸し、山林田圃を買借し、水道布設の工事を起すに方り、一切事務を擔任し、沿道村民の異議を調停し、拮据奔走家業を顧みざるに久しく、遂に能く其工事を竣へ、尋て本町に寄附するに至る、洵に公衆の利益を興し成績著明なりとす、仍て明治十四年十二月七日勅定の藍綬褒章を賜ひ其善行を表彰す。  
明治三十年五月十一日

日本帝國褒章之記

日本帝國褒章之記

以下前文同、第三百三十一號を以て褒章簿冊に登記す

福島縣安積郡郡山町 津 野 喜 七

郡山町の地、古來飲料水に乏しきを憂ひ、同志相謀り、遠く水源を探り、私財を醸し、山林田圃を買借し、水道布設の工事を起すに方り、推されて之か設計監督の事に當り、老羸の身を以て拮据勉遂に其工を竣へ、尋て本町に寄附するに至る、洵に公衆の利益を興し、成績著明なりとす、仍て明治十四年十二月七日勅定の藍綬褒章を賜ひ、其善行を表彰す。  
明治三十年五月十一日

奉 勅

以下前文同、第三百三十二號を以て褒章簿冊に登記す

日本帝國褒章之記

福島縣安積郡郡山町 甲斐山忠左衛門

郡山町の地、古來飲料水に乏しきを憂ひ、同志相謀り、遠く水源を探り、私財を醸し、山林田圃を買借し、水道布設の工を起すに方り、拮据勉出納を整理し、能く其の工を竣へ、尋て本町に寄附するに至る、洵に公衆の利益を興し、成績著明なりとす、仍て明治十四年十二月七日、勅定の藍綬褒章を賜ひ其善行を表彰す。  
明治三十年五月十一日

奉 勅

以下前文同、第三百三十三號を以て褒章簿冊に登記す

福島縣安積郡郡山町 橋 本 清 左 衛 門



柳沼恒五郎

安藤タカ

佐藤傳兵衛

郡山町の地、古來飲料水に乏しきを以て、同志相謀り、遠く水源を探り、私財を罄し、山林田圃を買借し、水道布設の工事を起すに方り、協心戮力遂に能く其工を竣へ、尋て本町に寄附するに至る洵に奇特とす、仍て其賞として銀盃一個下賜。

明治三十一年五月十一日

## 第六章 多田野水道の不成績

多田野水道町管後は、當局者銳意その改善に力を盡せしかども、工事の不完全に起因する濁水の混入水量不足の困難等、相踵て起り、百方其の修治法を盡したれども、年を追ひて漸く不成績の度を高め來れり。

### 第一節 濁水混入防止工事

最初、木樋を布設するに際し、其繼目はさし込み式にて、檜皮繩を填め、粘土等にて其外部を固めたるものなりしが、其工事に缺陷有りて、引續演舌書にも、「水道疏通後降雨毎に悪水混入、未だ全く

防止致さず」とある如く、最初より降雨毎に濁水混入して、到底飲料に供すること能はず、於是、常に入を派して其缺點の本源を探らしめたれども、容易に發見するに至らず、或は降雨に際して待箱を開きて清濁を検し、或は全線に亘りて修理を加へる等、年中寧日無かりしも、終に完全に之を防止するに至らず、當局者を苦めたること尋常に非ざりし。

生松材を地下深く埋没したるものは、容易に腐朽するものに非ざれども、本水道の木管は、腐朽甚しきものあり、四十四年十一月水道部の日誌に據れば、「本月中旬より水量著しく減少の爲め、吏員及び職工を派遣し調査せしめたるに、水源地出合箱及び多田野街道間木管に故障有り、水は残らず出合箱より溢出するを發見せり、屢々その病處の搜索に勉めたれども、何分同所木管は一丈三尺餘の深きに在るのみならず、延長百間餘に亘るを以て捜査上非常に困難を極め、處々數ヶ所を掘り割り、割竹を以て管内を搜り、漸くにして支障の場所を知り得たり、之を掘割り檢したるに、木管延長十間ばかりは全部綿の如く腐朽し、管樋は砂を以て埋め、或は木根の繁茂したるあり、依て直に應急工事として管樋を埋め疏通を計れり、同所前後約三十間は腐朽しあるを以て他日全部に亘り完全工事を施さんとす、』とある如きは、眞に其一例に過ぎざるなり、木管の斯く腐朽の早かりしは、原材伐採の季節の不適も有らん、松樋は器械くり抜きなるが爲めに、貫通孔は直線なれども、原材に曲りあるものは、肉の甚しき薄き部分を生じたり、これ等も耐久力の弱かりし一因ならん、又、伐採後布設まで二年を費し、一旦乾枯せしめたる爲めも有らん、地形によりて木管の露出するもの有りし爲めも有らん、土



質の如何に因りたるも有らん、未だ數年ならざるに、處々腐朽したること斯の如し。

六〇

#### 第二節 放水の禁止

水道の源水量は、敢て減退したるに非ざるべきも、漏水と戸口の増殖は、日に月に甚しく、水不足の訴は、日々相つぐ、元來町民は、皿沼水道時代の因習に慣れ、常に放水を事としたれば、殊に不足を致すの一因ともなれり、是に於て、二十六年中、町會にて、水道放水禁止を決議し、垂口一本は專用井壹個を以て本則とし、餘水を以て數個の副井に満たすを禁じ、同年七月三十日限り、右副井を廢止するか、新たに垂口數を増設するか、二者其一を撰ぶべきを命じ、且つ期日までに副井を閉ぢず、若くは新規給水を請求せざる者は、副井一個につき垂口一本分の料金を徴收すべきを嚴達し、且つ臨時水道委員をして實地踏査せしめて以て、水の濫費を防止せしめたり、されども、元來が源水不足の結果なれば、これ亦容易に救済するを得ざりしなり。

#### 第三節 配水交代法

水量の不足より生ずる配水の不均一を調節せんが爲めに、明治三十四年六月より、字中町國道の分水箱を中心とし、全町を南北に二大別し、半日交代の配水法を試みたり、翌三十五年には、交代時間を改め、下町方面藏場方面上町方面に三分し、四時間づゝ給水の法を取りしが、三十八年十一月には甚しき減水の爲めに、又交代時間を改正し、僅に姑息の配水法を取れり、されども、四十三年の如きは、大重町及び本町四丁目以南の流末の各町は、一晝夜僅に二三時間より水を見べからず、需要者の

不便は言語に絶したり。

#### 第四節 増水施設

これより先き、水量の不足を補ふを以て大急務と爲し、明治三十年より、係員を各地に派出して水源の探究に勉めしめたれども、一も顧るべき者無く、四十年七月に至り、偶多田野村入口小學校北の堀岸に湧出する清水を發見したり、同水は同村字十文字耕地に灌溉するものなりしかば、直ちに關係者同村細谷林藏外七人と協議し、之を分水して源水の補助となし、同年八月中に工事を竣成せり、其結果、多少の利益無かりしには非ざれども、全町の水不足を緩和するには甲斐無かりし。

#### 第五節 土木技師派遣の申請

明治二十六年一月、水道の不備欠點の廉少からざれば、右改良工事の設計及び豫算を組立て得る技師の派遣を許されたと縣廳に請願せり、即ち縣技手出張して實地を視察し、空氣拔施設の必要を指摘す、即ちその指導に従ひ、水道六ヶ所に右造空氣拔、町二ヶ所に木造空氣拔を設けたり。されども、水道の不良は大差なし、二十九年一月再び請願すらく、當町水道の儀は工事落成の當時より、降雨毎に濁水混入し、飲料に供し難き事有之に付種々探究の上、濁水止工事を施行せしも、未だ其目的を達する能はず、因て、數年を期し、逐次全線を土管に改め度、且つ水量の儀も、水源を増加し、配水法に改良を加へ度、右諸般の設計調査をなす可き、技術者を派遣せられたし云々と、技手は即ち派遣せられ、種々の方面を調査探窮したりしも、好成績無くして止みき。



明治三十二年、水質改善の計畫を以て、瀘水箱を考案し、長六尺幅三尺深四尺五寸八分板にてV字形底の箱を作り、瀘水を流路とし、竹簾を張り、棕梠皮を敷き、其上に砂利三寸木炭末五寸洗砂一尺五寸砂利三寸の層となし、流水を竹筧にて引入れ瀘過するの装置を爲し、宇細沼用水堀にて試験したるに、一分間に三升弱の清水を得る成績を得たり、因て、多田野水道全水量即ち千六百八十石を瀘過するには、三十坪の装置にて足るの設計なりしも、實行するに至らずして己みき、

明治三十四年、水道改良の聲囂々、町當局亦一大改良を斷行せざるべからざるを覺り、六月十八日三たび技師の派遣を申請せり。

同年七月廿九日、本縣技手本村藤吾、同吏員野村元の二人出張し、新創の設計を立つ、工費實に二十七萬三千餘圓なり、次で本町出身菊地忠藏の、本町水道改良設計を得たり、工費十七萬二千餘圓なり、共に、本町の財力の及び難き所として、未だ着手せざる間に、三十五年の暴風不作あり、次で三十七八年役の國難有り、財力振はずして實現を見る機會無しし。

されども、今日の改良水道が、全く舊套を脱し、最新様を以て生れたるは、これ等二氏の設計に胚胎せること明にして、其功少しとせざるなり、尙後章之を詳にせん。

#### 第六節 多田野水道の終焉

木村技師等の設計後十年、新水道の工事起り、四十五年の春に至りて竣工せり、是に於て、同年五月限り、多田野水道の給水を斷ちて新水道に代らしめ、源水は、新水道の源水の一部と爲せり、多田

野水道は、二十三年五月通水より、この斷水に至るまで、約二十二ヶ年にて、終焉を告げしなり。

### 第七章 多田野水道經營中の諸條例規定

○水道常設委員條例 明治二十七年十一月二十日許可

第一條 町村制第六十五條及第七十四條に依り水道事務に關する常設委員五名を置く

第二條 常設委員は本町公民中選舉權を有するものより選舉す

第三條 常設委員の任期は三ヶ年とす

但任期の起算は就任の日にかゝはらず月を以てす

第四條 常設委員缺員あるときは三十日以内に補缺選舉を行ふ

補缺員は前任者の殘任期間在職するものとす

第五條 常設委員は定時又は臨時に委員會を開設するものとす

第六條 常設委員は町村制第七十四條に基き水道に關する事務に付町長の諮問に答へ又は其事務を處辨す其概目左の如し

一、水道及水質の改良を計ること

二、用水供給に關する利害便否を調査すること



- 三、防火井及共用井の創廢に付利害を審査すること
  - 四、工事の設計をなし及適否を調査すること
  - 五、工事を監督すること
  - 六、水料徴收方法の利否を調査すること
  - 七、公債證書及靱買人の方法を調査すること
  - 八、水道に關する議案の下調をなすこと
  - 九、水道に關する歳入出豫算下調をなすこと
- 明治三十二年三月二十六日第一條中五名を三名に改正の件町會の議決を經同月二十七日ハ務大臣に稟請同年五月十日許可を得
- 明治四十五年四月四日議員横山熊吉外二名より水道常設委員三名を七名に改正の件建議に依り同日町會に於て採納可決す
- 大正七年五月二十五日町會の議決を經て水道條例を廢止し新に郡山町水道常設委員設置規程を設く
- 本町水道常設委員の組織は町村制第六十九條第二項に依り別段の規程を設くるの必要なきに依る
- 郡山町水道常設委員設置規程
- 第一條 町村制第六十九條及第八十二條に依り水道事務に關し常設委員六名を置く
- 第二條 水道常設委員は本町公民中選舉權を有するものより選舉す

第三條 水道常設委員の任期は四ヶ年とす

水道常設委員の任期は就任の日に拘らず月を以て計算す但任期满了の際後任者を選擧する能はざる場合は後任者就任の日迄在任するものとす

第四條 水道常設委員中、缺員を生じ、其缺員委員定數の三分の一以上に至りたるときは、補缺選舉を行ふ

補缺員は其前任者の殘任期間在任す

第五條 水道常設委員會は定期又は臨時に之を開く

第六條 水道常設委員の分掌事務左の如し

- 一、水道に關する豫算の下調をなすこと
- 一、給水規則及同細則等の改廢を調査すること
- 一、給水料及給水工費徴收方法の適否を調査すること
- 一、配水及給水上の利害便否を調査すること
- 一、工事設計の適否並入札及受負の方法を調査すること
- 一、工事の監督に關すること
- 一、水道用地の買收及不用品處分に關すること
- 一、重要な材料購入に關すること



一其他町長に於て必要と認むる事項

○水道使用料第例 明治二十六年六月一日許可

第一條 本町住民にして本町の水道を使用せんとするものは此條例に遵ふものとす

第二條 本條例に於て水道と稱するは本郡多田野村地内より引用したる水道を謂ふ

第三條 本町水道用水供給の種類を分ちて左の二種とす

第一條 専用井

第二條 共用井

第四條 専用井使用料は垂口壹本に付壹ヶ月金貳拾五錢を徴收し共用井使用料は徴收せず

第五條 使用料徴收期限左の如し

前期 自其年四月 至其年九月 其年四月二十日限

後期 自其年十月 至翌年三月 其年十月二十日限

第六條 新設に係る専用井使用料は工事竣功の翌月より徴收し廢止したるときは其翌月分より既納の使用料を還付す

第七條 水道使用料を第五條の期間内に納付せず町税其他諸收入滞納督促條例に依り處分するも尙完納する能はず本町の損失に歸したるときは用水供給を停止するものとす

第八條 用水供給は晝夜不斷とす然れども水源水路樋樹等改造修繕及火災旱魃其他止むを得ざる場合

に於ては供給時間若くは水量を制限し或は全く給水を停止することあるも使用料を減額せず及此場合  
合に於て生ずる損失又は不便に對し本町は其責に任せざるものとす

○水道専用井給水規程 明治二十五年十二月十七日議決

第一條 専用井を設け水道の給水を受けんと欲するものは町長に願出許可を受く可し

第二條 専用井配水管は曲尺口徑五分を以て垂口壹本と定む

但地盤の高低に依り斟酌することある可し

第三條 水道本管より配水する配水管及中樋壹個は町費を以て布設し其以外の支管及井戸樋等は用水消費者自己の費用を以て装置するものとす

第四條 町費の負擔に屬する配水管及中樋破損若くは腐朽し其他配水上不都合を認むるときは速に町役場に報告す可し費消者に於て隨意に修理若くは改造するを得ず

第五條 用水費消者の負擔に屬する技管及井戸樋等破損若くは裝置不完全の爲め用水を汚濁し或は水道を損傷し或は街路に漏出し或は衛生上有害を生ずると認むるときは直に充分の修繕等を費消者に命ず若し費消者に於て之を怠るときは町役場に於て其工事を執行し該工費は落成の日より十五日以内に辨償せしむ可し

第六條 消費者其用水供給の廢止を要するときは必らず十日前に書面を以て町役場に届出つ可し

第七條 役場吏員及水道の爲め雇入れたる職工は技管及井戸樋検査の爲め午前八時より午後五時に至



る間何時にても専用井の設ある邸宅内へ立入ることを得  
但役場吏員及職工は其證を示す可し

○水道共用井規程

- 第一條 共用井は衆人の共用に供する用水にして一家専用の給水装置を設くること能はざるものゝ爲め設くるものとする
- 第二條 共用井を設くるの個所は町會の議決を以て之を定む
- 第三條 共用井給水の水量は町長に於て之を定む
- 第四條 共用井を使用するものは便宜組合を設け惣代人二名を選定し豫め其姓名を町役場に届置く可し
- 但惣代人に交迭あるときは速に其旨届出つ可し
- 第五條 水道本管より配水する配水管及中樋壹個は町費を以て布設し其以外の枝管及井戸樋等は共用井使用者組合に於て組合の費用を以て装置するものとする
- 第六條 町費の負擔に屬する配水管及中樋破損若しくは腐朽し其他配水上不都合を認むるときは速に町役場に報告す可し使用者組合に於て隨意に修理若しくは改造するを得ず
- 第七條 使用者組合の負擔に屬する枝管及井戸樋等破損若しくは装置不完全の爲め用水を汚瀆し或は街路に漏出し或は衛生上有害を生ずると認むるときは直に充分の修繕等を使用者組合に命す若し使用

者組合に於て之を怠るときは町役場に於て其工事を執行し該工費は落成の日より十五日以内に辨償せしむ可し

第一章 水道局員  
 第二章 水道局員  
 第三章 水道局員  
 第四章 水道局員  
 第五章 水道局員  
 第六章 水道局員  
 第七章 水道局員  
 第八章 水道局員  
 第九章 水道局員  
 第十章 水道局員  
 第十一章 水道局員  
 第十二章 水道局員  
 第十三章 水道局員  
 第十四章 水道局員  
 第十五章 水道局員  
 第十六章 水道局員  
 第十七章 水道局員  
 第十八章 水道局員  
 第十九章 水道局員  
 第二十章 水道局員  
 第二十一章 水道局員  
 第二十二章 水道局員  
 第二十三章 水道局員  
 第二十四章 水道局員  
 第二十五章 水道局員  
 第二十六章 水道局員  
 第二十七章 水道局員  
 第二十八章 水道局員  
 第二十九章 水道局員  
 第三十章 水道局員  
 第三十一章 水道局員  
 第三十二章 水道局員  
 第三十三章 水道局員  
 第三十四章 水道局員  
 第三十五章 水道局員  
 第三十六章 水道局員  
 第三十七章 水道局員  
 第三十八章 水道局員  
 第三十九章 水道局員  
 第四十章 水道局員  
 第四十一章 水道局員  
 第四十二章 水道局員  
 第四十三章 水道局員  
 第四十四章 水道局員  
 第四十五章 水道局員  
 第四十六章 水道局員  
 第四十七章 水道局員  
 第四十八章 水道局員  
 第四十九章 水道局員  
 第五十章 水道局員  
 第五十一章 水道局員  
 第五十二章 水道局員  
 第五十三章 水道局員  
 第五十四章 水道局員  
 第五十五章 水道局員  
 第五十六章 水道局員  
 第五十七章 水道局員  
 第五十八章 水道局員  
 第五十九章 水道局員  
 第六十章 水道局員  
 第六十一章 水道局員  
 第六十二章 水道局員  
 第六十三章 水道局員  
 第六十四章 水道局員  
 第六十五章 水道局員  
 第六十六章 水道局員  
 第六十七章 水道局員  
 第六十八章 水道局員  
 第六十九章 水道局員  
 第七十章 水道局員  
 第七十一章 水道局員  
 第七十二章 水道局員  
 第七十三章 水道局員  
 第七十四章 水道局員  
 第七十五章 水道局員  
 第七十六章 水道局員  
 第七十七章 水道局員  
 第七十八章 水道局員  
 第七十九章 水道局員  
 第八十章 水道局員  
 第八十一章 水道局員  
 第八十二章 水道局員  
 第八十三章 水道局員  
 第八十四章 水道局員  
 第八十五章 水道局員  
 第八十六章 水道局員  
 第八十七章 水道局員  
 第八十八章 水道局員  
 第八十九章 水道局員  
 第九十章 水道局員  
 第九十一章 水道局員  
 第九十二章 水道局員  
 第九十三章 水道局員  
 第九十四章 水道局員  
 第九十五章 水道局員  
 第九十六章 水道局員  
 第九十七章 水道局員  
 第九十八章 水道局員  
 第九十九章 水道局員  
 第一百章 水道局員



## 本記 改良水道

### 第二編 改良水道計畫

#### 第一章 水道改良の理由

##### 第一節 給水の不足

多田野水道の木管腐朽、漏水、混水等の状況は、前既に述べたる所にして、給水垂口數二百八十九に過ぎず、しかも交代配水の制を取り、一晝夜の中、十二時間は配水さるべき豫定なりし、されども水量の不足と、分水箱の設計の拙なりしが爲めに、上流に近き井戸に満水したる後に非ざれば、下流に達せず、下流程給水時間短縮し、甚しきは、未だ水を見ざるに、既に交代時刻となりて、全く給水を得ざる者ある状況なり、それすらも、或は忍ぶべし、明治三十三年に、新規給水の申込を、全然拒絶して後は、市民一層の困難を來せり。

一方、鑿井に依らんとする者有りしも、湧水と水質の良好は必し難く、加之其工費一井につき、(水脈の深淺に應じて差あれども)三百圓乃至八百圓を要して、容易に試み難く、全町を通じて、掘抜井戸僅に五、普通井戸四十有るに過ぎず。

其他、血沼細沼水に依りて雜用製糸用需要を充たす者垂口數六百五十六有れども、これ亦水量に限りありて、普く需要に應ずべからず、以上三種を合算するも水道全數は全戸數の三分一に及ばず。

##### 第二節 經費の不廉

更に、經費の點より考察する時は、多田野水道は、使用料月額金貳拾五錢なるも、幹線短くして取付距離長く、其取付竹樋は、時々槍繩駒頭待箱等に故障を生じ、其修繕に際し、國道に在つては一々警察署の許可を受けて着手し、且つ元形に復せざるべからざるを以て、煩はしき手数と、垂口一本につき年額約三圓五拾錢を要し、血沼水道は、使用料を要せざるも、維持管理の實費凡そ金五拾錢を要し、殊に同水道は、幹線を有せず、數戸共同にて之を引き來り、更に分枝引用するを以て此等無數の竹樋は、縱横交錯路下に埋設せられ、甲の修繕に當り、誤て乙管を破り丙管を損じ、修繕又修繕、道路面の乾淨せらるゝ時無し、故に取付距離五十間、修繕費平均五圓以上を要し、管理費を合算する時は、約三千五百圓に達す。

以上は、各使用者の負擔を擧げたるに過ぎず、道路掘割其他損所の修繕は、各使用者個人の負擔に屬すと雖も、其工事素より申し譯ばかりの不完全を免れず、爲めに、町内の寄附金を以て修繕するもの、年々一千圓を下らず、町も亦これが修繕の爲めに、年々七百圓乃至一千圓を支出す。

年々、出費の少からざること斯の如し、猶且つ町民の需要を満足せしむること能はざるなり、さればといふて、多田野水道を改修せんには、全部の木管と數十個の中箱を取替ざる可からず、其經費の



多大なるが上に、木管の耐久豫定五十ヶ年なりしもの、今や現に十數年を出でずして此の苦い經驗を喫せらる、況んや其水量多からず、所詮、大英斷を以て、他に活路を求めざるを得ざるの窮境に行き詰りたり。

第三節 戸口の増殖

明治維新以來、世運の百事更張と共に、漸く活躍の趨勢を示したる本町が、殊に明治二十年より急激なる膨大率を現出したる實勢は、實に異驚すべき一の現象なりとす、即ち明治二十一年より同四十二年迄二十一年間の事實に徴するに、其平均増加率は、人口千人に對する四十四人の割合を以て遞加し來れり、即左の如し。

福島縣安積郡郡山町戸口統計表 (水道布設認可稟請當時の調査)

| 年 別    | 戸 數   | 人 口   | 前年に比し<br>人口増加 | 人口千に對<br>する増加率 |
|--------|-------|-------|---------------|----------------|
| 明治二十一年 | 一、四六二 | 七、八三五 | —             | —              |
| 二十二年   | 一、五四八 | 八、〇三一 | 一九六           | 二五・〇           |
| 二十三年   | 一、五五〇 | 八、〇七四 | 四三            | 五・四            |
| 二十四年   | 一、五六五 | 八、二九九 | 二二五           | 二七・九           |
| 二十五年   | 一、五六八 | 八、八四三 | 五四四           | 六五・六           |
| 二十六年   | 一、六二六 | 九、四一一 | 五六八           | 六四・二           |

|      |       |        |       |      |
|------|-------|--------|-------|------|
| 二十七年 | 一、六四〇 | 一〇、〇三六 | 六二五   | 六六・四 |
| 二十八年 | 一、六五七 | 一〇、一三八 | 一〇二   | 一〇・二 |
| 二十九年 | 一、八六〇 | 一〇、二一三 | 七五    | 七・四  |
| 三十年  | 一、九九二 | 一〇、九四〇 | 七二七   | 七一・二 |
| 三十一年 | 二、〇五六 | 一一、八五九 | 九一九   | 八四・〇 |
| 三十二年 | 二、三二七 | 一二、七〇九 | 八五〇   | 七一・七 |
| 三十三年 | 二、三三三 | 一三、一〇七 | 三九八   | 三一・三 |
| 三十四年 | 二、三九七 | 一三、八一  | 七〇四   | 五三・七 |
| 三十五年 | 二、四四二 | 一四、一三四 | 三二三   | 二三・四 |
| 三十六年 | 二、四五〇 | 一四、三九一 | 二五七   | 一八・二 |
| 三十七年 | 二、五七四 | 一五、一九八 | 八〇七   | 五六・一 |
| 三十八年 | 二、六二八 | 一五、七三八 | 五四〇   | 三五・五 |
| 三十九年 | 二、七〇七 | 一六、六一四 | 八七六   | 五二・七 |
| 四十年  | 二、九五〇 | 一七、六一九 | 一、〇〇五 | 六〇・五 |
| 四十一年 | 三、〇一二 | 一八、一三三 | 五一四   | 二九・二 |
| 平均   | —     | —      | —     | 四四・一 |



以上廿一個年の平均人口増加の割合を以て、明治六十一年に至る人口を算出すれば左の如し。

| 年別     | 人口     | 前年に比し増加 |
|--------|--------|---------|
| 明治四十二年 | 一八、九三三 | 八〇〇     |
| 同 四十五年 | 二一、五五〇 | 九一一     |
| 同 五十一年 | 二七、九一八 | 一、七一九   |
| 同 五十五年 | 三三、一七九 | 一、四〇二   |
| 同 六十一年 | 四二、九八五 | 一、七三九   |
| 平均     |        | 一、一八六   |

町の膨大力此の如し姑息の水道策の不利益なるは智者を俟て後ち知らざるなり。

第四節 町民の實力

前節に叙せるが如き趨勢を以て増加しつゝある、本町民の實力は如何、今之を租税負擔額の状況に見るに、明治二十三年には、國稅納額七百圓以上のもの一人、三百圓以上のもの一人、九十圓以上のもの二人、同三十年には、千六百圓以上のもの一人、一千圓以上のもの一人、八百圓以上のもの一人、五百圓以上のもの一人、明治三十七年には、三千五百圓以上のもの一人、千八百圓以上のもの一人、一千四百圓以上のもの一人、九百圓以上のもの一人にして、所得金額の状況を見るに、明治四十一年

には、三萬圓以上のもの二人、一萬圓以上のもの四人、五千圓以上のもの十一人、三千圓以上のもの十人、二千圓以上のもの二十三人、千圓以上のもの四十六人、五百圓以上のもの百四十一人、其以下に屬するものは年々増加向上の趨勢を示し、明治四十二年の統計によれば、納稅者總數三千九百十六人、内國稅納稅者九百六十二人、縣稅及町稅納稅者二千九百五十四人を算し、其金額歩合等を表示すれば左の如し。

| 種別   | 金額         |            | 納稅者總數に對する平均一人當り |            | 總戶數に對する平均一戶當り |         |
|------|------------|------------|-----------------|------------|---------------|---------|
|      | 明治三十六年度    | 明治三十七年度    | 明治三十八年度         | 明治三十九年度    | 明治四十年度        | 明治四十一年度 |
| 直接國稅 | 四七、七六三     | 四九、六五〇     | 二、六三四           | 一七、三六八     |               |         |
| 縣稅   | 一五、三九一     | 一五、三九一     | 五、二一〇           | 八四八        |               |         |
| 町稅   | 三三、三七一     | 三三、三七一     | 一一、二九七          | 一、八三九      |               |         |
| 合計   | 九六、五二六     | 九六、五二六     | 二四、六四九          | 五、三二一      | 三五、〇九九        |         |
| 種別   | 明治三十六年度    | 明治三十七年度    | 明治三十八年度         | 明治三十九年度    | 明治四十年度        | 明治四十一年度 |
| 調定額  | 一七、六五〇・九九〇 | 一五、四五三・六五〇 | 一九、五九五・九三〇      | 一八、八三三・八二〇 | 三三、八八五・九二四    |         |
| 徵收額  | 一六、八七七・〇九〇 | 一四、八二二・八八〇 | 一八、八三三・三八〇      | 一八、三六五・九〇五 | 三三、一七三・三四     |         |
| 缺損額  | 七七三・九〇〇    | 六四〇・七七〇    | 七六二・五五〇         | 四五六・九一五    | 七二二・五九〇       |         |

にして、之を財務の状況より見るに、地價割所得稅割營業稅割縣稅營業稅割雜種稅割戶別割(町稅)等を合計すれば、左の如し。



欠損歩合

四・三六〇

四・二五〇

三・八九〇

二・四三〇

二・三三五

七六

更に明治四十年度の実績を表示すれば左の如し。

| 税目     | 調定額        | 徴収額        | 欠損額     | 欠損歩合  |
|--------|------------|------------|---------|-------|
| 地價割    | 九五八・一六四    | 九五八・一六四    | —       | —     |
| 營業稅割   | 一、八三六・八二〇  | 一、八二七・五六〇  | 九・二六〇   | ・五〇四  |
| 所得稅割   | 一、三九九・九〇〇  | 一、三九六・三〇〇  | 三・六〇〇   | ・二五〇  |
| 縣稅營業稅割 | 二、六五二・五〇〇  | 二、六〇五・八七〇  | 四六・六三〇  | 二・五二七 |
| 戶別割    | 二五、〇三八・五三〇 | 二四、三八五・四三〇 | 六五三・一〇〇 | 二・六一一 |
| 合計     | 三一、八八五・九一四 | 三一、一七三・三二四 | 七一二・五九〇 | 二・二三五 |

更に、明治四十年度に於ける國稅納稅者、及納額を一瞥せんか、地租は三百九十六人にして、其金額壹萬千六百七圓六拾四錢、所得稅は四百七人にて其金額壹萬七千八百參圓七拾壹錢國稅營業稅は壹萬六千九百五拾壹圓四拾貳錢にして、諸稅負擔戶數を職業別より見れば、農業二百九十二人、工業三百五十七、商業千百十四、力役百四十七、銀行會社員五十九、官公吏學校教員及自由業千百三十六職業不詳十九、無職八、合計三千百〇四人に達す。

經濟界の關係より、一般物價の昂進したるは勿論なるが、町民富力の向上は、此の如く炳焉たり。

第二章 水道改良を要する特殊の狀況

市民の繁殖、市街の膨大斯の如く、民力の富贍斯の如く、納稅負擔力の強大斯の如く、また多田野水道布設時代の郡山に非ず、唯これのみにても、既に改良水道布設の必要は、更め謂ふまでも無きことなるが、更に又、最も緊切に、改良水道の必要を促す特殊理由ありて存せり。

第一節 傳染病の豫防

飲料水の良否は、人類の保健衛生上に、至大の關係を有す、本邦國民の毎年の死亡率は、左表の如く、人口一千人に對して、二十人七四の平均數を得。

| 年次     | 全國人口       | 死亡數       | 人口千に對する死亡率 |
|--------|------------|-----------|------------|
| 明治三十七年 | 四七、二一九、五六六 | 九九九、六二一   | 二・一七       |
| 明治三十八年 | 四七、六七八、三九六 | 一、〇四四、八五五 | 二・一九二      |
| 明治三十九年 | 四八、一六四、七六一 | 九六一、五五〇   | 一九・九七      |
| 明治四十年  | 四八、八一九、六三〇 | 一、〇二四、二八六 | 二〇・九八      |
| 明治四十一年 | 四九、五八八、八〇四 | 一、〇三八、一一〇 | 二〇・九三      |
| 明治四十二年 | 五〇、二五四、四七一 | 一、〇九九、七九七 | 二一・九三      |



| 年次     | 全町人口       | 死亡数       | 千人に對する死亡率 |
|--------|------------|-----------|-----------|
| 明治四十三年 | 五〇、九八四、八四四 | 一、〇七三、七三二 | 二一・〇六     |
| 明治四十四年 | 五一、七五三、九三四 | 一、〇五三、四六〇 | 二〇・三六     |
| 明治四十五年 | 五二、五二二、七五三 | 一、〇四八、三七八 | 一九・六五     |
| 大正二年   | 五三、三六二、六八二 | 一、〇三八、九二三 | 一九・四七     |
| 平均     |            |           | 二〇・七四     |
| 明治二十年  | 七、三六六      | 一九二       | 二六・〇七     |
| 明治二十一年 | 七、八三五      | 一六六       | 二一・一九     |
| 明治二十二年 | 八、〇三一      | 七七        | 九・五九      |
| 明治二十三年 | 八、〇七四      | 一六四       | 二〇・三一     |
| 明治二十四年 | 八、二九九      | 一七九       | 二一・五七     |
| 明治二十五年 | 八、八四三      | 一九一       | 二一・六〇     |
| 明治二十六年 | 九、四一一      | 二一三       | 二二・六三     |
| 明治二十七年 | 一〇、〇三六     | 二一六       | 二一・五二     |

之を、わが郡山全町の人口及び死亡數に對比して見る時は、第一表は二〇、一四第二表は二〇、〇〇を得、保健上、差したる惡結果とは見とめ難し。

| 年次     | 全町人口   | 死亡数 | 千人に對する死亡率 |
|--------|--------|-----|-----------|
| 明治二十八年 | 一〇、一三八 | 一七九 | 一七・六六     |
| 明治二十九年 | 一〇、二一三 | 一九七 | 一九・二九     |
| 平均     |        |     | 二〇・一四     |
| 明治三十七年 | 一五、一九八 | 二六七 | 一七・五七     |
| 明治三十八年 | 一五、七三八 | 三〇三 | 一九・二五     |
| 明治三十九年 | 一六、六一四 | 二七九 | 一六・七九     |
| 明治四十年  | 一七、六一九 | 三三七 | 一九・一三     |
| 明治四十一年 | 一八、一三三 | 三〇二 | 一六・六五     |
| 明治四十二年 | 一八、九二八 | 三九八 | 二一・〇三     |
| 明治四十三年 | 一九、九〇四 | 三二八 | 一六・四八     |
| 明治四十四年 | 二〇、四六四 | 三八三 | 一八・七二     |
| 明治四十五年 | 二〇、九八五 | 三七三 | 一七・七七     |
| 大正二年   | 二一、七八六 | 三五五 | 一六・三〇     |
| 平均     |        |     | 二〇・〇〇     |

但、傳染病に至りては、其流行の勢、年次によりて同しからず、素より畫一に論ずべからず、然れども、飲料水の不良は、其發生蔓延を幫助することは明なり、飲料水不足時代の、腸窒扶斯、赤痢、



實扶埵利亞三病(痘瘡、發疹チブスの二種は少數なれば略す)の患者死亡實數は、實に左の如くなり。

| 年次     | 腸患 | 死  | 赤患 | 死  | 實患 | 死 | 町人口    |
|--------|----|----|----|----|----|---|--------|
| 明治二十九年 | 二五 | 六  | 一〇 | 三  | 三  | 一 | 一〇、二一三 |
| 明治三十年  | 七二 | 一二 | 一  | 一  | 五  | 二 | 一〇、九四〇 |
| 明治三十一年 | 二一 | 九  | 八  | 二  | 六  | 一 | 一一、八五九 |
| 明治三十二年 | 八  | 二  | 四  | 九  | 一八 | 四 | 一二、七〇九 |
| 明治三十三年 | 九八 | 一六 | 六  | 一  | 二四 | 九 | 一三、一〇七 |
| 明治三十四年 | 一六 | 四  | 四  | 一  | 五  | 二 | 一三、八一  |
| 明治三十五年 | 五  | 一  | 二六 | 一三 | 三  | 一 | 一四、一三四 |
| 明治三十六年 | 一二 | 四  | 一  | 一  | 二  | 一 | 一四、三九一 |
| 明治三十七年 | 一六 | 七  | 一四 | 一  | 一  | 一 | 一五、一九八 |
| 明治三十八年 | 三  | 二  | 一  | 一  | 一  | 一 | 一五、七三八 |
| 明治三十九年 | 四  | 一  | 四  | 一  | 一五 | 七 | 一六、六一四 |
| 明治四十年  | 一八 | 五  | 八二 | 一六 | 二四 | 七 | 一七、六一九 |
| 明治四十一年 | 二九 | 九  | 一〇 | 二  | 三九 | 五 | 一八、一三三 |
| 明治四十二年 | 五一 | 一〇 | 二  | 一  | 一八 | 三 | 一八、九二八 |

|        |     |    |    |   |    |   |        |
|--------|-----|----|----|---|----|---|--------|
| 明治四十三年 | 四〇  | 三  | 一  | 一 | 一九 | 五 | 一九、九〇四 |
| 明治四十四年 | 二〇〇 | 四二 | 一三 | 四 | 二五 | 四 | 二〇、四六四 |

此の如く多數の傳染病患者を發生するは、唯に飲料水の不良のみに歸すべからざれども、保健衛生上の痛恨事なり、水道先づ改良せざるべからざるなり

(大正十二年の冬より十三年の春にかけて、本町内に腸チブス患者百數十名(十二年十月九人、十一月二十人、十二月百人、十三年一月十七人、二月十二人等)を生じ、避病舎に收容し切らずして、自宅治療を餘儀なからしめたるは、町民の記憶の尙新なる事實なり、然るに、この患者の發生は、主として未だ改良水道の布設せられざる區域内のみ多く、水道使用者との間に劃然たる相違を示せり、以て水道と傳染病との關係を正確に證し得べし、いと後年の事ながらここに附記す)

第二節 軍事上の必要

本町は、陸軍の集散地としての、要地なり、平時には、毎年好演習地として、數日に亘り宿營するを常とし、非常時には、明治二十七八年戰役の際の、休養所、三十七八年戰役の際の應召員の集合地、休養停車場たりし如き、軍人軍屬の出入極めて多きを常とせり、況んや、岩越岩磐兩鐵道全通の曉には、東西兩洋と奥羽本線との十字路となり、益重要點となるべきは瞭然たり、水道の改良は、單に目前の急を救ふに止らず、これ等將來の設備に、不足なからしむべき餘裕を算外すること能はざるなり。



### 第三節 工業の發達

八二

本町幸に、電力の供給安價なるが爲めに、各種の製造工業家の注目する所となり、一大工業地たらんとするの資質有り、唯欠く所のものは、良水の不充分なる點となす、町製絲二會社の如き、賃挽と稱し、女工の自宅に於て製絲せしむる者五千餘人に達す、これ等製絲には、一人平均二斗内外の水を使用す、この他、一部開始したる機械製絲あり、總釜數五百、一釜一日壹石の水を消費して、日々五百石の水を要す、且つ水質の良否は、製品の品位價格に大關係有るを以て、水質の改良を待ちて全部機械製に改めんとするの意向なり、又絹絲紡績業有り、その精練に要する水量は、現に一晝夜一千石以上なるも、その供給を受くべき良水無きを以て、不完全なる沈澱池濾過池等の装置を會社構内に設け、河水を利用するに過ぎず、大藏省專賣局煙草製造所は、九百餘名の男女工を使役し、漸次擴張の豫定にあり、其他、多量の良水を要する工場會社等簇生せんとするの兆候十分なれども、用水の不便の爲めに、躊躇するもの亦多し。

### 第四節 貫ひ水の風習

郡山町民は、古來水不足に慣れ、近隣より貫ひ水して使用するを、左程の不便とも思はず、又會て耻つ可きこと、思ひたること無し、されども、他地方より移轉し來れる家庭の人々は、この貫ひ水を以て耻つべきことに思ひ、且つ其の降雨毎に濁濁する多田野の水、腐草の異臭鼻を衝く皿沼を一見せしむれば、一も二も無く退避して移住を思ひ止る、斯くては、到底官公役所兵營學校諸會社製造工場

の創設を望むべからず、これ最も町の繁榮を障害するものなり、若し眞に町の繁榮を圖らんには、先づ水道を完全ならしめて、清冽の水を多分に供給し、家庭の人をして、貫ひ水の懸念無からしむるに在り。

### 第五節 旅客の激増

本町由來福島縣下の中央部に位して、日本鐵道の要驛にあり、當時、西、岩越線は、將に新潟に全通せんとし、東、平郡線は、本町を起點として近く布設されんとす、特に産業の勃興は、旅客の來往益々饒多を極めんとするの勢有り。

明治四十年に於ける、日本鐵道幹線並に岩越線の、乗降人員を通算する時は、

乗車人員、十四萬四千二百二十七人。

降車人員、十四萬二千五百四十六人。

にして三春馬車鐵道乗車人員五萬六千百十九人を合算する時は、實に三十四萬〇〇九十二人、毎日平均九百四十四人餘の旅客を送迎す、加之、縣内猪苗代湖岸勝景の地をトして、有栖川宮殿下の別墅を建設せられ、貴紳の出入愈繁からんとす、飲料水の改良、實に焦眉の急と謂ふ可きなり。

### 第六節 防火上の設備

本町幸に、今日まで、火災の慘害を蒙りたること少し、併し、これ單に天幸にして、一朝不慮の災禍有らんには、消火用としての滴水無きなり、是を以て、火災保險の掛金率の如きも、他の都會に比



して遂に高率なり、掛金率の高きは、勢ひ被保険数を低下せしめ、町民生活の安定を威嚇するものと謂ふ可し、故に、水道の改良は、町民財産の保護、住居の安定上より觀て、必須緊要の事業なり。

### 第三章 水道改良の設計

明治三十三年七月、町長今泉久三郎満期退職し、今泉久次郎又選れて町長の職に就く、飲料水不足の苦痛は年を逐ひて甚しく、新水道要望の原由斯の如し、今泉町長意へらく、飲料水の不備此の如くにては、到底郡山町の繁榮を圖る道に非ず、宜しく完全なる水道に改め、積年の大苦難を除かざるべからずと、翌三十四年七月、縣廳に申請して技手本村藤吾吏員野村元二人の出張を得、新水道案の設計を依頼す、於是、兩人、現在の實況を踏査し、將來の膨大を顧慮し、先づ水質水量を調査し、人口三萬人に給する見込を以て、多田野源水に加ふるに、當時宇麓山下の池の水量を以てし、濾過池配水池の設備を爲し、鑄鐵管を以て普く市内に給水するの新案を立て、同年十月實測を終り、十二月原圖の完成を告げ、計畫概要、設計書、收支豫算等を脱稿したるは、實に同三十五年一月なり、其摘要左の如し。

#### 本村案、郡山水道布設々計摘要

人口將來の増加を見越して三萬人とす。

給水量、一人一日三立方尺

源水、多田野湧水七千八百三十三石六斗に加ふるに、下の池の六千三百一石八斗七升二合を以てし、九萬立方尺を得。

濾過池、濾過池配水池等は、入口五萬に上るも、忽ち差支なき安計を以て設計したり、即ち濾過池は横十五間縦十七間有効水深八尺の二個にして、一個は豫備池として設置す。

配水池、横一間五分縦四十一間五分、有効水深十尺の二個より成り、外に豫備池一個を設く、量水池、横四尺縦十三尺一寸二分にして、隔壁を設け、日々所要の水量を送達す。

布設費、總額三十七萬三千六百四十四圓六十六錢二厘

内金十二萬二千六百三十七圓七十錢二厘

金二萬六千六百六十圓三十七錢

金九千十六圓五十錢

金一萬三千三十六圓十四錢四厘

金三萬一千八十七圓二十八錢七厘

金一萬六百七十圓四十二錢四厘

金九千三百七十六圓二十五錢四厘

金二萬九千七百九十七圓九十一錢八厘

鐵管購入費

鐵管布設費

空氣抜制水辨排水辨排氣筒梯子費

煉瓦工費

コンクリート費

切石工費

運搬費

雜工費



金貳千三百四十四圓六錢三厘  
 金貳萬一千六百十八圓  
 金九百圓  
 金五千圓

雜費  
 事務費俸給器具器械費  
 淨水工場用地買收費  
 豫備費

又之を所要局部分けとし、其の合計のみを掲ぐる時は、

六萬四百四十八圓三十八錢

自水源至淨水工場鐵管及布設費等

九百十圓二十九錢八厘

貯水池豫算

四萬五千八百七十四圓四十六錢四厘

淨水工場濾過池豫算

三萬五千九百十五圓十四錢一厘

同 配水池豫算

四百二十六圓六十二錢二厘

同 量水池豫算

十萬二千五百五十一圓七十五錢七厘

市内鐵管布設費

二萬七千五百十八圓

事務所費以上

東京帝國大學工科大學土木科生徒菊池忠藏（明治三十五年卒業、後ち鐵道局技師從五位勳六等）は當地菊池喜久藏の長男なり、偶本町水道改良の舉あるを聞き、三十五年二月、遙に設計案を寄せて參考に供したり、其の摘要左の如し。

菊池案、郡山水道布設々計摘要

人口、三萬人、但四萬人に達するも差支なき設計  
 給水量、一人一日三立方尺、

源水、下ノ池の貯水、下ノ池の水位を五尺許り高めて貯水量を多くし、夏季六十日間注水なきも給水に不足を來さざるを期す。

濾過池、總數四個、内一個は豫備とす、一池の深さ九尺、長十二間巾九間半。

淨水池或は配水池、總數二個、水深十尺長六十二尺五寸巾四十八尺、配水池は長七十二尺巾四十八尺。

配水鐵管、新市街新道路に重きを置きて布設し、又配水管は、内徑の大なる管の利益に留意すべし。布設費、總額金十七萬二千八百七十七圓六十錢也

内金二千五百圓  
 金一千八百八十八圓五十一錢  
 金三千二百六十六圓  
 金二萬一千八百三十六圓八十九錢  
 金二萬〇二百十四圓六十八錢  
 金八萬一千九百六十八圓七十五錢  
 金六千六百六十八圓五十錢

淨水工場用地買收費  
 貯水池工費  
 淨水工場土工費  
 濾過池築造費  
 淨水場築造費  
 鐵管其他附屬品費  
 鐵管其他布設費



|               |   |   |   |
|---------------|---|---|---|
| 金四千四百三十圓      | 建 | 物 | 費 |
| 金九百四十圓        | 測 | 量 | 製 |
| 金一千八百五十圓      | 試 | 驗 | 費 |
| 金九百圓          | 器 | 具 | 費 |
| 金一萬六千七百二十圓    | 工 | 事 | 費 |
| 金二千六百十二圓      | 雜 | 費 |   |
| 金八千二百三十二圓二十七錢 | 豫 | 備 | 費 |

以上、折角兩案を得たりしも、其布設費の一點が、本町財力の到底及び難き所と爲して實行に至らず、其儘空しく筐底に納められたるは遺憾なり、然れども、共に、姑息の舊圈内に彷徨せず、安積疏水の水量に着眼し、創めて下の池を沈澱池と爲す案を立て、全部最新式の様式を採り、鐵管を以て配水するの考案は、今日の改良水道の父母とも言ふべく、二氏の設計は徒爾ならざりしなり。

#### 第四章 水道調査の開始

町長今泉久次郎、水道の、全町の死命を制するを思ひて、寢食の間も忘るゝこと能はず、先づ先進都市の水道の實況を親睹するの必要を認め、三十八年六月、神奈川縣中郡秦野町に往き親しく其の町

設水道を視察せり、全工費五六萬圓内外ならんには、或は町會の協賛を得ん、東京市の工費八百五十萬圓、神戸市の三百二十九萬圓、横濱市の四百十一萬圓の水道の如きは、完美は即ち完美なりとも、之を摸すること難し、如かず最小規模の町設水道を観んにはと、恰も秦野町の水道が、工費一萬一千圓、給水戸數一千一百余なるを知り、必ず得る所有らんことを期したるなり、安積郡役所土木課吏員本橋卯之助を請ひて同伴す。

秦野町水道は、明治二十一年十一月の起工、翌二十二年九月竣工、全部尾張國常滑産の陶管を用ひ給水栓百四十七、消火栓二十一ヶ所といふ、小規模のものなり。

明治三十九年に入り、飲料水の缺乏は益々甚し、町長水道事業の一日も猶豫す可からざるを看取し勇斷以て水道改良實現の前提たる、調査機關の必要を認め、同年六月十二日、町會を招集して

#### 郡山町水道調査費收支豫算

を合議せしむ、調査は、七月一日より向ふ六ヶ月間、測量製圖と工事設計とを主としたるものにして總費一千二百圓なり。

この會議の席上、議長(今泉町長)が、永戸議員の間に答へたる言に、

一 神奈川縣秦野町に於ける水道の工費は、壹萬貳參千圓を要せし由なり、尙工費豫算に就き御懸念有るも、五萬圓位なれば、賦課せずとも、五個年なり十個年なり、相當の月賦借入とし、水道完成の上は、専用水垂口五百と假定し、一垂口に付一個年約七圓を徴收するものとすれば、參千五百圓と



なる計算にして、其他、町内住民よりも、使用料を徴収すれば、償還の道も立つ可き見込なり。  
とありしに依りて察すれば、當時町長が、胸臆に懐きたる設計豫算の、案外小心翼翼のものなりし一斑を知るに足るなり。

(議案)安積郡郡山町水道明治三十九年度歳入出追加豫算表

| 科   | 目          | 追加豫算額     | 附 | 記   |
|-----|------------|-----------|---|---|
| 第一款 | 財産運用金      | 一、二〇〇・〇〇〇 |   |   |
|     | 一 水道積立金運用金 | 一、二〇〇・〇〇〇 |   | 水道積立金より運用   |
| 合   | 計          | 一、二〇〇・〇〇〇 |   |   |
| 歳入  | 臨時費        |           |   |   |
| 科   | 目          | 追加豫算額     | 附 | 記   |
| 第一款 | 水道費        | 九九五・五〇〇   |   |   |
| 第一項 | 水道調査費      | 九九五・五〇〇   |   |   |
| 一、雑 | 給          | 六四三・五〇〇   |   | 測量技術員一人月俸參拾圓六ヶ月分此金百八拾圓助手二人日給各七十錢延百二十日分此金百六十八圓工夫三人日給各四拾錢延九十日分此金百八圓八拾錢事務所小使一人壹ヶ月五圓此金參拾圓 |

|     |   |           |                               |
|-----|---|-----------|-------------------------------|
| 二、旅 | 費 | 一〇〇・〇〇〇   | 縣内外出張費                        |
| 三、測 | 量 | 二〇〇・〇〇〇   | 製圖器械及用紙繪具雜品代百圓測量杭木壹萬本壹金壹錢此金百圓 |
| 四、備 | 品 | 一〇〇・〇〇〇   | 椅子其他諸品代                       |
| 五、消 | 耗 | 一八・〇〇〇    | 炭代金參圓石油代七圓貳拾錢茶代壹圓八拾錢雜品代六圓     |
| 六、通 | 信 | 九・〇〇〇     | 郵便稅參圓電信料六圓                    |
| 七、雜 | 費 | 一五・〇〇〇    | 事務所借家料壹ヶ月貳圓五拾錢六ヶ月分            |
| 第二款 | 豫 | 二〇四・五〇〇   | 水道調査豫備費                       |
| 合   | 計 | 一、二〇〇・〇〇〇 |                               |

基本財産運用に關する附帶議案

水道調査費の支出を要するも本年度に於ては町税を賦課するの餘裕なきに依り水道積立金の内金壹千貳百圓を運用するものとす而して戻入期限及戻入の際増蓄可き金額左の如し

|     |      |                                  |
|-----|------|----------------------------------|
| 一戻入 | 金額   | 金千貳百圓                            |
| 一増蓄 | 可き金額 | 金百圓に付一個月金五拾錢の割を以て増蓄す             |
| 一戻入 | 期限   | 元金及増蓄金共明治四十年本町税を以て明治四十一年三月三十一日迄に |
|     |      | 戻入るものとす                          |

幸に、水道調査に要する右の歳入出追加豫算案は、町會を通過したり、是に於て町長は、布設計畫



に勤能なる技術員の招聘を必要とし、豫て物色し居たる當時安積郡役所在職の本橋卯之助を擧げて本町水道改良調査主任に任じ、事務員石井喜平、助手柴田正親陣野重仲を採用し、當町字中町宗形彌兵衛方に假事務所を開きたるは、實に七月一日なりし。

### 第五章 水道布設の目論

本橋主任の就職するや、専ら水道工學を研鑽し、三十九年九月、再び秦野町に到りて、陶管の接合法等を研究し、東京横濱の水道、鐵管鑄造地の見學等を終へて歸り、源水を多田野水道と安積疏水の分派とに取り、下ノ池を沈澱池とし、其附近に淨水池を設け、人口三萬人に給水する設備の一般方案を立て、實地を測量し、製圖設計に勉め、同年十二月末に至りて、設計全く成れり、經費は、低減し得るだけ節約するを主とし、全部陶管を取りしも、尙ほ總額拾餘萬圓に達したり、工事設計書等次章の如し。

#### 第一節 布設目論書

##### 郡山町水道敷設目論見書

##### 第一 水道事務所の所在地

福島縣安積郡郡山町字中町三十五番地

### 第二 水源の位置及水量の概算

既設水道の水源は、當町の西方二里餘を距る安積郡多田野村地内字清水池より湧出する泉水にして口徑六寸の木管を以て引水し、之が湧水量を調査するに、一秒時容立方尺五〇九六三即一晝夜に四萬四千三十五立方尺となる(當時は湧出量の最も減少せるの季節なり)而して一人一日の給水量を三立方尺とすれば、一萬四千六百七十八人三分に供給することを得るも、人口三萬人に供給する計畫なるを以て、以上の水量にては尙ほ壹萬五千三百二十一入七分に對する水量即ち四萬五千九百六十五立方尺の不足を告ぐ茲に於て郡山町字麓山地下の池と稱する溜池を以て沈澱池となし、而して注水井に於て多田野源水を聚合し、供給に充つることとせり、元來此溜池(面積二萬三千五百九十九坪七合 有效水立積二萬八千六百四十二坪)の水源は、猪苗代湖安積疏水の分流にして、内法方一尺の木樋を以て、此溜池に注入する水量は、一秒時六立方尺四一六、即ち一晝夜五十五萬四千三百四十二立方尺四となる、内田地灌漑用に供する水量一晝夜八萬六千七百二十六立方尺一六を控除するも、四十六萬七千六百十六立方尺二四の餘水を生ず、之に前記多田野水源の水量四萬四千三十五立方尺を合算すれば、五十一萬千六百五十一立方尺二四の水量あるを以て、將來人口の増加に至るも、裕に其供給に充つることを得るものなり、而して灌漑を受く可き反別は、

甲、(古田)反別參拾町九反貳畝拾貳步



壹町七反九畝參歩

宅地 に 變換地

壹町貳反九畝拾貳歩

今回水道起工淨水工場用地

貳拾七町八反三畝二十七歩

灌溉す可き反別

此反別に要する水量一秒時間に零立方尺六九五九七五なり但百町歩に付一秒時二立方尺五とす

乙、(新田)反別六町二反十二歩

内

四畝二十四歩

宅地に變換地

六町壹反五畝拾八歩

灌溉す可き反別

此反別に要する水量一秒時間に零立方尺三〇七八なり但百町歩に付一秒時五立方尺とす

丙、(畑)反別百五町七反壹畝五歩

畑地

百貳町九反貳畝十五歩

宅地に變換地

貳町八反二十歩

灌溉す可き反別

即甲と稱する反別は從來の古田にして、前記の通一秒時間百町歩に對する二立方尺五を供給し、乙は開墾地の如き新田にして、同しく一秒時間百町歩に付五立方尺を供給し、丙は現在畑地にして將

來水田となすの見込なり、且つ漸々郡山町の發展膨張するに伴ひ、耕地は變して宅地となりつゝある現状なり、而して以上の豫算によれば、甲乙の灌溉用に供する實際の水量は、一秒時間に一立方尺〇〇三七七五なるを以て、一晝夜に八萬六千七百二十立方尺一六なり、然るに此池に注入する水量は、前記の如く一晝夜に五十五萬四千三百四十二立方尺四なるを以て、差引四十六萬七千六百十六立方尺二四の餘水を生ずるが故に、之を以て裕に多田野水源の不足を補充することを得るものなり。

該溜池の使用、並水量の使用に關する許可、並承認、及水質試験表は之を略し、別項に掲ぐ、備考、安積疏水は、元百町歩に付一秒時間に七立方尺の水量を供給す可き計畫にして、前記の宅地其他に變換したる部分及畑地等も、灌溉区域内に計算あるを以て、前記の餘水を控除するも、差支なきものとす、而して古田の水量を一秒時間百町歩に付二立方尺五、新墾地を同じく五立方尺として計算したるは、從來の經驗に徴し定めたるものなり。

第三 水道線路及水道線路に沿ふたる地名、濾過池配水池等の位置

本水道の線路は安積郡多田野村宇清水池に起り、山間田圃を過ぎ同村地内里道一等線に出で、大槻桑野の兩村を経て、延長四千七百二十五間の處に至り、郡山町字麓山地内下の池沈澱池の水と相合し、茲に於て濾過配水し、其れより二條の鐵管を並列伏設し、宇細沼に至りて、其一線は南に灣曲して開成山道路に出で、如寶寺の前を過ぎ、安積郡役所の下に至り、一は直線郡役所の北



側を経て國道に出で、是より市内に配水分栓するものなり。

濾過池(二ヶ所)配水井(二ヶ所)配水池(壹個所二箇に分つ)量水井(三ヶ所)砂置場等は、各々沈澱池の下に設備せり、其詳細は繪圖面及工事方法書に明瞭なり。

第四 給水の區域其人口及其一人一日に對する平均、水量給水の區域 全町

戸數 三千拾貳戸

人口 壹萬八千百參拾參人 明治四拾壹年拾貳月末現在

本町現今に於ける戸口は、前掲の通なるも、商工業の振興するに伴ひ、年に月に増殖し、既往に徴するも、別紙統計表の如くにして、近く現今の二倍以上に達するものと見込、三萬人に供給する目的を以て之れが設計をなせり、(戸口統計表は第二編第一章第三節に在り)

第五 人口増殖及多量の水を用ふる製造場等に對する給水料増加の見込

本町は、諸種の事業發展振興すると共に、戸口は益々増殖し、隨て多量の水を要するは言を俟たず、故に將來人口増加に對する給水量と、各種製造場等の起る可きを豫定し、水道布設の設計をなしたるに依り、水量調の事項中に掲記するか如く、三萬人の人口に對し、充分供給し得るものとす、尙將來戸口の増殖其他各種製造所等多量の水を要するに至るときは、沈澱池を擴張し、濾過池配水池各二ヶ所を増設し、新に配水本管一線を布設し、第二小學校の前より字清水臺附近を

過ぎ、市内に配水す可き設計をなし、工事を施すときは、人口六萬人に供給する水量充分なりとす。

第六 水壓の概算

水壓の概算は左の式に依る

$$P = \text{一方吋ノ壓力機ノ封度} \times H = \text{水頭幾呎}$$

通常の温度(凡そ華氏五十度)に於ける水の一立方呎の重量は、六十二封度四なるを以て、一方吋の壓力は、

$$P = H \times 62.4$$

なるが故に

$$P = H \times \frac{62.4}{144} = H \times 0.4333$$

なる水頭即配水池の水面より、測點百六號(大重町の端)の高低の差六十二呎七七にして

$$62.77 \times 0.433 = 27.02 \text{ (封度)}$$

即一方吋に付二十七封度〇二なり、之は當町最大の壓力封度なり。

第七 工事方法書

別紙設計説明書の通り

第八 起工並竣功期限



起工は認可の日より一ヶ月以内

竣工は起工の日より十八ヶ月以内

第九 工費の總額其收入支出の方法及其豫算

工費の總額は金拾六萬四千三百八拾壹圓六拾錢六厘（布設費豫算章の第一節—第四節を見よ）にして其收入支出の方法及豫算は別紙の通り

第十 給水料徴收の方法及經常費收支の概算

水道使用料の徴收方法及經常費收入支出の概算は、別紙の通り、

### 第二節 工事方法書

沈澱池、沈澱池は多角形にして、周圍延長六百九間八分、疏水入口には水門を設け、所要の水量を取入れ、降雨濁水の際は水門を閉ち、惡水堀に放水するの設備をなせり、周圍は柵牆を以て之を圍ひ、堤防の根止は杭柵及石垣を施す、而して引出口には十吋の鐵管を直立せしめ、水面以下三段に口を設け、之に水瓣を仕付け、何れよりするも水を引出し得るの裝置をなせり、其下部は池の掃除の用に供す、又兩側の六吋豎直管に棧橋を架設し、其上に於て水瓣を開閉するに便ならしむ、送水口の基礎は「コンクリート」を以て固め、周圍は煉瓦を積み上げ、泥水を防ぐ。

惡水拔、惡水拔は、沈澱池西南隅の水門より、沈澱池堤防の南側に從ひ、東堤防の法尻に沿ひて用水堀に注入す、西側の土留は石垣及杭柵を施す。

圓形注水井、注水井は、沈澱池及多田野源水より來りたる水を集め、之を濾過池に送水する井にして位置は沈澱池と濾過池との間に在りて、直徑九尺、深底面より縁石下まで六尺五寸とし、基礎は最底に粘土及「コンクリート」各々厚一尺を布き、擁壁は同じく粘土厚一尺「コンクリート」厚平均一尺五寸とし、之に挿入する管六條あり、其一是沈澱池より來りたるものと、其二是多田野源水より引入るものと、其三是多田野源水及沈澱池より來りたる水混水なるときは之を放水するもの、其他は即所要の水量を濾過池に送水する管なり、而して惡水管と濾過池送水管には、何れも水瓣を附す濾過池、濾過池は三個を設け、其構造容積は皆一樣にして、平素二個を使用し、一個は豫備となし、順次交代に砂の洗滌をなすの用に供す、位置は圓形注水井と配水池との間に在りて、構造は長七十五尺幅六十尺深面より縁石下まで八尺六寸にして、基礎は粘土厚一尺砂四割を混じ、蝸木を以て搗き固む、其に「コンクリート」厚一尺を施す、中央は左右より極めて些少なる勾配を附す、擁壁は粘土厚一尺とし「コンクリート」は底面より高八尺六寸敷幅四尺上幅一尺とし、上部高四尺は煉瓦一枚積とす、濾床は中央に幅一尺五寸長七十五尺の流水溝を設け、濾水をして量水井に送水せしむ、溝の縁石は基礎「コンクリート」の面と同一の高さとし、蓋石は方石を以て之を覆ひ、而して底面には煉瓦を敷き列ね、以て多數の小渠を中央の流水溝に向はしめ、更に一層の煉瓦を並列して之を覆ふ、其上に清淨なる砂利一尺二寸淨砂三尺を敷き均し、此に挿入する管は、注水井より濾床に送水する管と、流水溝より量水井に送水する管と、一定の水位より多量なる時、漲溢する喇叭狀をなす



管との三條あり。

濾過の速度は、一晝夜十尺の速度を以て濾過し、この濾過の量は、以上の構造にて、一晝夜一個に付四萬五千立方尺の水を濾過する見込とす、濾床内に送水の順序は、先づ初回は普通の順序により注水井より濾床に水を注ぐも、其後砂利の洗滌等新しい注水する際は、反對に浄水をして量水井より徐々に濾床の暗渠を経て砂の表面を全く浸潤するに至らしむ、後初回の如く、正當の水管に依り上部より注入す。

濾過量水井、量水井は、長七尺五寸幅三尺深九尺四寸とし、中央に隔壁を設け、量水板を取付け、其上下に依り、濾過の速度及水量を測知するの装置をなせり、基礎は粘土厚一尺に「コンクリート」、上幅一尺五寸敷幅二尺五寸とす、之に挿入する管は、濾水の流れ來りたる管と配水池に送水する管と、濾過池掃除の際は之を悪水管に放水する管の三條を挿入し、周圍の上部には、縁石を並べ、右蓋及金蓋をなし、悪水管には水瓣を附す。

配水池 配水池は、濾過池に於て濾過したる清浄水を貯水するところにして、位置は濾過池と配水井との間に在りて、容積は入口三萬人に對し二十四時間以上の需用水量を貯ひ得るものとせり、而して其構造は長九十尺幅六十六尺深底面より縁石下まで十一尺、一個の容積は有効水深八尺二寸餘として、四萬五千立方尺を入れる、即ち二個を以て三萬人に對する水量九萬立方尺の水量を貯ふることを得、基礎は粘土厚一尺及「コンクリート」厚一尺殊に流水隔壁の基礎下は、更に幅三尺長六十六尺

厚一尺の「コンクリート」、擁壁基礎下には幅五尺厚一尺の「コンクリート」を増設し、擁壁は上幅一尺下幅四尺とし、池内は煉瓦一枚積とす、池内には流水隔壁を設け、水の循環を充分ならしめ、不斷新陳代謝して、偏隅に水を停滞し夏季に至り腐敗を來すことなからしめんが爲め、池中に幅十二尺毎に流水壁を設け、其左右交互に水路を造りて水の循環を計り、且つ空氣中に包含飛散せる塵埃等の、浄水に混入するを防ぐ爲め、屋根を設く、而して之に挿入する鐵管五條あり、(一)量水井より來りたるものと、(二)配水井に送水するものと、(三)掃除の際は之を悪水管に放水するものと、(四)所要の水量の外は之を放棄する喇叭管と、(五)砂洗場に送水するものと是れなり、而して砂洗場に送水する管と、掃除管は配水井に送水する管と濾水管は、何れも水瓣を附す。

配水井 配水井は配水池の東方に在りて、配水池より來りたる水量を、市内配水管に送水する用に供するものにして、其構造は長十二尺幅四尺深縁石まで十一尺五寸なり、基礎は粘土及「コンクリート」各厚一尺、水壁は粘土厚一尺に「コンクリート」、上幅一尺五寸敷幅二尺五寸とし、中央に量水堰を設け、之に挿入する管は、兩配水池より來りたるもの二條と、市内配水管二條とあり、周圍の上部には縁石を並べ、右蓋及金蓋をなす、而して配水瓣には何れも水瓣を附す。

砂置場 砂置場は、濾過池の北方に設け、長十間幅五間高五分とし、中央に仕切をなす、擁壁及中仕切は凡て煉瓦一枚積とし、入口は一間を開き、二個所を設く、而して底面に聚る水は三寸陶管を布設して、之を悪水堀に放水するの設備をなせり。



石段 沈澱池東堤防には、淨水工場の昇降に便ならしめんがため設くるものにして、法長二十一尺幅四尺一階段の高さは八寸とす。

橋梁 二個所あり、何も幅六尺長七尺にして悪水堀に架設す。

柵橋 沈澱池堤防及淨水工場には柵橋を廻らす、而して沈澱池堤防は延長五百間にして長さ六尺末口三寸のもの一間に六本を立て、鐵線三條を張り、淨水工場は長二間巾四寸厚八分の貫を通じ、控木として二間毎に一本を立て「ポルト」にて之を締む。

淨水工場悪水管 淨水工場の泥水及汚水漲溢水を放流する管にして、口徑一尺延長三十一間六分、而して淨水工場内は局部に鐵管其他陶管を布設し、工場以外は普通の土管を使用す。

暗渠 暗渠は、測點三十二號三十三號間の用水堀に架設す、配水本管の此の用水堀を横斷するため長四尺高四尺幅十二尺のもの一ヶ所を設け、配水管上に盛土をなす。

空氣抜 空氣抜は二個を設置す、之は空氣の抵抗を避くるが爲め設けたるものにして、周圍は煉瓦を以て之を圍む。

市内水辦に就て 一朝大火其他豫知し能はざる水量を要する場合、又は修理を施す場合には、配水管の局部を開閉して水量の増減を自由ならしむるの便に供す、此個數は、口徑十吋管に二個八吋管に五個六吋管に、三十六個、四吋管に五個、三吋管に一個あり。

消火に就て。之が設置の場所は、十字路に設くと雖も、其間長距離の場所は、四十間乃至五十間の

所に設く、其個數は六十五個ありて、水壓不足の個所は、水箱に注入し、唧筒を用ふるの設備をなせり。

共用栓に就て 共用栓は、多く裏通に設く、國道筋は専用管多き爲め、僅に之を設くるのみ、其總數百個あり。

市内配水設備 市内配水本管線路は、淨水工場内配水井より出で、測點三百二十五號迄は十吋鑄鐵管二條を並列布設し、茲に於て其一條は右に彎曲して絹絲紡績會社の東側に沿ふて里道に出で、如寶寺の前に至りて六吋乃至四吋管に分岐して、金透小學校前に至り、八吋管と八吋管とに分岐し、其一是右折して共樂座(劇場)の前に至り、其二是安積郡役所の南側に至りて國道に出づ、其以下に於ける詳細は、圖面に示すが如し、之を第一線と稱す。

其二是、金透小學校北側に至り、三吋管に分岐し、(此三吋管は單に小學校のみに給水するを以て小徑の鉛管にて岐點に水辦を附し在來の井戸に放水する事とせり)安積郡役所の北側より、郡山郵便局の前に至りて、六吋管二條に分岐し、國道に出づ、其以下に於ける詳細は、圖面に示すが如し、之を第二線と稱す、而して途中各管に分岐するところは、總べて水辦を設けて首尾相通せしむ。

配水管延長は、大約五千三百三十間なるも、尙ほ豫備を見込み、五千六百五十七間となせり。一日中最大使用水量 一日一人の平均使用水量は三立方尺なるも、配水管は朝夕庖厨多忙なるときの水量と、消火用の水量とを運はざる可らず、故に朝夕の最大使用水量は平均使用水量の一倍半とす



るときは、人口三萬人に對する一秒時間の水量は一立方尺五六二五となる、之に消火水量として一分時間に六十立方尺を見込めば、一秒時間の合水量は二立方尺五六二五となる、即一晝夜には二萬四千四百立方尺の水量を、市内に送水することとせり、而して市内配水本管は、配水井の低水面即基線上七十九尺二寸八分にして、途中高部に屬する測點三百二十五號に於ける配水管の高さを、七十三尺三寸九分とせば、此の間の高低差は五尺八寸九分にして、距離は三百二十二間七分、然るに本計畫は、前に述べたるが如く、十吋鑄鐵管二條を並列布設するを以て、其一條より送る水量は二十二萬四千四百立方尺の二分一即ち十一萬七百立方尺なるが故に、測點三百二十五號に於て消耗する水頭は五尺八寸九分なり、尙配水井満水面の際は、前水量一晝夜二十二萬四千四百立方尺に對して、一倍半餘の増加となる。

配水區域内各地點に於ける有効水頭左の如し。

| 測點      | 磨擦水頭  | 有効水頭  |
|---------|-------|-------|
| 井内百五十三號 | 十二尺九寸 | 十四尺八寸 |
| 井内百七號   | 十四尺八寸 | 十四尺八寸 |
| 井内百二十四號 | 十四尺八寸 | 十九尺五寸 |
| 井内百六十九號 | 十四尺七寸 | 十六尺七寸 |
|         | 十四尺八寸 | 十七尺七寸 |

二百五十七號

十六尺三寸

二十二尺三寸

以上第一線區域内

| 測點    | 磨擦水頭   | 有効水頭   |
|-------|--------|--------|
| 八十一號  | 十一尺八寸  | 九尺八寸   |
| 八十三號  | 十一尺八寸  | 十六尺六寸  |
| 八十九號  | 十三尺七寸  | 二十二尺七寸 |
| 百六號   | 二十一尺二寸 | 二十九尺八寸 |
| 百七十九號 | 十四尺二寸  | 十五尺七寸  |
| 百三十四號 | 十五尺七寸  | 二十六尺四寸 |
| 百四十九號 | 十六尺八寸  | 二十四尺九寸 |

以上第二線區域内

備考 水頭は、配水井底水面即基線上、七十九尺二寸八分として計算したり。

第三節 工事設計概要

沈澱池引入口

一水門

此工費金八拾八圓四拾九錢六厘

幅貳尺高四尺



一 沈澱池堤防

延長六百貳拾六間六分

此工費金貳千九百參拾圓拾四錢九厘

一 淨水工場誘水工事  
此工費金六百八拾圓九拾七錢六厘

法長貳拾壹尺幅四尺

一 沈澱池注入井間石造階段  
此工費金四拾八圓八拾四錢五厘

一 惡水掘土留

延長參百參拾壹間八分壹厘

但沈澱池堤防の外側に施行

此工費金千六百四拾五圓五拾錢參厘

一 沈澱池注入井間下水堀架設板橋

長七尺巾六尺

此工費金貳拾壹圓九錢六厘

一 多田野源水導水管修繕

延長四百八拾六間

此工費金貳千百拾壹圓七拾參錢四厘

一 多田野源水導水陶管

延長百七拾七間三分

此工費金七百四拾八圓七錢四厘

一 道路改修延長貳拾七間七分六厘

巾貳間五分

此工費金參拾六圓拾貳錢四厘

一 淨水工場圓形注入井

直徑九尺

此工費金四百五拾九圓貳拾參錢貳厘

一 濾過池

長七十五尺巾六十尺深八尺三個

此工費金壹個分壹萬六千九拾五圓參拾四錢八厘

一 濾過量水井

長七尺五寸巾三尺深九尺四寸三個

此工費金壹個分貳千參百參拾壹圓拾參錢五厘

一 配水池

長九十尺巾六十六尺深十一尺二個

此工費金壹個分壹萬九千五百六拾八圓五拾錢九厘

一 配水池屋根

梁間六十八尺桁行百八十八尺

此工費金貳千九百四拾貳圓四拾六錢六厘

一 淨水工場配水井

長十二尺巾四尺深十一尺

此工費金五百六拾參圓參拾八錢貳厘

一 砂置場

長十間巾五間高五分

此工費金四百五拾貳圓六錢五厘

一 砂洗場



- 一 此工費金七拾五圓參拾八錢參厘
- 一 淨水工場鐵管布設一式
- 一 此工費金千八百五拾圓五拾七錢
- 一 淨水工場陶管布設一式
- 一 此工費金六百七拾壹圓貳拾錢八厘
- 一 淨水工場築立一式
- 一 此工費金八百五拾四圓貳拾參錢六厘
- 一 材料置場地均
- 一 此工費金貳拾九圓九拾七錢八厘
- 一 淨水工場周圍柵欄
- 一 此工費金參百八拾壹圓七拾貳錢參厘
- 一 濾過池及配水池混凝土築積假粹
- 一 此工費金貳拾圓五拾錢
- 一 淨水工場石樋
- 一 此工費金五百九拾八圓六拾六錢五厘
- 一 惡水 拔
- 一 延長百三十一間六分八厘

- 一 此工費金六百九拾八圓九拾六錢貳厘
- 一 遺地 費
- 一 此買上代金千五百八拾八圓參拾六錢參厘
- 一 配水本管線測點三十三號三十四號間
- 一 暗渠
- 一 此工費金六拾七圓八拾六錢參厘
- 一 空氣 拔
- 一 此工費金百八圓九拾貳錢貳厘
- 一 市內鐵管布設一式
- 一 此工費金六萬壹千六百五圓七拾九錢五厘
- 一 市內共用檢布設一式
- 一 此工費金參千貳百九拾圓四拾錢
- 一 市內消火栓布設一式
- 一 此工費金千八百九拾四圓參錢五厘
- 一 消火栓用附屬品
- 一 此工費金參百九拾六圓四拾四錢



一 市内十吋水瓣布設一式 二 個 所  
 此工費金六拾五圓九拾四錢  
 一 市内八吋水瓣布設一式 五 個 所  
 此工費金四拾五圓四拾四錢  
 一 市内六吋水瓣布設一式 三十六 個 所  
 此工費金參拾四圓九拾四錢  
 一 市内四吋水瓣布設一式 五 個 所  
 此工費金貳拾四圓四拾四錢  
 一 市内三吋水瓣布設一式 壹 ヶ 所  
 此工費金拾八圓九拾四錢  
 一 市内專用 布設一式 壹 ヶ 所(參考)  
 此工費金貳拾六圓拾壹錢  
 一 工 營 事 務 所 梁間三間桁行六間  
 此工費金參百七拾七圓六拾五錢九厘  
 一 物 置 梁間二間桁行三間  
 此工費金六拾六圓九拾參錢

一 便 所 梁間六尺桁行十二尺  
 此工費金五拾五圓拾壹錢

一 鐵管壓力試驗費  
 此費用金七百四拾七圓

第四節 布設費收入支出の方法  
 水道布設目論見設計計畫に依る布設費收入支出の方法左の如し

自明治四十二年  
 至同四十三年度  
 水道布設費收入支出の方法

|                    |     |           |
|--------------------|-----|-----------|
| 一金拾六萬四千參百八拾壹圓六拾錢六厘 | 收 入 | 總 額       |
| 金拾萬九千貳百六拾四圓四拾壹錢四厘  | 內 譯 | 明治四十二年度收入 |
| 金五萬五千百拾七圓拾九錢貳厘     | 支 出 | 明治四十三年度收入 |
| 一金拾六萬四千參百八拾壹圓六拾錢六厘 | 內 譯 | 支 出 總 額   |
| 金七萬五千八百拾圓四拾五錢九厘    | 內 譯 | 明治四十二年度支出 |



金八萬八千五百七拾壹圓拾四錢七厘

明治四十三年度支出

一一二

### 第六章 水道布設費の可決

水道布設に關する議案

新水道布設目論書、布設費の豫算及び其の收支方法等の調査全く成る、今泉町長、工費負擔の過重を顧慮せざるに非ざりしも、一日も延期すべからざる事業なりしを以て、助役國分伴吾と熟議畫策し漸く成案を得、明治四十年二月十四日町會を招集せり、當日の議案は左の如し。

○水道布設に關する議案

- 一、本町水道布設工事、別紙設計書の通施行するものとす、而して其起工は、認可の日より一ヶ月以内とし、竣功は起工の日より二ヶ年以内とす。
- 二、前項布設費の収入は、年賦借入金で以て之に充て、支出は二ヶ年繼續とし、特別會計を以て之を取扱ふものとす、其借入の方法支出の豫算、及水道使用料徴收方法、並水道經常費收支の概算左の如し。

工費を以て伊那山町水道布設費支出豫算

一金八萬六千貳百拾九圓九拾四錢九厘

工

事 費

金五萬七百六十貳圓六拾六錢九厘

内

淨 水 工 費

金參千五百拾八圓四拾五錢壹厘

沈澱池工費

金壹萬七千貳百六拾六圓七拾壹錢壹厘

濾過池工費

金貳萬貳百七拾五圓八拾四錢八厘

配水池工費

金參千八百九拾七圓七拾四錢五厘

淨水工場費

金千參百八拾五圓拾五錢六厘

水瓣管購入費

金貳千八百八拾參圓四拾七錢八厘

陶管鐵管代及布設費

金千參拾五圓貳拾八錢

諸工費

金五百圓

雜費

金參萬五千四百五拾七圓貳拾八錢

配水工費

内

金參百八拾圓五拾錢

專用栓工費

金參千百五拾參圓拾錢

共用栓工費

金四千八百九拾六圓拾九錢貳厘

消火栓工費

金參千參百五拾五圓貳錢七厘

水瓣管購入費

一一三



金貳萬貳千八百貳拾貳圓四錢壹厘  
 金八百五拾圓四拾貳錢  
 一金千四百拾壹圓參拾參錢

陶管代及布設費  
 諸工費  
 土地買收費

内

金千四百拾壹圓參拾參錢

潰地買上代金  
 管理費

内

金四千八百九拾六圓

臨時委員實費辦償料

金千四百六拾圓

技術員以下給料

金五百六拾圓

事務所費

一金百八拾六圓七拾貳錢壹厘

旅費及諸手當

一金壹萬八千貳百拾六圓

町債利子償還金

内

金壹萬八千貳百拾六圓

据置年圓利子金

一金參百圓

豫備費

合計金拾壹萬參千八百五拾圓

ロ、町債に關する方法

一起債の金額 金拾壹萬參千八百五拾圓

一起債の方法 日本勸業銀行より借入するものとす

一利息の定率 据置期間年八分償還期間年七分

一償還の方法

自明治四十年 至同四十二年 二ヶ年間は据置とし、利子の償還に止め

自明治四十二年 至同五十六年 十五個年賦にて、

水道より生ずる収入金及町費を以て均等償還す、而して利子及償還金額は、毎年六月十二月の二回に支拂ふものとす。

但經濟の都合に依り、償還年限を短縮することある可し。

据置期間の利子 壹ヶ年金九千八百八圓  
 年賦期間の元利金 壹ヶ年金壹萬貳千五百圓拾貳錢

ハ 郡山水道使用料徴收方法

第一條 水道の給水を分ちて左の二種とす

第一種 専用給水

第二種 共用給水

第二條 専用給水の使用料は左の割合に依り徴收す

一等 一戸拾六人以上

年額金拾五圓



- 二等 一戸拾六人以下 同 拾貳圓
- 三等 一戸拾人以下 同 九圓
- 四等 一戸五人以下 同 六圓

官公署病院銀行會社は前項三等の額に依る

第三條 共用給水の使用料は左の割合に依り徴收す

- 一等 戸數等差割平均のもの 月額金參拾錢
- 二等 同上二十三等より二十五等まで 同 貳拾錢
- 三等 同二十三等以下のもの 同 拾錢

貧困者にして本等の料金を納むること能はざるものあるときは、町長は水道常設委員に諮り之を免除す

第四條 第二條第三條に依り、給水を受くるものにして、左の營業をなすときは、甲は當該使用料の三戸分、乙は同二戸分、丙は同一戸半分の額を徴收す。

- 甲、酒造業 湯屋
  - 乙、料理店 染物屋 旅人宿 醬油製造業 酒類販賣業
  - 丙、理髮業 飲食店 洗濯屋 牛馬宿 豆腐屋
- 前項の外之に準ず可き營業者あるときは、其額は別に之を定む。

第五條 第二條乃至第四條の外、特別に給水を要するもの、使用料は、町會の決議を以て其額を定む。

第六條 専用給水の使用料は、左の四期に分ち、毎期初月一日の現在に依り、其月十日迄に徴收す。

- 第一期 四月一日より 六月三十日まで
- 第二期 七月一日より 九月三十一日まで
- 第三期 十月一日より 十二月三十一日まで
- 第四期 翌年一月一日より 三月三十一日まで

新に給水する使用料は、月割を以て徴收す。

期間中、給水を中止又は廢止するも使用料は、減額せず。

第七條 共用給水の使用料は、毎月十日迄に徴收す。

新に給水する使用料は、其月十五日以前は全月分、十六日以後は半月分とし、隨時徴收す。

其月中給水を中止又は廢止するも、使用料は減額せず。

二、郡山町水道經常費收支概算

収入

一金壹萬參百七拾圓六拾錢

内

金五千百四拾八圓

水道使用料

専用使用料



金參千九百五拾八圓六拾錢  
 金貳千貳百六拾四圓  
 金參千五百九拾壹圓四拾參錢四厘  
 合計金壹萬參千九百六拾貳圓參錢四厘

共用 水使用料  
 營業用水使用料  
 町 稅

支 出

一金千九百九拾四圓  
 金參拾六圓  
 金千拾四圓  
 金百四拾四圓  
 一金貳百拾四圓六拾六錢四厘  
 內  
 金貳百拾四圓六拾六錢四厘  
 一金參圓貳拾五錢  
 內  
 金參圓貳拾五錢  
 一金壹萬貳千五百圓拾貳錢

管 理 費  
 常設委員會費雜償料  
 技術員以下給料  
 事 務 所 費  
 水道工事費  
 修 繕 費  
 諸 稅 及 負 擔  
 町 債 償 還 金  
 地租縣稅及民有地借地料

内

金壹萬貳千五百圓拾貳錢  
 金五拾圓

年賦債還元利金  
 豫 備 費

合計金壹萬參千九百六拾貳圓參錢四厘

幸に滿場一致を以て可決したり、只當日の議案は、陶管を取りたりしが、鐵管との比較研究の調査未了の爲めに、保留しおけり、同年四月に至り、調査完了したれば、同二十日再び町會を招集し、陶管鐵管布設費比較案を審議せり。

郡山町水道布設費豫算調

一金八萬五千貳百參拾五圓貳錢參厘  
 一金千五百八拾八圓參拾六錢參厘  
 一金七千七百貳圓七拾貳錢壹厘  
 一金貳百六拾七圓八拾九錢參厘  
 一金壹萬八千五拾六圓  
 計拾壹萬參千八百五拾圓

工 事 費  
 灌 地 買 上 代 金  
 管 理 費  
 豫 備 費  
 町債利子据置ニヶ年分年八果

但十五ヶ年賦借入牟利七朱



壹ヶ年均償還金壹萬貳千參百九拾圓參拾貳錢參厘  
鐵管に對する分

- 一金拾壹萬七千四百九拾壹圓貳拾五錢五厘
- 一金七百四拾七圓
- 一金千五百八拾八圓參拾六錢參厘
- 一金六千五百五拾八圓
- 一金貳百六拾七圓參拾八錢貳厘
- 一金貳萬四千四拾八圓

工 事 費  
鐵管壓力試驗費  
潰地買上代金  
管 理 費  
豫 備 費  
町債利子措置二ヶ年分年八朱

計金拾五萬參百圓  
但拾五ヶ年賦借入年利七朱

一ヶ年均償還金壹萬六千五百貳圓拾參錢貳厘  
差引比較

金參萬六千四百五拾圓

今泉町長開會を宣し、本橋主任比較案に就き利害得失を説明し、水道布設は一時的のものにあらずして、本町永遠の事業なれば、一時の増加を忍び、最も完全なる鐵管を布設するに如かずと附言し、町長助役も亦説明を補ひ、審議の上、鐵管案を可決して陶管を捨て、工費は町債とし、總額拾五萬有

餘圓を以て新水道布設の事に決定せり。

大正十三年二月の事なるが、神奈川縣秦野町々長及び町會議員數人來郡し、本町水道を視察せり其の言に云ふ、昨秋の震災にて、秦野水道の陶管大破し、修治の見込無し、若し最初に鐵管を使用したらんには、たとひ激震なりとも、斯くまでに損壊せざりしならん、貴町幸に範を秦野の陶管に取らず、鐵管を使用せられたるは羨む可し、弊邑亦今後鐵管を用ひんとす、云々、秦野水道は、本町水道の指導者なりしなり、然して今この言を聞く、當時、布設費を吝まずして鐵管を採りたる、當事者の思慮宜しかりしを證す可し、餘事ながらこゝに附記す。

第七章 水道布設財政計畫

第一節 敷設事業費の收支計算

本町の趨勢を見るに戸口は増加し産業は發達し生氣潑洩たりと雖も、水道布設の事たる本町空前の大事業に屬するを以て布設費の大部分は十四個年賦均等償還に依る町債を主とし、それに縣補助を要求し、町費をも編入して之を支辨するの財政計畫を立てたり、其收支豫算左の如し。

郡山町水道布設費收入支出豫算

金拾六萬四千五百圓



一金拾六萬四千參百八拾壹圓六拾錢六厘(豫算變更章第一節第四節參照)

內譯

收入總額

金貳千六百參拾九圓四拾壹錢四厘

金參千五百圓

金貳千九百參拾壹圓拾四錢

金貳千百圓

金四千圓

金六千貳百拾壹圓五錢貳厘

金拾四萬參千圓

水道基本金支出

水道附屬地賣却代

水道經常費殘金

雜收入

寄附金

町稅

町債

支出

一金拾六萬四千參百八拾壹圓六拾錢六厘

支出總額

內譯

金五萬四千六百九拾參圓參拾六錢貳厘

金參千七百四拾八圓四拾六錢六厘

是は沈澱池堤防築立工費貳千九百參拾圓拾四錢九厘、誘水工事費六百八拾圓九拾七錢六厘、

淨水工費

沈澱池工費

石造階段工費四拾八圓八拾四錢五厘、水門費八拾八圓四拾九錢六厘

金壹萬六千七百四拾參圓貳拾九錢六厘

濾過池工費

是は濾過池築設費壹萬六千九百九拾五圓參拾四錢八厘、砂洗場工費七拾五圓參拾八錢參厘、砂

置場工費四百五拾貳圓六錢五厘、混凝土假杵費貳拾圓五拾錢。

金貳萬參千九百九拾四錢

配水池工費

是は配水池築設費壹萬九千五百六拾八圓五拾錢九厘、同屋根工費貳千九百四拾貳圓四拾六錢

六厘、周圍石造石樋敷設費五百九拾八圓六拾六錢五厘

金六千貳百參拾五圓貳拾壹錢壹厘

淨水工場費

是は配水井築設費五百六拾參圓參拾八錢貳厘、圓形注水井工費四百五拾九圓貳拾參錢貳厘、

量水井工費貳千參百參拾壹圓拾參錢五厘、淨水工場築立費八百五拾四圓貳拾參錢六厘、惡水

掘土留工費千六百四拾五圓五拾錢參厘、周圍柵工費參百八拾壹圓七拾貳錢參厘

金貳千五百貳拾壹圓七拾七錢八厘

鐵管及陶管費

是は鐵管代及伏設費千八百五拾圓五拾七錢、陶管同上六百七拾壹圓貳拾錢八厘

金千參百參拾四圓九拾七錢壹厘

諸工費

是は多田野源水導水陶管工費七百四拾八圓七錢四厘、淨水工場道路改修工費參拾六圓拾貳錢

四厘、同板橋費貳拾壹圓九錢六厘、工營所建設費參百七拾七圓六拾五錢九厘、同物置所工費



六拾六圓九拾參錢、同便所工費五拾五圓拾壹錢、工事材料置場建設費貳拾九圓九拾七錢八厘  
金千圓 雜費

是は工事用雜品購入費及諸損料  
金六萬九千八百貳拾圓四拾七錢七厘 配水工費

金參千貳百九拾圓四拾錢 共用栓費  
是は共用栓百個購入費、及据付費

金貳千貳百九拾圓四拾七錢五厘 消火栓費  
是は消火栓六拾五個購入費、及据付費

金千七百五拾八圓六錢 水辦函費  
是は水辦函四拾九個敷設費

金六萬千六百五圓七拾九錢五厘 鐵管工費  
是は鐵管代及伏設費

金八百七拾五圓七拾四錢七厘 諸工費  
是は惡水拔工費六百九拾八圓九拾六錢貳厘、空氣拔工費百八圓九拾貳錢貳厘、暗渠工費六拾七圓八拾六錢參厘

金貳千百拾壹圓七拾參錢四厘 營繕費

是は多田野水源營繕費 水道伏替費

金參百圓 鐵管壓力試驗費

是は舊水道伏替費 漬地買上代

金七百四拾七圓 工事監督費

金千五百八拾八圓參拾六錢參厘 給料  
是は技術員七人、月俸平均貳拾五圓十八個月分、此金參千五百五拾圓、工夫五人日給壹圓十八個月分、此金貳千七百圓、事務員貳人月俸平均貳拾圓十八個月分此金七百貳拾圓、工事監督員三人月俸平均貳拾圓十八個月分此金千八拾圓、使丁一人月給八圓十八個月分此金百四拾四圓、

金貳千貳百圓 雜給

是は、技術員以下旅費七百圓、同手當五百圓、賞與及負傷手當千圓  
金五百七拾圓 事務所費

是は備品費參百圓、消耗品費百八拾圓、通信運搬費九拾圓



金貳百七拾圓

是は諸損料及雜費

金壹萬貳千貳百八拾六圓六拾七錢

町債利息費

是は借入金拾萬圓に對する十八個月分、四萬參千圓に對する一個月分据置利子年八分の割

金壹萬貳千圓

豫備費

第一節 町債と其償還

水道敷設事業繼續費の收支計算は、前回の如く、起債並償還方法は、明治四十年十一月十五日町會の議決を經、更に同四十二年四月八日及同年五月二十八日更正議決をなし左の如く之を定めたり就中、四十二年四月八日の町會は、本町に於ける町會中、最も活氣有り、最も緊張したるものにして、今に各議員の語頭に上る、議題は

水道布設費起債の件を、内務大臣兩大臣に申請し置きたるも、年度切迫に付、該事業は次年度に繰延、更正調査の上許可を受け實施するものとす、(議案第八號)なり

本案は、これより先き、四月二日に始めて會議し、其の後議事の都合にて休會し、今日再び之を議定するものなるが、賛成反對の兩派鎬を削りて必勝を期し、旅行中なりし賛成派黒澤議員を、電報にて呼び戻す程の競争なりしかば、全議員缺席なく參集せり、反對派の所説は、本町の歳出入は、僅に金參萬圓を越えざるに、水道工費年賦償還金壹萬貳千圓の負擔は過重と謂はざるを得ず、改良水道の

必要は明白なれども、時機尙早しとして無期延期を主張せり、賛成派は、無論即時決行を論じ、兩々相議するの結果、尙早論稍優勢なり、斯くと見たる町長、即ち議長席を助役に譲りて自ら議長に着き、賛成派の數に加はりたれば、兩派同數を得たり、是に於て、議長之を採決し、原案を可決確定せり、當日出席の議員は左の如し、

永戸直之介、安藤忠助、今泉久三郎、甲斐山忠左衛門、高田熊吉、櫻井龜太郎、木村精二郎、渡邊萬吉、横山熊吉、川口誠三郎、武田重藏、石井新右衛門、山口儀作、齋藤久之亟、橋本萬右衛門、宗形彌兵衛、根本祐太郎、横田治右衛門、國分處吉、黒澤利助、佐藤傳兵衛、瀧田專七郎、佐藤傳吉、今泉町長、

兩派議員中、曩きに多田野水道の功に依り、藍綬褒賞を得たる永戸甲斐山今泉三氏が、尙早論者の中堅たりしは一奇なり、されども、一旦議決後は、兩派相笑つて握手し、能く協同和衷、共に新水道の完成を圖りたるは論無し、

郡山町公債募集及償還方法議定案

第一條 明治四十二年度水道布設費に充つる爲め、金拾四萬參千圓を起債するものとす、

前項の公債は、明治四十二年度に金拾萬圓、同四十三年度に金四萬參千圓を募集するものとし、確實なる銀行をして之を引受けしむ、

第二條 本公債に對して發行する證書は、無記名利札附にして、壹萬圓五千圓貳千圓五百圓の五種と



し、其様式は別に之を定む、

第三條 募資金額は、引受銀行又は其代理店に於て、前條證書と引換ゆるものとす、

第四條 本公債利子の割合は、一箇年百分の七分七厘以内とし、毎年五月十一月に於て六個月宛分を支拂ふものとす、

但募集の月に於ては、證書發行の日より、償還の月に於ては、仕拂の日まで、日割を以て利子を支拂ふものとす、

第五條 本公債の元金は、明治四十三年度迄て之を据置き明治四十四年度より同五十七年度に至る十四年度間に於て、別紙償還年次表の通り償還するものとす、

募資金額減少するときは、前項年割償還額を減少す、

町財政の都合に依り、前二項年割以上の償還をなし、若くは其年限を短縮することある可し、元金の償還は、毎年十二月に於て支拂ふものとす、

第六條 本公債の元金及利子は、水道使用料及一般の歳入を以て之を支辨す、

第七條 本公債の元利金は、證書又は利札引換に支拂ふものとす、

第八條 本公債證書若くは利札、水火災等に由り消滅したるときは、町長に届出て、代證書若くは代利札の交付を請求することを得、此場合に於て、町長は、其消滅の證據明確なりと認むるときは、直に代證書若くは代利札を交付す可し、

第九條 本公債證書又は利札を、紛失したるときは、其旨町長に届出つ可し、其發見の時亦同し、

前項紛失の届出あるときは、之を公告し、滿一ヶ年を経て代證書又は代利札を交付す、但故障の申出ありたるときは、裁判所の確定判決あるにあらざれば交付せず、

代證書又は代利札交付に關する一切の費用は、紛失者の負擔とす、

第十條 本公債證書又は利札を、汚染毀損したるときは、代證書又は代利札を請求することを得、

前項の場合に於て、眞偽判別し難きものは、紛失證書の例に準し、汚染毀損の證據明確なるものは、代證書又は代利札を交付す、

但其費用に關しては第九條の例に依る、

第十一條 前三條の場合に於ては、代證書又は代利札の交付を要する迄て、之か元利金の支拂を停止す、

第十二條 代證書又は代利札を交付したるときは、前の證書又は利札は無効とす、

| 年 度    | 償 還 年 次 表 | 減 債 元 金   | 利 息        | 計          |
|--------|-----------|-----------|------------|------------|
| 明治四十二年 | —         | —         | 五、七七五・〇〇〇  | 五、七七五・〇〇〇  |
| 同 四十三年 | —         | —         | 八、八〇三・六七〇  | 八、八〇三・六七〇  |
| 同 四十四年 | —         | 三、〇〇〇・〇〇〇 | 一一、〇一一・〇〇〇 | 一四、〇一一・〇〇〇 |



|   |      |             |             |             |
|---|------|-------------|-------------|-------------|
| 同 | 四十五年 | 四、〇〇〇・〇〇〇   | 一〇、七八〇・〇〇〇  | 一四、七八〇・〇〇〇  |
| 同 | 四十六年 | 四、五〇〇・〇〇〇   | 一〇、四七二・〇〇〇  | 一四、九七二・〇〇〇  |
| 同 | 四十七年 | 六、〇〇〇・〇〇〇   | 一〇、一二五・五〇〇  | 一六、一二五・五〇〇  |
| 同 | 四十八年 | 六、五〇〇・〇〇〇   | 九、六六三・五〇〇   | 一六、一六三・五〇〇  |
| 同 | 四十九年 | 七、〇〇〇・〇〇〇   | 九、一六三・〇〇〇   | 一六、一六三・〇〇〇  |
| 同 | 五十年  | 九、〇〇〇・〇〇〇   | 八、六二四・〇〇〇   | 一七、六二四・〇〇〇  |
| 同 | 五十一年 | 一〇、〇〇〇・〇〇〇  | 七、九三一・〇〇〇   | 一七、九三一・〇〇〇  |
| 同 | 五十二年 | 一一、〇〇〇・〇〇〇  | 七、一六一・〇〇〇   | 一八、一六一・〇〇〇  |
| 同 | 五十三年 | 一三、〇〇〇・〇〇〇  | 六、三二四・〇〇〇   | 一九、三二四・〇〇〇  |
| 同 | 五十四年 | 一四、〇〇〇・〇〇〇  | 五、三二三・〇〇〇   | 一九、三二四・〇〇〇  |
| 同 | 五十五年 | 一六、〇〇〇・〇〇〇  | 四、二三五・〇〇〇   | 二〇、二三五・〇〇〇  |
| 同 | 五十六年 | 一九、〇〇〇・〇〇〇  | 三、〇〇三・〇〇〇   | 二二、〇〇三・〇〇〇  |
| 同 | 五十七年 | 二〇、〇〇〇・〇〇〇  | 一、五四〇・〇〇〇   | 二一、五四〇・〇〇〇  |
| 計 |      | 一四三、〇〇〇・〇〇〇 | 一一九、九一四・六七〇 | 二六二、九一四・六七〇 |

水道完成の翌年以後に於ける使用料の収入見込金額は、既往に徴し、將來人口の増殖と、土地の發展

第三節 水道使用料収入見込

とを豫算し、其の増収を見込みて採算せり、即ち向ふ十八ヶ年の内三年毎に遞次平均壹割つゝの増収を豫定したり、其三年壹割増加の見込は、既往二十ヶ年間の人口増加平均一割三分以上の増加に上り、殊に前十年より後十年に於て、増率の高きを見たるに據る、然れども、収入の確實を期し、一割として算出せり、即左の如し、

水道使用料収入年次見込書

| 年 度    | 收 入 金 額    | 年 度    | 收 入 金 額    |
|--------|------------|--------|------------|
| 明治四十四年 | 一一、二〇一・五六〇 | 明治五十三年 | 一六、一〇七・一八〇 |
| 同 四十五年 | 一二、一〇一・五六〇 | 同 五十四年 | 一六、一〇七・一八〇 |
| 同 四十六年 | 一二、一〇一・五六〇 | 同 五十五年 | 一六、一〇七・一八〇 |
| 同 四十七年 | 一三、三一一・七二〇 | 同 五十六年 | 一七、七一一・九〇〇 |
| 同 四十八年 | 一三、三一一・七二〇 | 同 五十七年 | 一七、七一一・九〇〇 |
| 同 四十九年 | 一三、三一一・七二〇 | 同 五十八年 | 一七、七一一・九〇〇 |
| 同 五十年  | 一四、六四二・八九〇 | 同 五十九年 | 一九、四八九・六九〇 |
| 同 五十一年 | 一四、六四二・八九〇 | 同 六十年  | 一九、四八九・六九〇 |
| 同 五十二年 | 一四、六四二・八九〇 | 同 六十一年 | 一九、四八九・六九〇 |

本町戸數三千十二戸の内、給水を受くるもの二千百九十七戸(免除又は使用せざるものは百十五戸)即總數の七分二厘九毛に







| 業種      | 給水量    | 料月金    | 年計        | 業種    | 給水量   | 料月金    | 年計      |
|---------|--------|--------|-----------|-------|-------|--------|---------|
| 諸營業     |        |        |           | 諸工場會社 |       |        |         |
| 酒造      | 九〇〇    | 六・六〇〇  | 一五八・四〇〇   | 煙草製造所 | 一、八〇〇 | 九・五〇〇  | 一四・四〇〇  |
| 料理店     | 九〇     | 一・〇〇〇  | 三八四・〇〇〇   | 眞製    | 九、〇〇〇 | 三二・一〇〇 | 三七三・二〇〇 |
| 染物業     | 二〇     | 一・二〇〇  | 一二九・六〇〇   | 正製    | 九、〇〇〇 | 三二・一〇〇 | 三七三・二〇〇 |
| 旅人宿     | 九〇     | 一・〇〇〇  | 五四〇・〇〇〇   | 製糸場   | 一、二〇〇 | 七・七〇〇  | 九二・四〇〇  |
| 醬油醸造    | 二四〇    | 二・四〇〇  | 二〇一・六〇〇   | 精米所   | 三二ヶ所  | 一五・三〇〇 | 一八三・六〇〇 |
| 酒類販賣    | 二九     | 一・〇〇〇  | 三三八・〇〇〇   | 製板所   | 三同    | 一五・三〇〇 | 一八三・六〇〇 |
| 理髮業     | 六一     | 一・〇〇〇  | 三七二・〇〇〇   | 鐵工場   | 三同    | 一五・三〇〇 | 一八三・六〇〇 |
| 飲食店     | 六一     | 一・〇〇〇  | 六二四・〇〇〇   | 計     |       |        | 三二七・一〇〇 |
| 洗濯業     | 九〇     | 一・〇〇〇  | 三六・〇〇〇    | 病院    | 三二ヶ所  | 五・二〇〇  | 一八三・六〇〇 |
| 牛馬宿     | 九〇     | 一・〇〇〇  | 三六・〇〇〇    | 計     |       |        | 一八三・六〇〇 |
| 豆腐屋     | 二〇     | 一・〇〇〇  | 二四・〇〇〇    | 諸營業   |       |        |         |
| 計       |        |        | 三、〇六九・六〇〇 | 洗湯業   | 一四一戸  | 一・五〇〇  | 二五二・〇〇〇 |
| 諸工場會社   | 給水量    | 料月金    | 年計        | 計     |       |        | 二五二・〇〇〇 |
| 紡績會社    | 三〇、〇〇〇 | 九四・一〇〇 | 一、二九・二〇〇  | 噴水其他  |       |        | 二〇〇・〇〇〇 |
| カーバイト會社 | 一、二〇〇  | 七・七〇〇  | 九二・四〇〇    |       |       |        |         |

一三四

計 二〇〇・〇〇〇 計量水總計 七、一七九・二〇〇

第四節 水道經常費收支概算

既に水道を布設したる上は、其維持經營に關する經常費は、他の經營とは異り、其收入の如何に係らず、之を支出せざる可らず、加之町債償還あり、今後の收支果して如何なる可きか、概算すること左の如し、

郡山町水道經常費收入支出概算

| 内                                      | 收 入   | 支 出 |
|--|-------|-----|
| 一金壹萬六千六百八拾四圓貳拾六錢                       | 收 入   | 支 出 |
| 内 譯                                    | 高     | 高   |
| 金壹萬貳千百壹圓五拾六錢                           | 水道使用料 |     |
| 是は、放任給水料六千參百五拾八圓貳拾錢、計量給水料五千七百四拾參圓參拾六錢、 |       |     |
| 金四千五百八拾貳圓七拾錢                           | 町 税   |     |
| 是は町税賦課徵收金                              |       |     |
| 支 出                                    |       |     |
| 一金壹萬六千六百八拾四圓貳拾六錢                       |       |     |
| 内 譯                                    |       |     |



水道常設委員實費辨償料

金參拾六圓  
 是は委員三人一人一個年拾貳圓  
 金千拾四圓  
 是は技術員一人月俸貳拾五圓、事務員一人月俸拾貳圓、工夫月給拾五圓一人、拾貳圓一人、拾圓一人、小使月給五圓一人、監守人年手當參拾圓、旅費參拾六圓、  
 金百八圓  
 是は備品參拾圓、消耗品費四拾貳圓、印刷費貳拾四圓、通信運搬費拾貳圓  
 金貳百拾四圓六拾壹錢  
 是は多田野源水修繕費參拾圓、淨水工場及市内配水修繕費六拾圓、濾過池砂洗滌費百貳拾四圓六拾壹錢、

諸稅及負擔

雜給

事務所費

水道修繕費

豫備費

町債償還金

第五節 町債償還の計畫  
 水道布設に關する町債拾四萬參千圓は、之を如何なる財源に要めて償還す可きか之か計畫は大に攻究

を要するところなり、町當局は、本町の現状を基礎とし、將來を慮り、細心の注意を以て左表の如き案を立てたり、即ち水道完成の明治四十四年より、向ふ十四個年、町債年償還の間、水道使用料の收入は毎三年に一割つゝを増加するものとし、又水道經常費も三年毎に一割を増加し、償還額は財力の安定を主として、漸次之を増額し、初期偏重の憂なからしめんことを期し、明治四十二年度据置、利子は拾四萬三千圓に對する九ヶ月分、同四十三年度は同上十二ヶ月分を計上せり、使用料收入概算は、確實を期せんかため、總て、端に見込みたるは、前既に述べたる如し、

水道布設費償還に關する收支豫算年次表

| 年 度    | 收 入    |       |        | 支 出     |       |         |
|--------|--------|-------|--------|---------|-------|---------|
|        | 水道使用料  | 町 稅   | 計      | 償還殘金    | 償還元金  | 同 上 計   |
| 明治四十四年 | 一一・〇〇〇 | 三・四三六 | 一五・四三六 | 一四三・〇〇〇 | 二・〇〇〇 | 一四五・〇〇〇 |
| 同 四十五年 | 一一・〇〇〇 | 四・二〇五 | 一六・二〇五 | 一四〇・〇〇〇 | 二・〇〇〇 | 一四二・〇〇〇 |
| 同 四十六年 | 一一・〇〇〇 | 四・三九七 | 一六・三九七 | 一三六・〇〇〇 | 二・〇〇〇 | 一三八・〇〇〇 |
| 同 四十七年 | 一一・二〇〇 | 四・四九三 | 一七・六九三 | 一三一・五〇〇 | 二・〇〇〇 | 一四三・五〇〇 |
| 同 四十八年 | 一一・二〇〇 | 四・五三一 | 一七・七三一 | 一二五・五〇〇 | 二・〇〇〇 | 一二七・五〇〇 |
| 同 四十九年 | 一一・二〇〇 | 四・五三一 | 一七・七三一 | 一一九・〇〇〇 | 二・〇〇〇 | 一二一・〇〇〇 |
| 同 五十年  | 一四・五〇〇 | 四・八四九 | 一九・三四九 | 一一二・〇〇〇 | 二・〇〇〇 | 一二四・〇〇〇 |



| 年 度    | 收 入     |        | 償還殘金    | 支 出          |                |
|--------|---------|--------|---------|--------------|----------------|
|        | 水道使用料   | 町 税    |         | 同償還元金<br>同利子 | 同上計 水道經常費      |
| 明治五十一年 | 一四・五〇〇  | 五・一五六  | 一〇三・〇〇〇 | 一七・九三二       | 一九・六五六         |
| 同 五十二年 | 一四・五〇〇  | 五・三八六  | 九三・〇〇〇  | 一八・一六一       | 一九・八八六         |
| 同 五十三年 | 一六・〇〇〇  | 五・二一一  | 八二・〇〇〇  | 一九・三三四       | 二二・三二一         |
| 同 五十四年 | 一六・〇〇〇  | 五・二一〇  | 六九・〇〇〇  | 一九・三三三       | 二二・三二〇         |
| 同 五十五年 | 一六・〇〇〇  | 六・一三三  | 五五・〇〇〇  | 二〇・二三五       | 二二・三三二         |
| 同 五十六年 | 一七・五〇〇  | 六・五九〇  | 三九・〇〇〇  | 二二・〇〇三       | 二四・〇六〇         |
| 同 五十七年 | 一七・五〇〇  | 六・二二七  | 二〇・〇〇〇  | 二二・五四〇       | 二二・六二七         |
| 合 計    | 一〇一・一〇〇 | 七〇・二五五 | 二七二・三五五 | 二四八・三三六      | 二四・〇一九 二七二・三五五 |

第六節 本町財政の現状

水道改良布設費總額金拾六萬四千參百八拾壹圓六拾錢六厘にして其收入は水道基本金貳千六百參拾九圓四拾壹錢四厘水道附屬地賣却代參千五百圓、寄附金四千圓、布設費一時預入利子貳千圓、町債六千二百拾壹圓五錢貳厘、水道經常費殘金貳千九百參拾壹圓拾四錢、町債(公債發行)拾四萬參千圓とし、其工事は二ヶ年繼續事業なるを以て、町債も又分割して明治四十二年度に拾萬圓、同四十三年度に四萬參千圓を發行し、日本興業銀行に於て之を引受くるものとす、

町債の償還は、明治四十二、三年の二個年据置にて、同四十四年より同五十七年に至る十四個年間に償還するものとし、其利子は年七分七厘にして、毎年五月、十一月の二回に、償還金と共に之を支拂ひ、其金額は一個年金壹萬四千拾壹圓乃至金貳萬貳千參圓にして、之に對する收入は、使用料金壹萬貳千圓乃至壹萬七千五百圓、町税參千四百參拾六圓乃至金六千五百九拾圓とす、而して据置年間の利子は、合計金壹萬四千五百七拾八圓六拾七錢、内明治四十二年度五千七百七拾五圓は、其財源を一時預入金利子金貳千圓、水道基本金貳千六百參拾九圓四拾壹錢四厘、町費金壹千參拾五圓五拾八錢六厘とし、同四十三年度八千八百參圓六拾錢七厘は、水道附屬地賣却代金參千五百圓、前年度繰越金貳百貳拾五圓、町費金五千七拾八圓六拾七錢を以て之に充つ、

明治四十二年度に於て、町費より金貳千五百貳拾五圓を補足す可き財源は、同年度歳入出豫算戸別割賦課戸數貳千七百五拾に對し、四月一日現在賦課戸數貳千八百四拾四戸<sup>九十四</sup>及營業稅割營業割等歳入超過の狀況に在るを以て、其賦課額は一戸平均金九拾壹錢餘に過ぎざるにより、負擔過重の虞なきものとす、又同四十三年度に於て、町費より金五千九百七拾八圓五錢貳厘<sup>九錢七厘餘</sup>を補充す可き財源は、四十二年度に於ける起債金參千六百圓、及其利子凡六ヶ月分金貳百拾六圓、合計年參千八百拾六圓の償還を要するも、四十二年度に於て支出せる町債費の四千貳百拾參圓<sup>四十二年度は前年度起債額七千七百貳拾參圓は同年度實負擔額</sup>の支出を要せされは、町債費に於て却て<sup>參百</sup>減す可し、加之明治四十二年度に支出せる臨時費中、役場移轉に伴ふ諸費金四百七拾九圓、勸業費金壹千圓、財産費參百拾五圓、







### 第三編 準備編

#### 第一章 水道敷設

##### 第一節 敷設認可稟請

明治四十年二月十四日、本町會に於て改良水道敷設を可決するや、只管ら書類の調製に勉め、關係書類の調査を了し、同年三月十三日認可稟請書を提出せり即ち左の如し、

##### 水道敷設認可稟請書

福島縣安積郡郡山町

本町は、元來水利に乏しく、且つ水質不良の地にして、飲料に適する堀井戸の如きは、僅々三十餘個所に過ぎず、故に去る明治二十年中、本郡多田野村地より湧出する清泉に源を索め、二里餘の間木管を敷設し、之を市に導き入れ、一般の使用飲料に供給し來り候處、追々人口増殖し、其當時に比すれば殆んど二倍以上の増加を見るに至れり。殊に近來は、各種工業の振興するに伴ひ、此等に要する水量は益々多きを加へ、年一年に戸口繁殖市街股賑に向ふと共に、給水既に缺乏を告げ、水道改良擴張の事業は、目下焦眉の急に相迫り候に付、明治三十九年七月以來調査設計に従事し、別紙目論見書の通り、本町公費を以て布設の儀、町會に於て議決候條、御認可相成度關係書類並圖

面相添此段及稟請候也、

明治四十年三月十三日

福島縣安積郡郡山町長今泉久次郎

内務大臣 原 敬殿

この認可稟請書は、杜撰の點多く、提出後、訂正の爲めに、一時下戻しを請ひたること三回（四十年三月二十九日、四十一年三月五日、四十二年三月二十五日）訂正したる稟請書と引換を請ひたること一回（四十一年七月二十一日）事項の説明を求められたること一回に及べり（四十年十二月四日）

左記の事項取調説明せられたし、

土木局

- 一、多田野湧水量は一晝夜六萬千立方尺にして現今木管損所を生せるを以て、通水量は其三分一に減少せり、之を修繕するときは六萬千立方尺の水量を得るも、尙ほ、約二萬九千五立方尺の水量を不足するを以て、之を下の池より引用する旨説明しあるも、木管修繕の設計、及豫算なし、又多田野湧水量測定の方法、並灌漑水に支障を來すことなくして、下の池より毎日約三萬立方尺の水量を引用し得る理由不明なり、
- 一、沈澱池の有効水深は、水量計算書に四尺五寸とあるも、圖面によれば四尺以内にして兩者一致せず。
- 一、沈澱池送水口には、三段に管口を開けるも、各口に水扉の設なく、唯一個の水扉を施設せるは、上層より引水するに不適當なるを以て、各口に水扉を設くるの必要あり、



- 一、沈澱池堤防を貫通せる鐵管埋設の設計、及豫算見當らす、
- 一、濾過速度を調整する設備なし、此は當然設置するの必要あり、
- 一、淨水工場に於ける水瓣は特に瓣函を設けて之を施設あるも、便宜井又は他に假設するも不可なる可し、
- 一、有効水頭は、配水池満水の際に於て、如寶寺上手測點三百三十一號附近に於ては、地面上約二尺、金透小學校脇測點七十一號附近に於ては同約八尺なり、以下市街に於ては資料不足なるを以て、正確に算定すること能はざるも、試に概算するに、配水本管筋に於て二十尺乃至三十五尺に過ぎざる可し、
- 一、本水道は、防火には唧筒を用ひ、又絹絲紡績會社如寶寺第一小學校方面の高臺には、給水せざる方針なるや否や並に配水區域、各地點に於ける有効水頭を知りたし、
- 右内務省の質問に對しては翌明治四十一年一月二十一日左の説明書を送れり、
- 一、多田野水源の湧出量を測知せんが爲め、假に堰を設け、之が水量を調査するに、堰關一尺として、深さ二寸九分を得、之に依りて計算の結果、零立方尺五〇九六三となる、故に一晝夜には四萬三千三十五立方尺なり、(當時は湧出量の最も減少せる季節なり)
- 一、沈澱池の水面は、基線上九十六尺(淨水工場縦斷面圖參照)送水口の水扉は、別紙第七工事方法圖書に記載す、

- 一、如寶寺及絹絲紡績會社方面の高臺は、何れも有効水頭以上なるを以て、普通の順序にては給水の見込なきも、他日有効水頭以下に井戸を設けて注水するの豫定なり、尤も金透小學校は、在來の溜井に注水するの見込なり、
  - 一、配水區域内、各地點に於ける有効水頭は、工事方法書欄に記載したるを以て略す、
  - 水道敷設認可稟請以來、照復等に依り遷延既に三ヶ年に亘れども、認可を得るに至らず、町は大早に雲霓を望むが如く、水道改良の實現を希ひ、町當局は資金調達に奔走し、既に内諾を得たるに拘らず、認可未済のため工事に着手すること能はず、今泉町長國分助役等交々内務省に至りて認可を促し、又本橋主任をして上京滞在せしめ、日々土木局並に衛生局に至りて交渉の任に當らしめ、明治四十二年十月二日に至りて、漸く認可を得たり即ち左の如し、
- 福 島 縣 郡 山 町
- 明治四十年三月十三日附進第一〇一號申請水道敷設の件水道條例第三條に依り認可す
- 明治四十二年十月二日
- 内務大臣法學博士男爵 平田 東助
- 内務省福甲第六九號
- 郡山町水道敷設の件、今般別紙の通認可相成候、其水道水源に接続する、多田野村地溝渠の件に就ては、客年六月五日附並同月十三日御回答の次第も有之候へ共、尙ほ降雨時其他種々の時季に於て、實地に就き調査し、是非共必要なるに於ては、其流入口を、下位に變更する等、相當措置せし



め候様、御取計相成度此候及通牒候也

明治四十二年十月二日

内務省土木局長 犬塚勝太郎  
内務省衛生局長 窪田静太郎

福島縣知事 西澤正太郎殿

第一一節 補助金申請並其認可

明治四十二年十月二日、水道布設認可せらるゝや、本縣知事に對し、同月五日縣稅補助を申請したり、其全文左の如し、

水道敷設費縣稅補助申請書

福島縣安積郡郡山町

水道敷設費總額

一金拾六萬四千參百八拾壹圓六拾錢六厘

内 譯

金拾貳萬參千參百八拾壹圓六拾錢六厘

町 負 擔 額

金四萬壹千圓

縣稅補助申請額

内

金壹萬四千圓

明治四十三年度補助

金壹萬參千五百圓

明治四十四年度補助

金壹萬參千五百圓

明治四十五年度補助

右郡山町の儀は、元來水利に乏しく、且つ水質不良にして飲料に適する堀井戸の如きは、僅々數十個所に過ぎず、爲めに去る明治二十二年中本郡多田野村地内より湧出する清泉を水源となし、二里餘の間本管を布設して之を市内に配水し、飲料使用に供給し來り候處、明治三十四年町會の議決に依り、本縣に稟請して技師の派遣を請ひ、水道改良の設計をなしたるに、其工費巨額に上り、當時本町の資力に副はざるの虞あるを以て、一旦之を中止するの止むなきに至り、次て三十五年の暴風雨凶歉に遭遇し、再び水道計畫をなすの機なく、遺憾ながら舊來の水道に頼り、交代配水等の姑息方法を施し、常に水量の欠乏を訴ふるに拘らず、在昔今日に至れり、然るに、該水道は布設以來幾多の暴霜を経て、木管腐朽し、所々漏水して濁濁を來し、修繕に修繕を加ふるも、水量不足にして到底本町の需用を充たすに足らず、今や戸口は年一年に増殖し、明治二十年即ち水道布設の當時に比すれば、二倍以上に達し、各種事業の興起に伴ひ、多量の水を要するは言を俟たず、又衛生上火防止水道擴張改良は焦眉の急に迫り、明治二十九年更に町會の議決に依り水道敷設計畫の議を決し、同年七月一日以來事務所を設け、本町宇籠山地内下の池を以て沈澱池となし、同池に貯溜する水量に多田野源水より來る水を聚合し、之を濾過清淨して其れより鐵管布設市に普く給水する設計をなし、爾來精密なる調査を遂げ、明治四十年三月十二日附を以て之が認可を主務省に稟請し、本年本月二日附を以て認可相成候處、布設費は總計拾六萬四千參百八拾壹圓六十錢六厘の多額にして、



内壹萬五千七百七拾圓五拾五錢四厘は、舊水道に屬する基本金同附屬地賣却代雜收入等を以て補填するも、拾四萬九千貳百拾壹圓五錢貳厘は、全く町費を以て支辨するの外他に財源無之、本町に於ける經常の歳出は、時勢の進運に伴ひ、年一年に増加し、極力節約を加ふるも、民費多端に趨くは勢の免れざる所に有之、又町勢の發展膨張と共に、教育衛生等將來必須の施設に要する費用は、陸續前途に迫りつゝある現狀なれば、事情御洞察の上、何卒特別の御詮議を以て、前記の金額明治四十三年度より、向ふ三箇年間縣費より、御補助被成下度別紙關係書類相添此段申請候也

明治四十二年十月五日

福島縣安積郡郡山町長 今泉久次郎

福島縣知事 西澤正太郎殿

於是西澤本縣知事は、補助申請に對し、金參萬圓を、明治四十三年度より同四十四年度に至る繼續補助として、壹箇年金壹萬五千圓づゝ交付の議案を明治四十二年十二月開會の縣會に提出せられしに、同年同月十三日、縣會は之を可決したるを以て、同四十三年三月書類を訂正し

一 水道布設工事設計書

正副貳通

一 水道布設上必要なる圖面

同 上

一 町會決議謄本

壹 通

但歳入出豫算の全部を謄寫したるものを添へ改めて進達すべき通牒あり、本町は關係書類を調製し改めて左記水道布設費縣稅補助申請書を進達せり（明治四十三年四月二十

七日）

水道布設費縣稅補助申請書

一金拾五萬九千八百拾七圓六拾錢六厘

内 譯

福島縣安積郡郡山町  
水道布設費總額

金拾貳萬九千八百拾七圓六拾錢六厘

町 負 擔 額

金參萬圓

縣稅補助申請額

内

金壹萬五千圓

明治四十三年度補助

金壹萬五千圓

明治四十四年度補助

（申請文書は前申請書と大同小異に付省略す添付書類同）

縣は本町の補助申請に對し、同年九月十五日左の如く指令せり、

安積郡郡山町長

本年四月二十七日附進第一四三號申請水道布設費補助の件開届け、明治四十三年度及明治四十四年度に於て、各金壹萬五千圓交付す可く候條、工事は來る四十四年三月三十一日迄に竣功を告ぐ可し

明治四十三年九月十五日

福島縣知事 西久保弘道



第三節 沈澱池に關する承認

水道改良の設計は、當町字麓山地下の池を沈澱池とするの計畫なり、抑も同池は、猪苗代湖安積疏水分流の貯水池にして、當町並に小原田村の耕地灌溉に供するものなり、今此池を使用し、且其水量の供給を受けんとせば、たとへ官有溜池なりとも安積疏水普通水利組合の承認を求めざる可らず、於是當町は明治四十年三月左記申請を達せり、

飲料水沈澱池承認の儀申請

本町水道用水の儀は、元來個人引用の堀井戸と、字麓山下の池より分水注入する皿沼池水の引用に過ぎず、故に本郡多田野村地に源水を索め、木管を以て市に引き入れ、一般の飲料水に供給し來り候處、雨雪に際し濁水混入し、飲料に適せず、之を改良するは、衛生の急務に有之、今般右麓山下の池を沈澱池となし、從來使用の飲料水を同池に注入し、皿沼池の配水は、改良工事の竣工と同時に廢止するの調査設計中に候條、該池を以て、本町飲料水沈澱池と爲すの件、御承認相成度此段申請候也

明治四十年三月七日

安積疏水普通水利組合管理者

福島縣安積郡長 武藤宗彬殿

福島縣安積郡郡山町長 今泉久次郎

右の申請に依り、管理者安積郡長は、同年同月十一日開會水利組合會議に沈澱池承認諮問案を提出

し  
同組合會は慎重審議の上、承認に決定せり左の如し、

安積郡郡山町

右町水道改良工事施行に付、飲料水に供せんが爲め、郡山町字麓山下の池を以て、沈澱池となし、同池より水量を供給することを承認す

安積疏水普通水利組合管理者

明治四十一年二月二十日

福島縣安積郡長 池上安正

第四節 下の池使用申請

當町字麓山地 下の池は、元來耕地灌溉用水溜池にして、官有地なるを以て、之を沈澱池と爲すには、疏水組合の承認を得ると同時に、使用許可を受けざる可らず、此を以て明治四十三年三月、本縣知事に宛て左の使用願を達せり、

水道用沈澱池に充つる爲め官有地使用願

- 福島縣岩代國安積郡郡山町字麓山三十番官有溜池反別八町五反七畝二十五步
- 一 實測反別八町六反二畝拾七步
- 一 同 縣同 國同 郡同 町字同所八十一番官有堤塘反別四段七畝二十步



一實測反別五反四畝五步

合計測實反別九町壹反六畝二十貳步

但自明治四十三年三月三箇年期  
至四十六年二月三箇年期

右本町水道飲料水道改良敷設之儀、去る明治四十年三月十三日附を以て、内務大臣に許可稟請、客年十月二日付を以て許可相成候處、其許可を受けたる沈澱池は、即ち前記の地所に築造する設計に付、今般直に其施工に着手致度、尤も灌溉其他公衆の支障等無之候間、本町へ無料使用の儀御許可相成度、別紙圖面並關係書類相添此段奉願候也

明治四十三年三月三日

福島縣安積郡郡山町長 今泉久次郎

隣地主 橋本萬右工門

隣地主 熊田 修司

福島縣知事 西久保弘道殿

水下關係地灌溉に關する説明

水道布設の爲め、沈澱池用地として郡山町字麓山三十番(下の池)官有溜池使用願に對する、水下關係の灌溉は、右沈澱池築設と同時に、其南側開成山通の道路に沿ふて設けある水路を取擧め、從來灌溉用として注入し來りたる水量は、該水路へ引入れ、關係水田に灌溉する設計なれば、水下灌溉の水量を減少し、又は支障等を來す可き虞なきものとす、如何となれば、此沈澱池には、常に多田野村水源より來る多量の水と、疏水路より分流する水の幾分を、飲料水濾過用に充て、灌溉の季節に

は、疏水分流の水は、専ら右水路に注入し、田地灌溉用に充つるの目的なればなり、且つ本町の發展膨脹すると共に、市街西南方に擴張し、現に溜池接近地迄で、從來の田地を埋め、絹絲紡績株式會社カーバイト株式會社牛乳合資會社製板所鐵工場其他民家等の敷地となり、目下尙ほ田地を宅地に變換しつゝ、家を建築し居る現狀なれば、此所二三年を出でざる中に、即ち水下灌溉地は、悉く市街地となり、現今灌溉に供し居る水路の如きは、全く其不必要に屬することは、今より信して疑はざる次第に御座候

(町會決議書其他添付書類略す)

右水道用沈澱池のため官有溜池及堤塘無料使用の件別記條件付きにて明治四十三年三月十六日福島縣知事西久保弘道の許可を得たり、

記

第一條 沈澱池用として使用す可き公有土地及水面は、願書添付の圖面區域内にして左の如し

安積郡郡山町字麓山三十番

一官有溜池反別八町六反貳畝二十七步

同 上 八十一番

一同堤塘反別五反四畝五步

第二條 本件土地及水面は、許可を受けたる用途以外に使用することを得ず



第三條 使用期間は、本指令の月より滿三個年とす

使用期間と雖も、當處に於て公益上必要と認むるときは、許可を取消し、若くは本條件を増減することある可し、此場合に於て使用人に損害を生ずることあるも、之が賠償をなさず

第四條 使用期間満了の場合に於て、沈澱用のため土地及水面に、附屬せし使用人の構造物にして、之が除却を必要と認むるときは、使用人若くは第三者をして、之が除却をなさしむ可し、此場合の費用は全部使用人の負擔とす

同溜池は、明治四十六年八月まで、養魚用として其使用を本町に許可しありたるものなり、沈澱池としての使用許可と同時に、さきの養魚用許可は、自然解除されたること勿論なり、

沈澱池使用許可の期間は、前記の如く滿三ヶ年なり、故に、其期限の滿つると同時に、又同様の使用願手續を履み、同様の許可を受くるを例とせり、

第二回 大正二年二月二十二日出願 同年 三月四日 許可

第三回 大正七年二月廿六日出願 同年 三月三十日許可

第五節 安積疏水組合へ寄附金問題

水道完成後のことなるが、安積疏水普通水利組合と、本町との間に、一問題を生じたり、類を以てここに附記し置かん、

大正四年二月、これより先き、水利組合にては、郡山水道が、疏水の水の一部を源水とする上は、

相當の使用料を徴集すべきものなりと爲し、交渉委員を設けて數たび交渉し來れり、此方は一旦之を峻拒したるが、小田原郡長小野口水利組合議員等の調停もありたれば、町會決議の上、同月二十八日、左の寄附金申請書を提出せり、

寄附金申請書

一金二百圓也

右は本町水道水源保護の爲め、其水路に當れる第五水路修繕費の内へ、大正四年度より、年々前記金額を、貴組合に寄附致度候間、御採用相成度此段及申請候也

大正四年二月二十八日

安積郡郡山町長 今泉久次郎

安積疏水普通水利組合管理者 小田原勇角殿

同年三月一日の同組合會議にては、全會一致にてこれが採納を決議せり、

第六節 水質の分析

水道の源水とするには、先づ水質の如何を決定せざるを得ず、因て、多田野源水、下の池源水等の分析鑑定を経たること一再にして止まず、今、その前後の結果を、ここに類集して、檢索に便す、

(イ) 明治三十四年縣分析

明治三十四年七月縣技手を聘して、水道改良の設計を企劃するや、第一水源多田野村地、宇木置場清水並第二水源當町宇麓山地内下池の水質試験を、本縣に稟請し、同年十一月檢査成績表を得たり、